経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	東神野川	伏免野	1392-1	98	イ	4	0	山林	0.92	ヒノキ	49	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	1
2	東神野川	伏免野	1392-1	98	イ	5	0	山林	0.42	ヒノキ	85	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	2

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	東神野川	伏免野	1392-1	98	イ	4	0	
2	東神野川	伏免野	1392-1	98	イ	5	0	
3								
4								
5								
6								
7								
8								

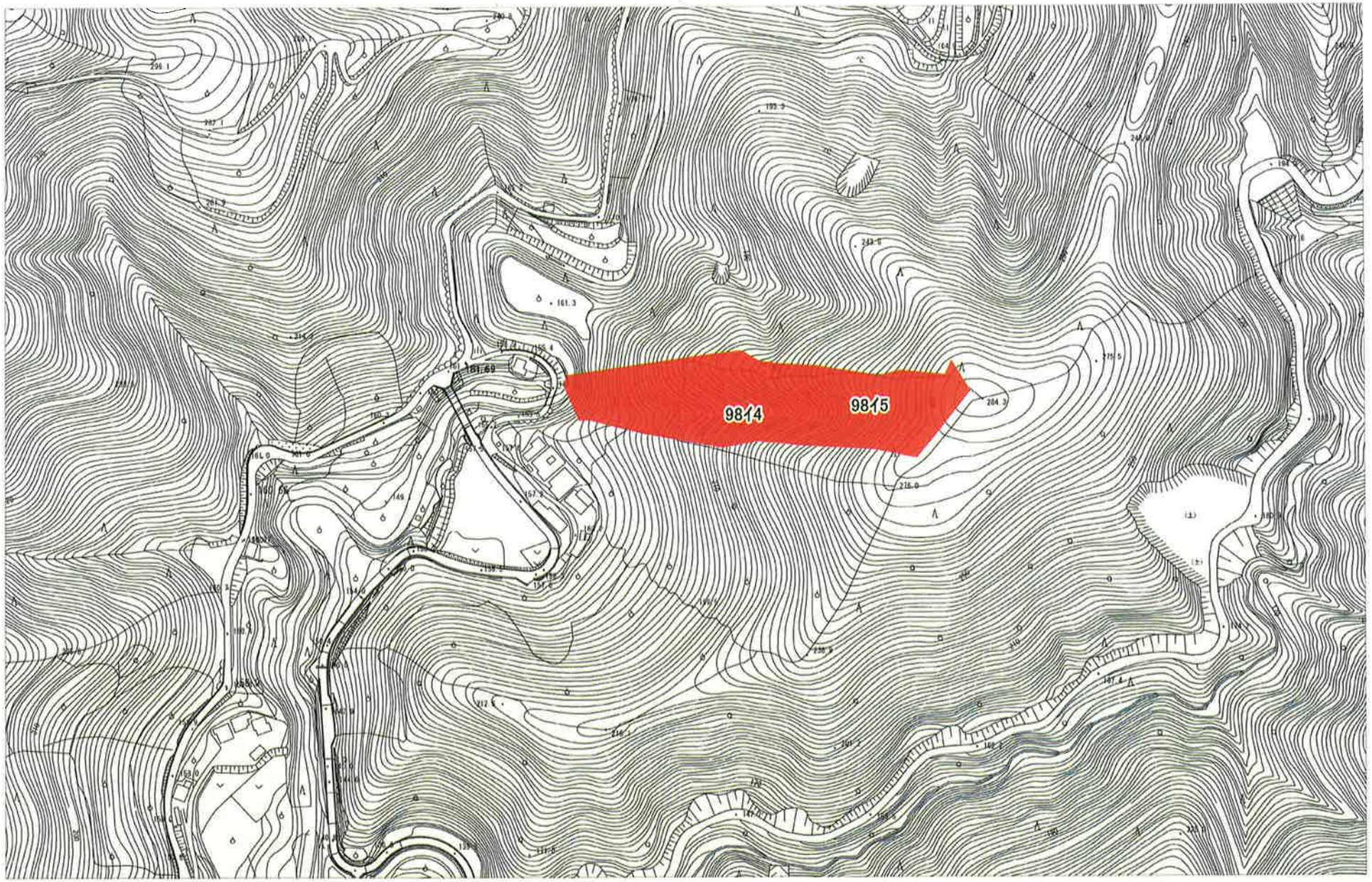

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける(乙)	(名称) みなべ町長　小谷芳正	(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称) [redacted]	(住所又は所在地) [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲に(D)を支払うべき時期、相手方及び方法	備考(現地連番)
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢(年生)						
1	東神野川	大谷口	1585 1586 1587	97	ニ	3	0	山林	1.01	ｽｷﾞ	60	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	3
2	東神野川	大谷口	1585 1586 1587	97	ニ	3	0	山林	4.45	ﾋﾉｷ	60	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	4

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村(乙)　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	東神野川	大谷口	1585 1586 1587	97	二	3	0	
2	東神野川	大谷口	1585 1586 1587	97	二	3	0	
3								
4								
5								
6								
7								
8								

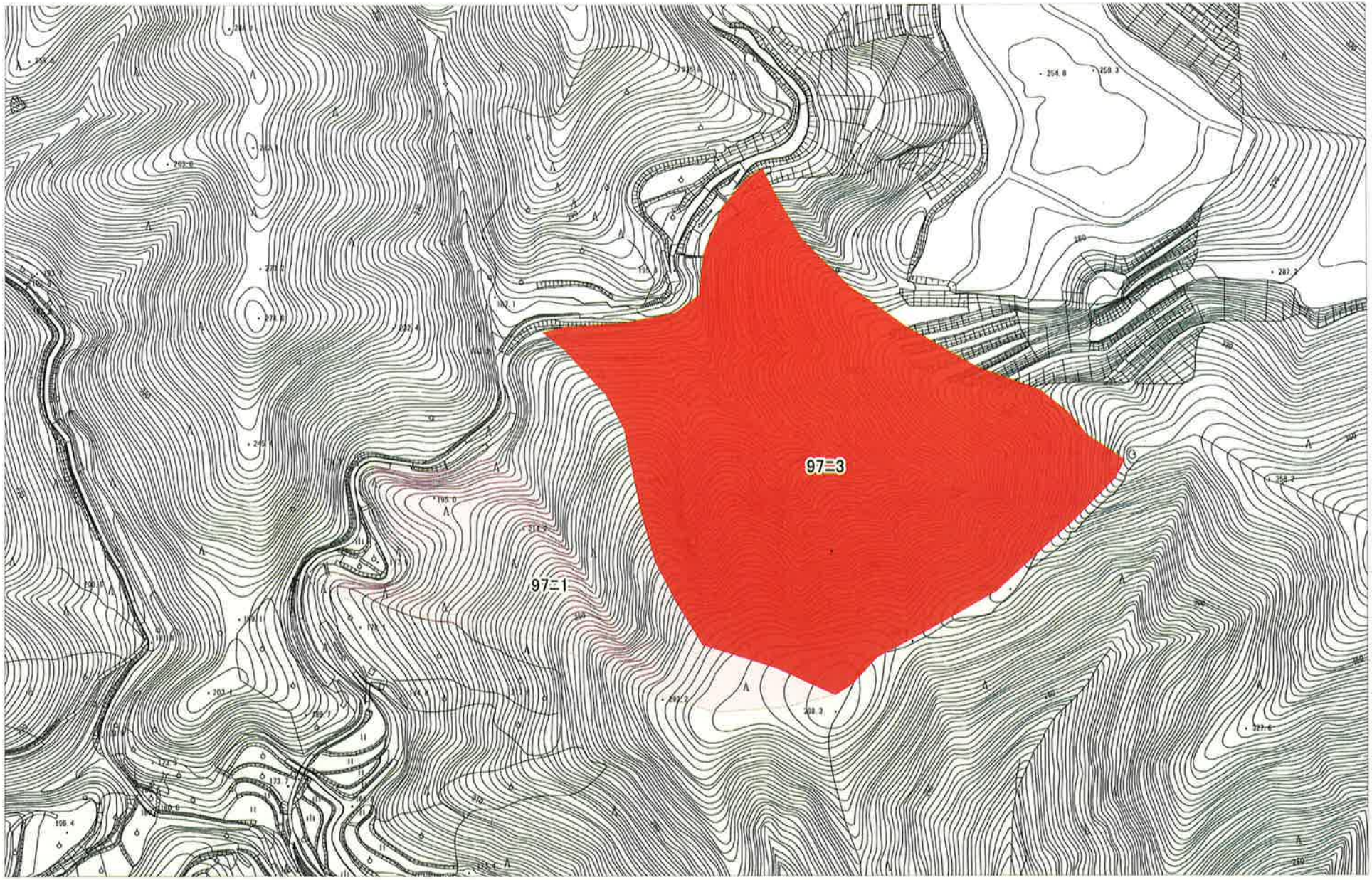

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	熊瀬川	滑	787	56	イ	7	0	山林	0.85	ヒノキ	61	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	5

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所　在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	熊瀬川	滑	787	56	イ	7	0	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

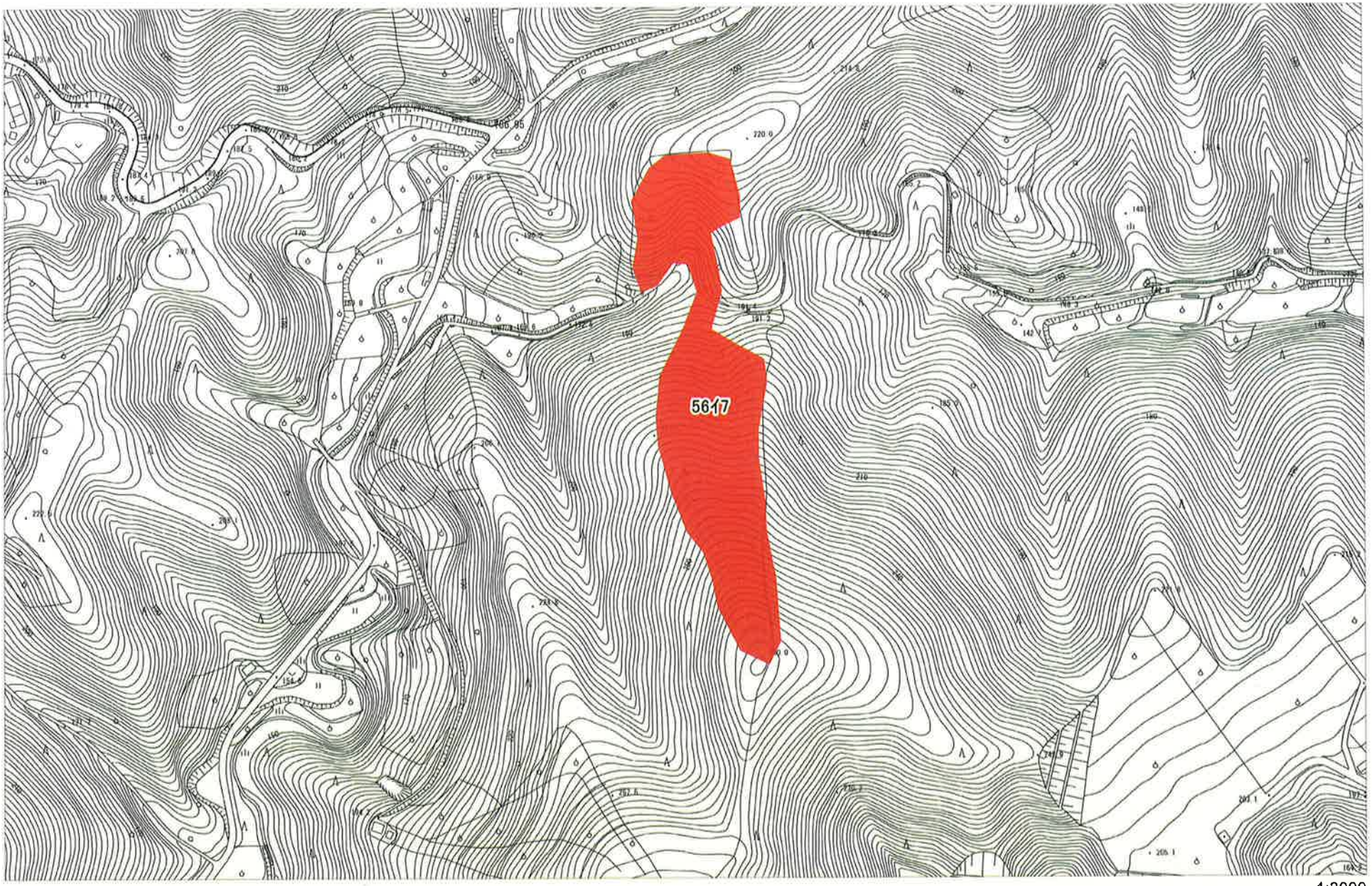

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	高野	矢無平	232	84	イ	12	0	山林	0.54	ヒノキ	45	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	6

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所　在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	高野	矢無平	232	84	イ	12	0	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

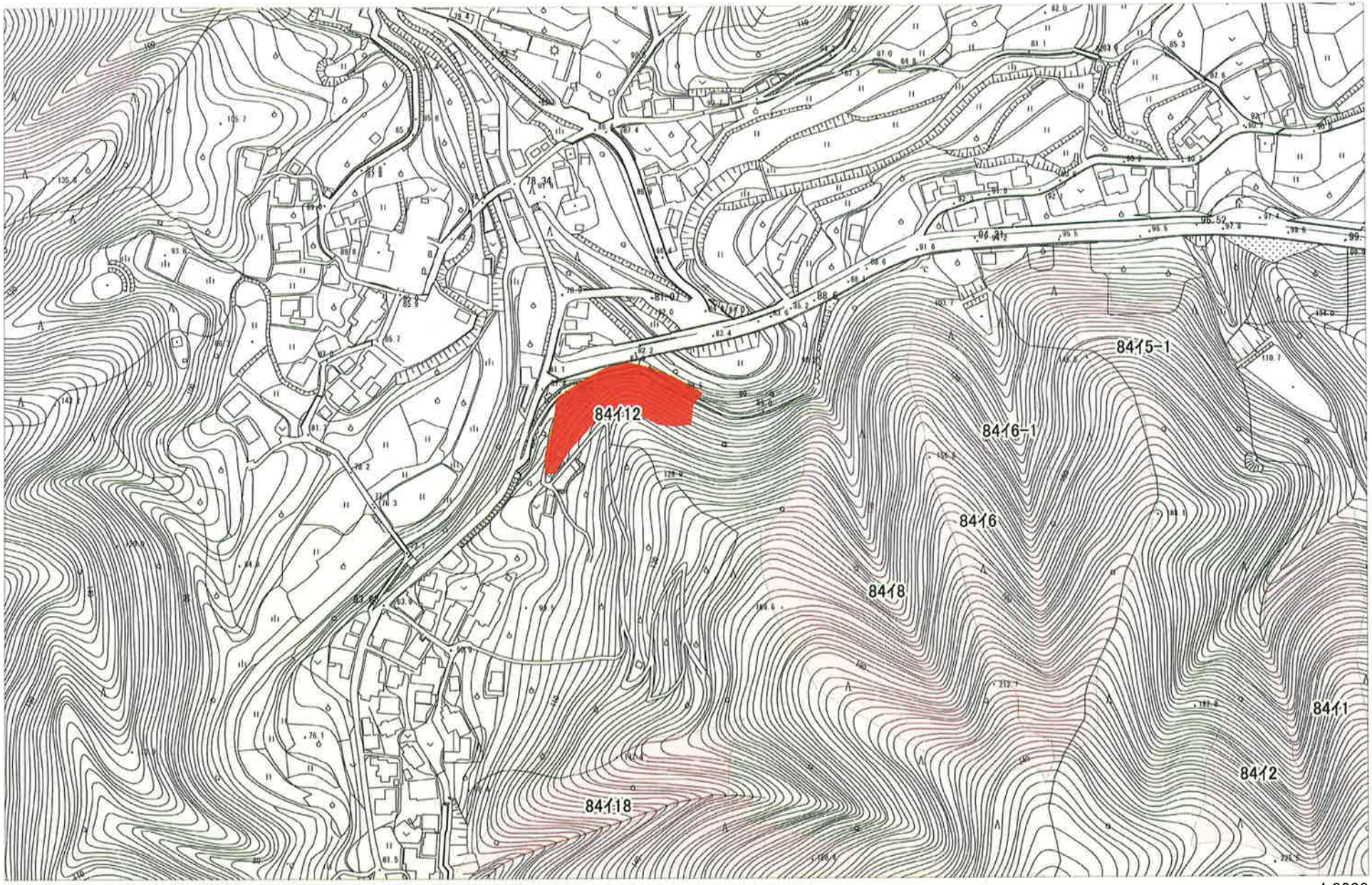

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	高野	東谷口	829	70	イ	4	0	山林	1.06	ヒノキ	43	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	8
2	市井川	ニタ川	1250	79	イ	5	0	山林	1.80	ヒノキ	41	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	9

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	高野	東谷口	829	70	イ	4	0	
2	市井川	ニタ川	1250	79	イ	5	0	
3								
4								
5								
6								
7								
8								

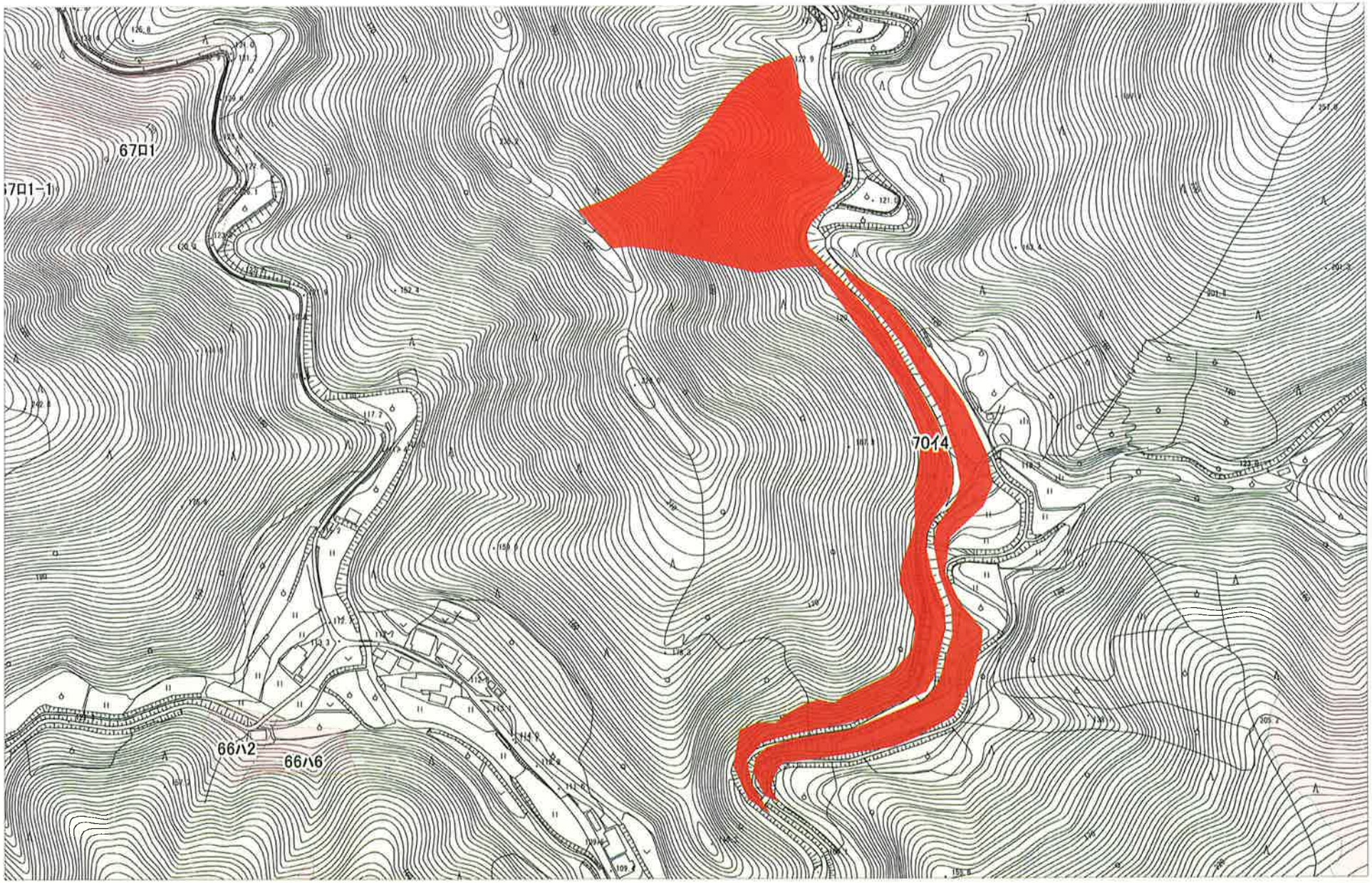

1:3000

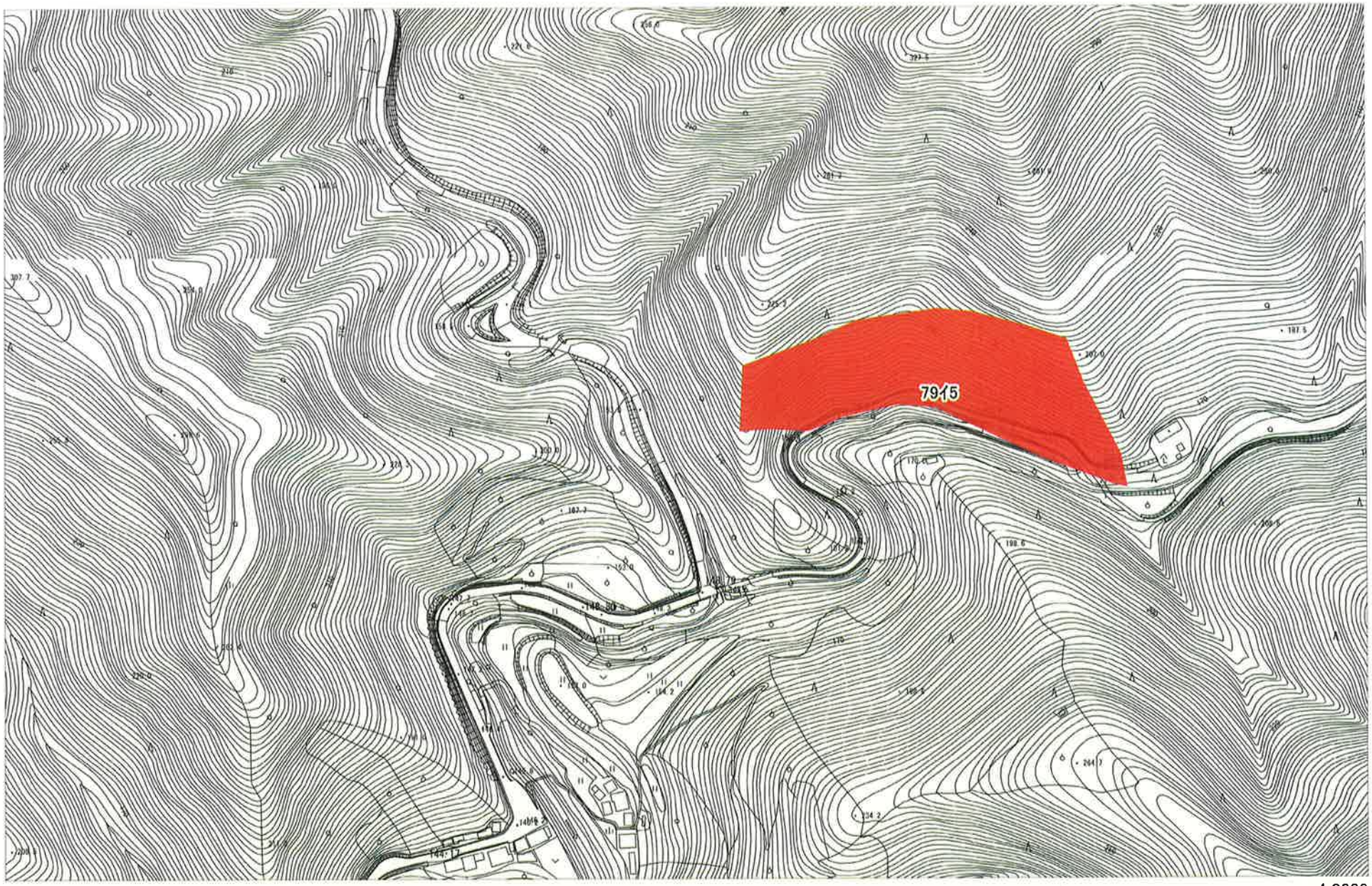

1:3000

経営管理集積計画

1 個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	高野	井戸ノ谷	15-1	84	イ	18	0	山林	0.68	ヒノキ	47	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	10

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所　在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	高野	井戸ノ谷	15-1	84	イ	18	0	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

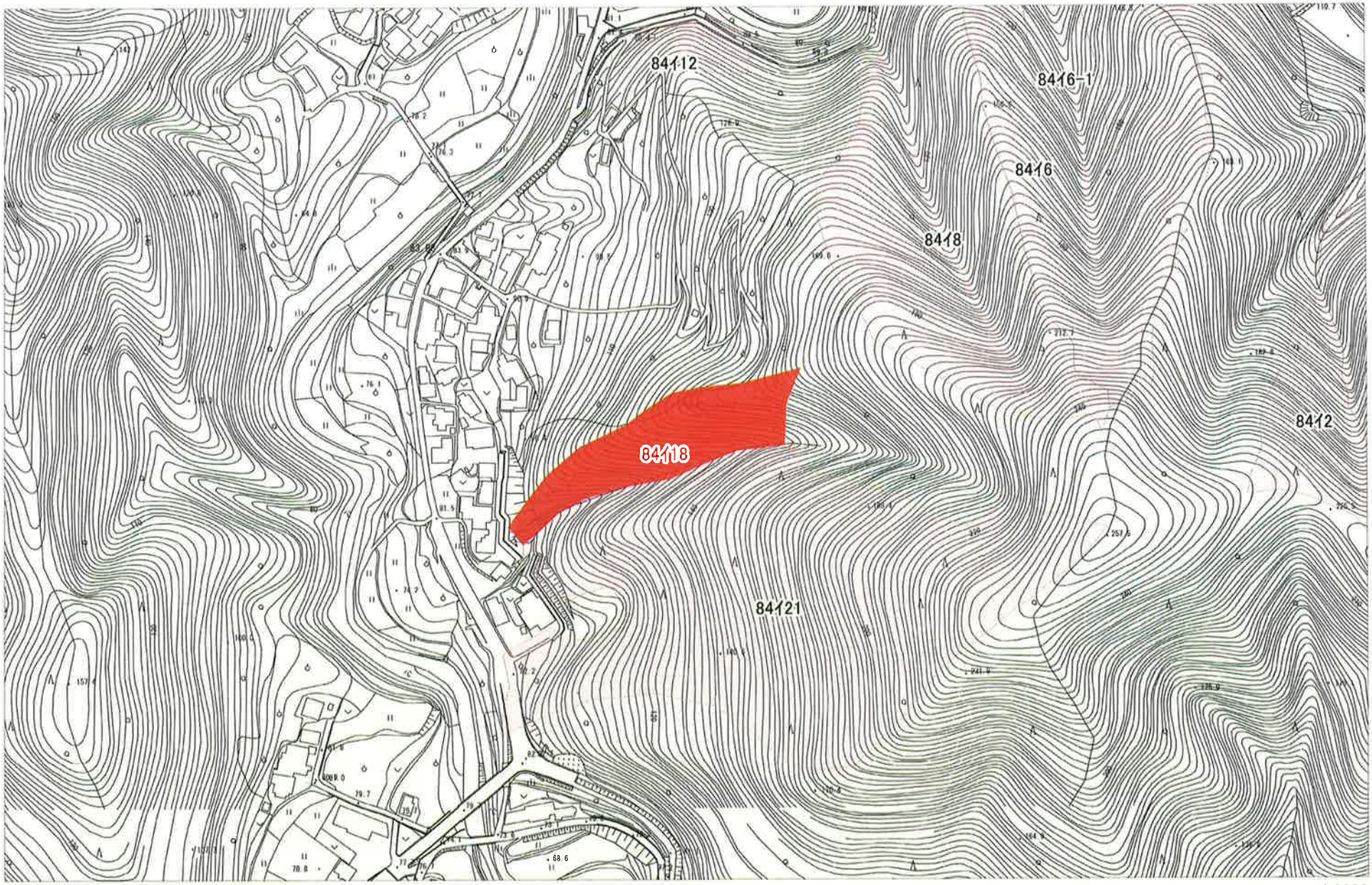

1:3000

経営管理集積計画

1 個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	土井	畑ノ口	169	84	イ	5	1	山林	0.68	ヒノキ	51	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	11

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	土井	畑ノ口	169	84	イ	5	1	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

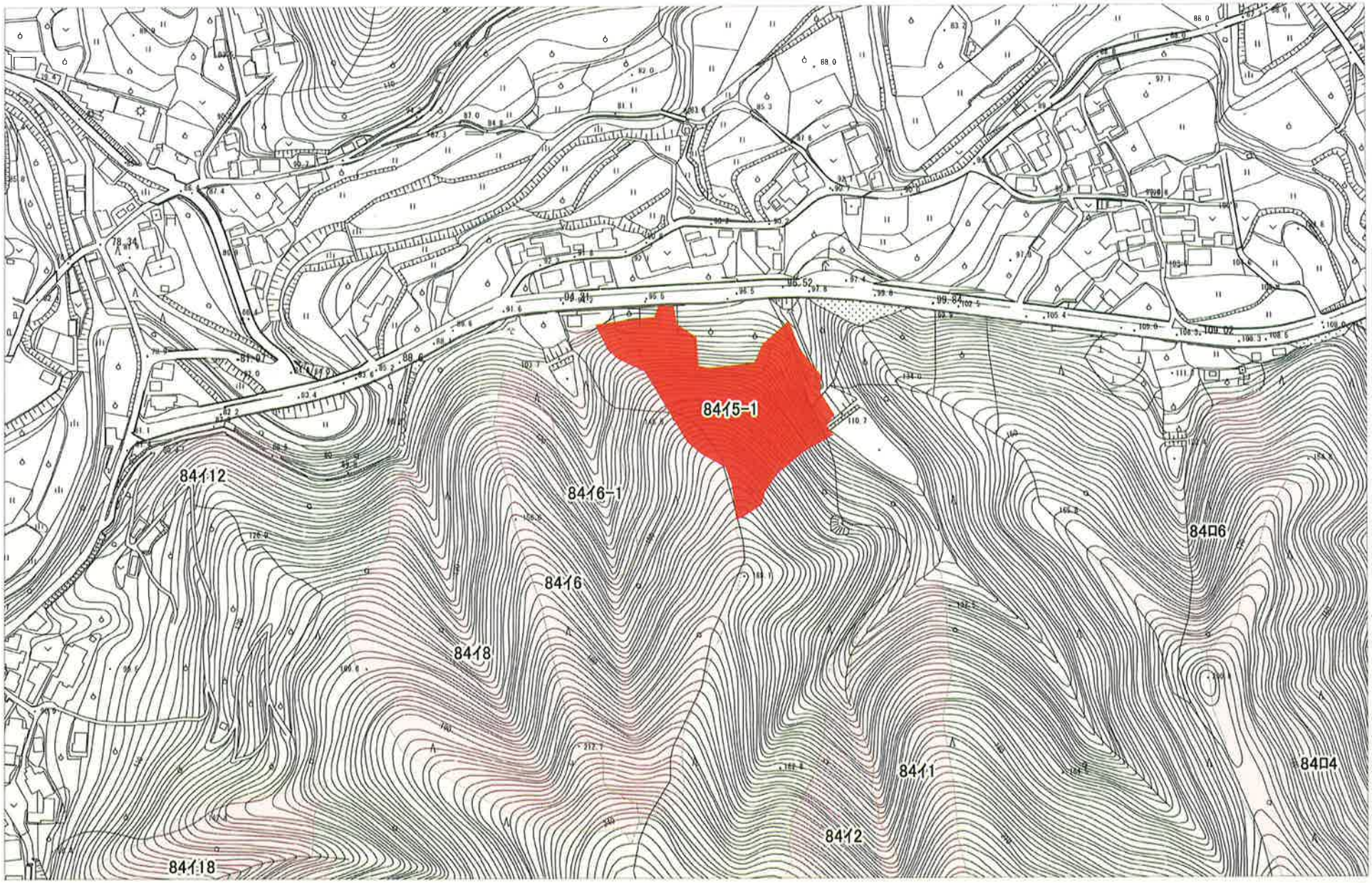

1:3000

経営管理集積計画

1 個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける(乙)	(名称) みなべ町長 小谷芳正	(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称) [redacted]	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B) 10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲に(D)を支払うべき時期、相手方及び方法	備考(現地連番)
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢(年生)						
1	熊瀬川	岡田	492	52	イ	7	0	山林	0.18	ｽｷﾞ	59	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	12
2	熊瀬川	岡田	492	52	イ	7	0	山林	0.24	ﾋﾉｷ	59	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	13

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村(乙)　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長 小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	熊瀬川	岡田	492	52	イ	7	0	
2	熊瀬川	岡田	492	52	イ	7	0	
3								
4								
5								
6								
7								
8								

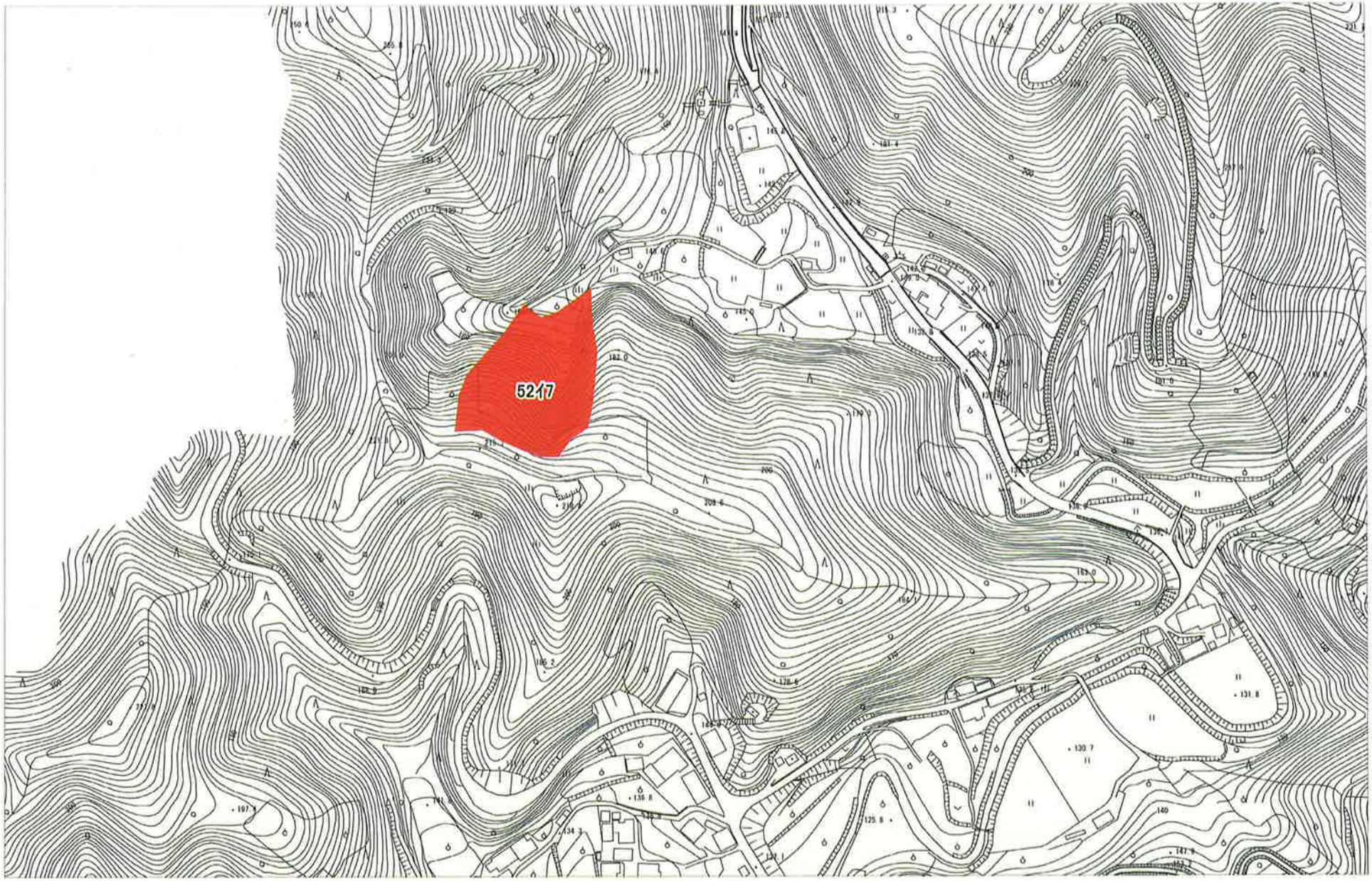

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	市井川	井ノ谷	815 816 817 818	75	ニ	7	0	山林	3.14	ヒノキ	51	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	14

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	市井川	井ノ谷	815 816 817 818	75	ニ	7	0	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

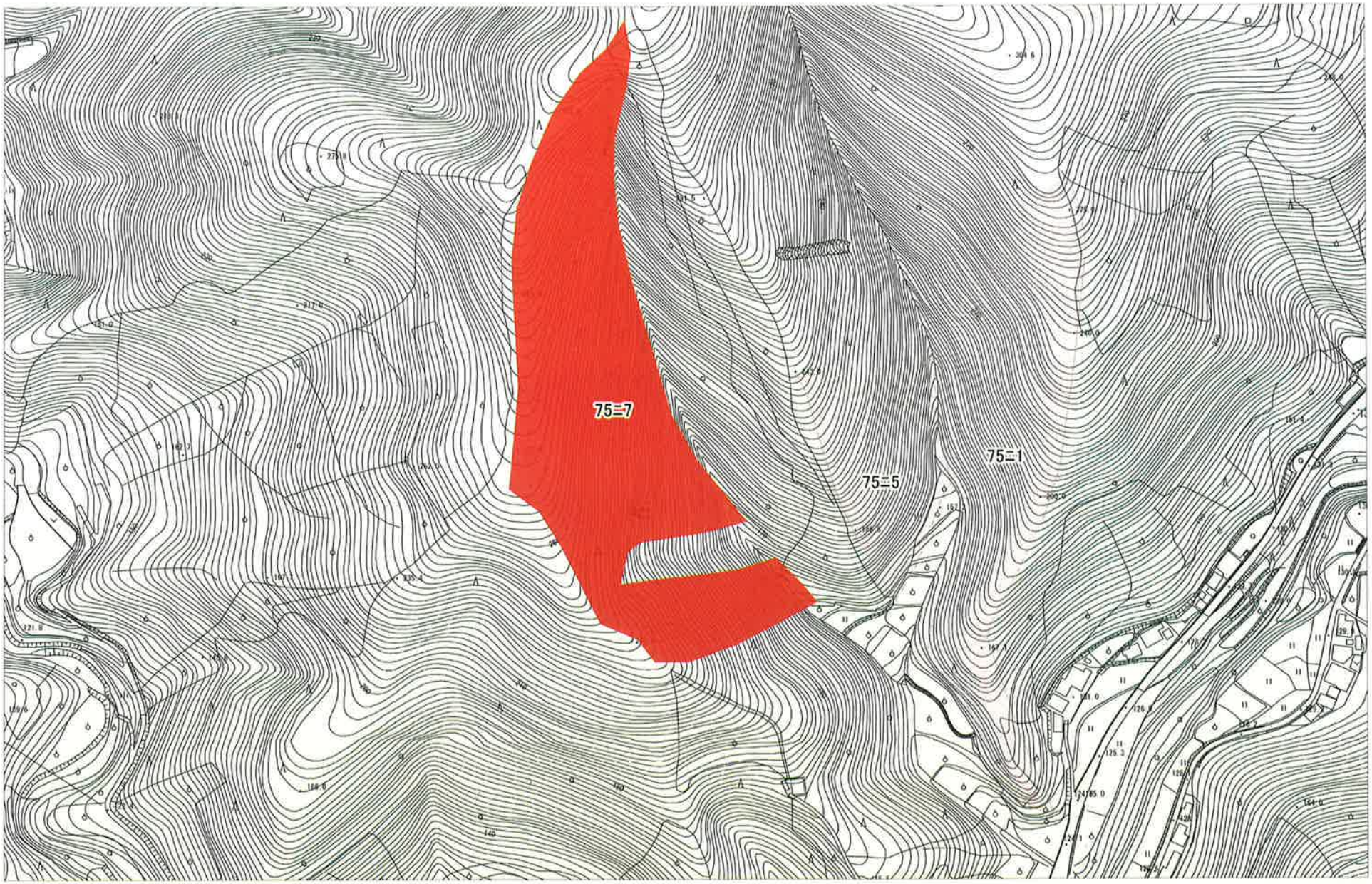

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	東神野川	中安平	630外1	99	ロ	5	1	山林	0.90	ヒノキ	59	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	15

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	東神野川	中安平	630外1	99	ロ	5	1	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

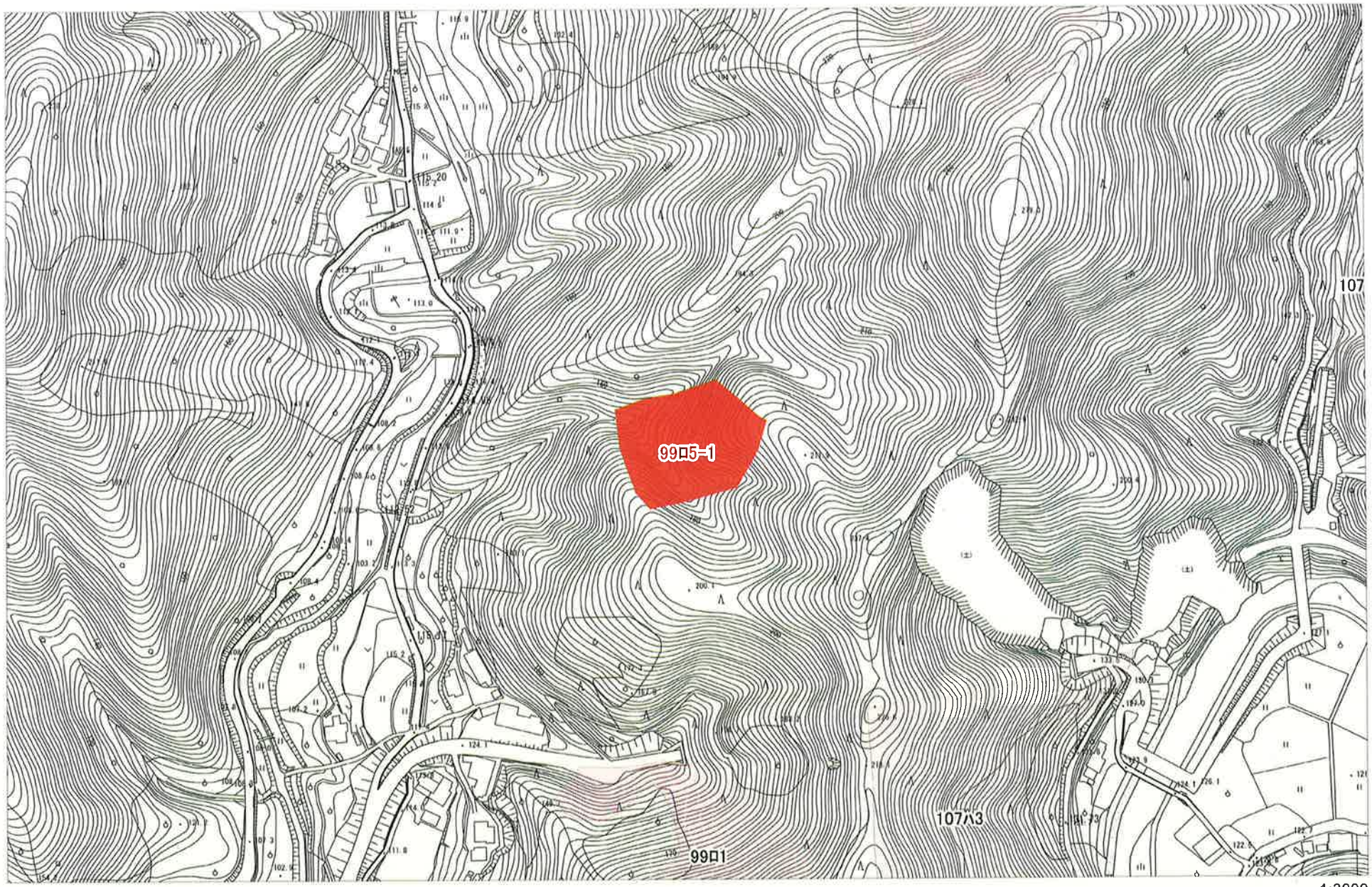

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	高野	柿垣内	519-1	66	ニ	13	0	山林	1.03	ヒノキ	49	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	16

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	高野	柿垣内	519-1	66	二	13	0	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

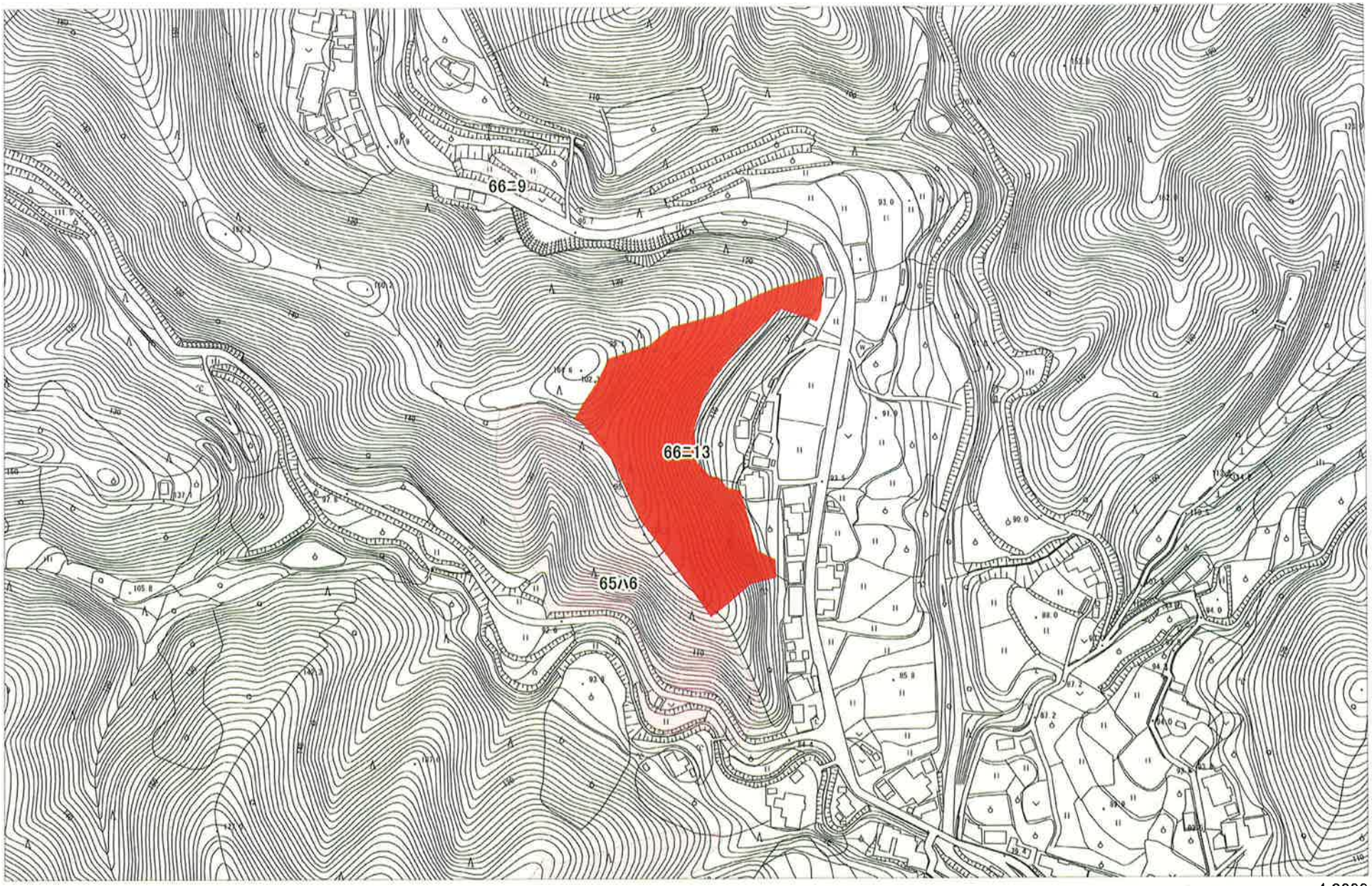

1:3000

経営管理集積計画

1 個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける(乙)	(名称) みなべ町長　小谷芳正	(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称) [redacted]	(住所又は所在地) [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B) 10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲に(D)を支払うべき時期、相手方及び方法	備考(現地連番)
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢(年生)						
1	市井川	井ノ谷	822	75	ニ	1	0	山林	2.45	ヒノキ	52	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	17
2	市井川	井ノ谷	820	75	ニ	5	0	山林	1.40	ヒノキ	52	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	18

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村(乙)　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	市井川	井ノ谷	822	75	二	1	0	
2	市井川	井ノ谷	820	75	二	5	0	
3								
4								
5								
6								
7								
8								

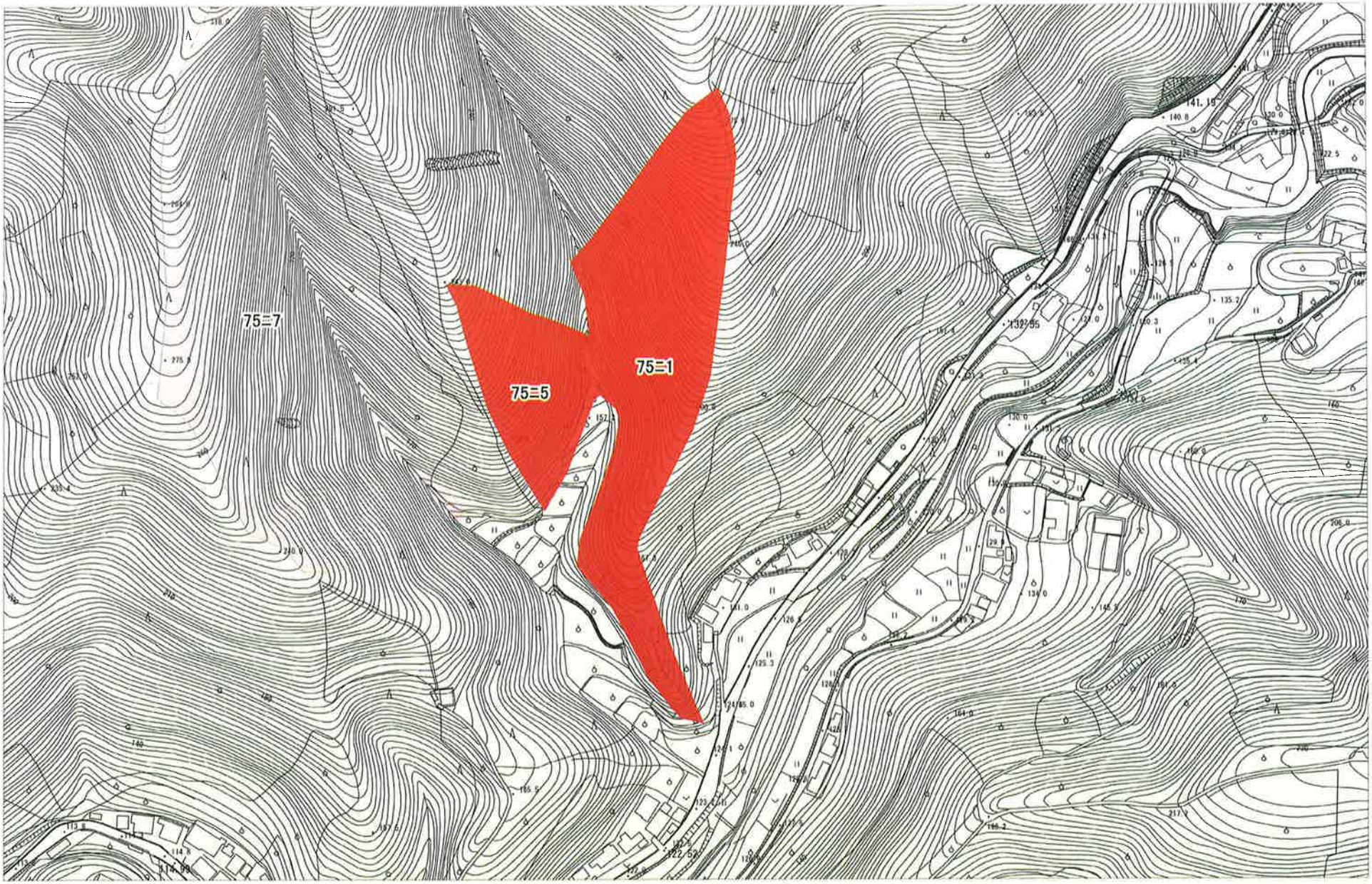

1:3000

経営管理集積計画

1 個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける(乙)	(名称) みなべ町長　小谷芳正	(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称) [redacted]	(住所又は所在地) [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲に(D)を支払うべき時期、相手方及び方法	備考(現地連番)
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢(年生)						
1	東神野川	下前垣内	858 870 874 877 878	99	ハ	4	0	山林	1.15	ｽｷﾞ	59	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	19
2	東神野川	下前垣内	858 870 874 877 878	99	ハ	4	0	山林	3.00	ﾋﾉｷ	59	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	20

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村(乙)　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	東神野川	下前垣内	858 870 874 877 878	99	ハ	4	0	
2	東神野川	下前垣内	858 870 874 877 878	99	ハ	4	0	
3								
4								
5								
6								
7								
8								

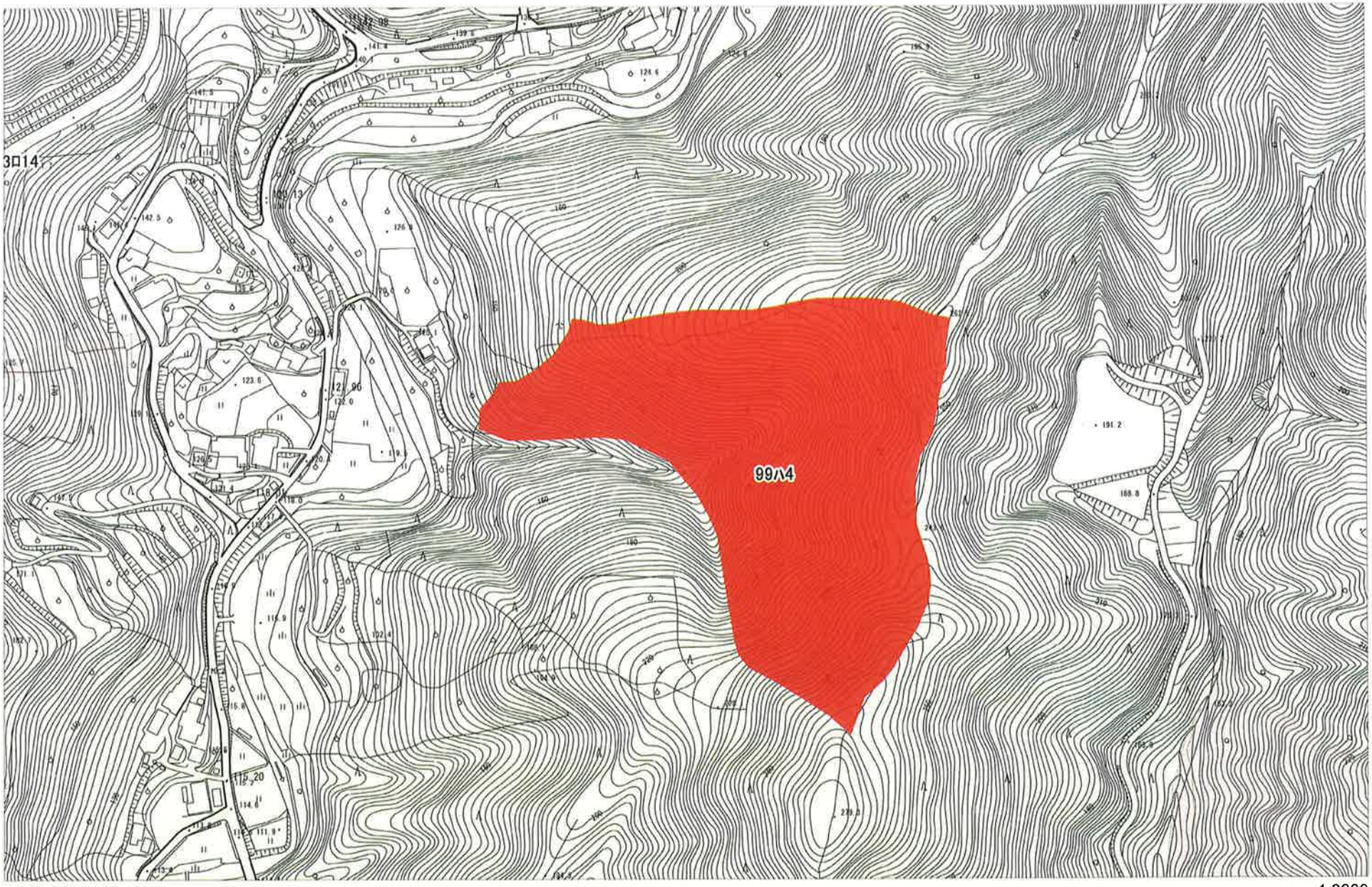

1:3000

経営管理集積計画

1 個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける(乙)	(名称) みなべ町長 小谷芳正	(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称) [redacted]	(住所又は所在地) [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B) 10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲に(D)を支払うべき時期、相手方及び方法	備考(現地連番)
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢(年生)						
1	熊瀬川	梅ノ木	202-1	51	ニ	3	0	山林	0.31	ヒノキ	52	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	21
2	熊瀬川	漆谷	208 209	51	ニ	12	0	山林	0.10	スギ	66	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	22
3	熊瀬川	漆谷	208 209	51	ニ	12	0	山林	0.20	ヒノキ	66	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	23
4	熊瀬川	漆谷	208 209	51	ニ	13	0	山林	3.70	ヒノキ	53	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	24
5	熊瀬川	漆谷	208 209	51	ニ	14	0	山林	0.62	ヒノキ	57	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	25
6	熊瀬川	漆谷	213	51	ロ	2	0	山林	0.85	ヒノキ	52	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	26

7	熊瀬川	漆谷	213内1	51	ロ	4	0	山林	1.40	ヒノキ	53	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	27
8	熊瀬川	用又	660-1	53	イ	4	0	山林	1.25	ヒノキ	52	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	28

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	熊瀬川	梅ノ木	202-1	51	ニ	3	0	
2	熊瀬川	漆谷	208　209	51	ニ	12	0	
3	熊瀬川	漆谷	208　209	51	ニ	12	0	
4	熊瀬川	漆谷	208　209	51	ニ	13	0	
5	熊瀬川	漆谷	208　209	51	ニ	14	0	
6	熊瀬川	漆谷	213	51	ロ	2	0	
7	熊瀬川	漆谷	213内1	51	ロ	4	0	
8	熊瀬川	用又	660-1	53	イ	4	0	

1:3000

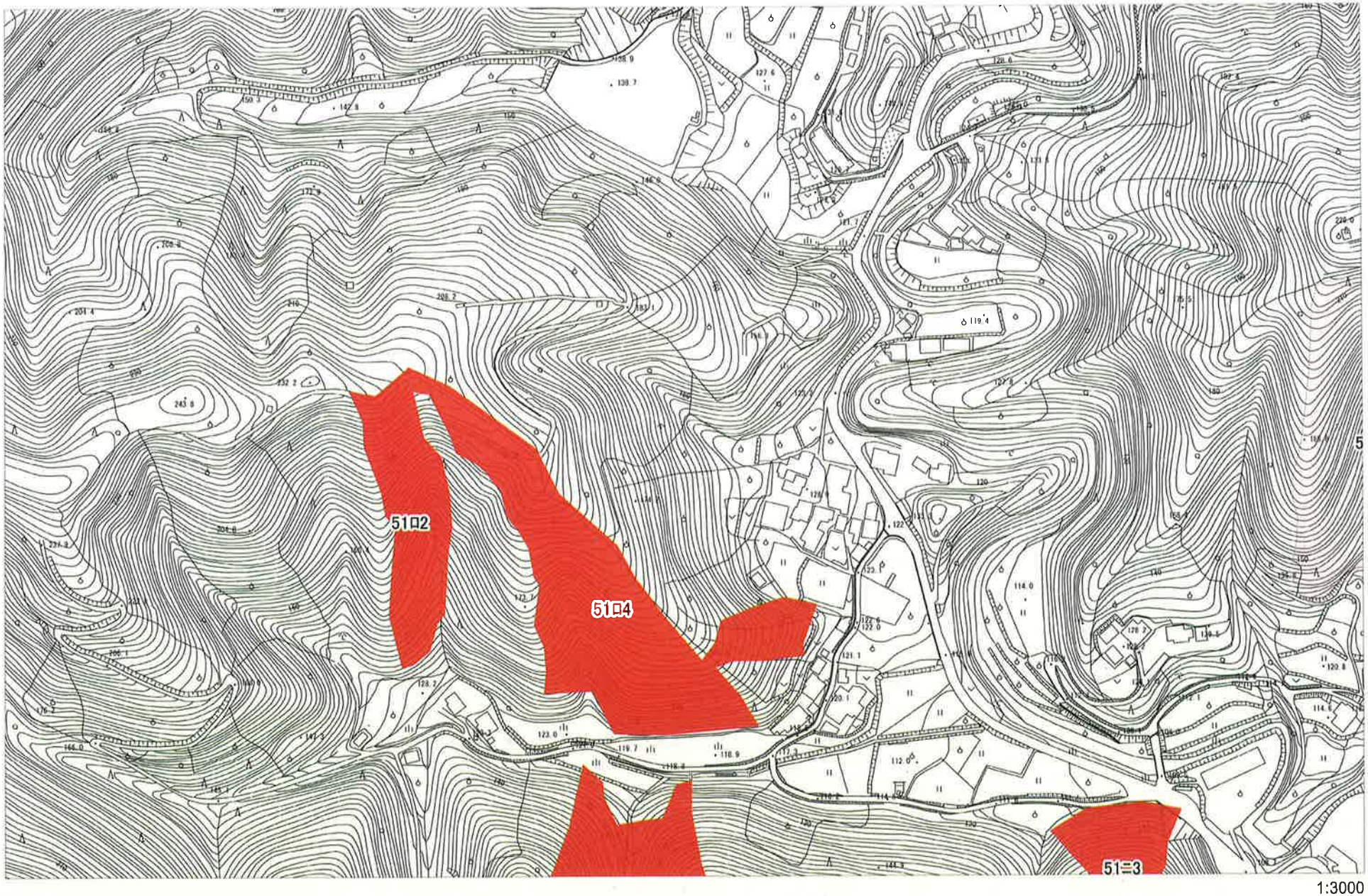

1:3000

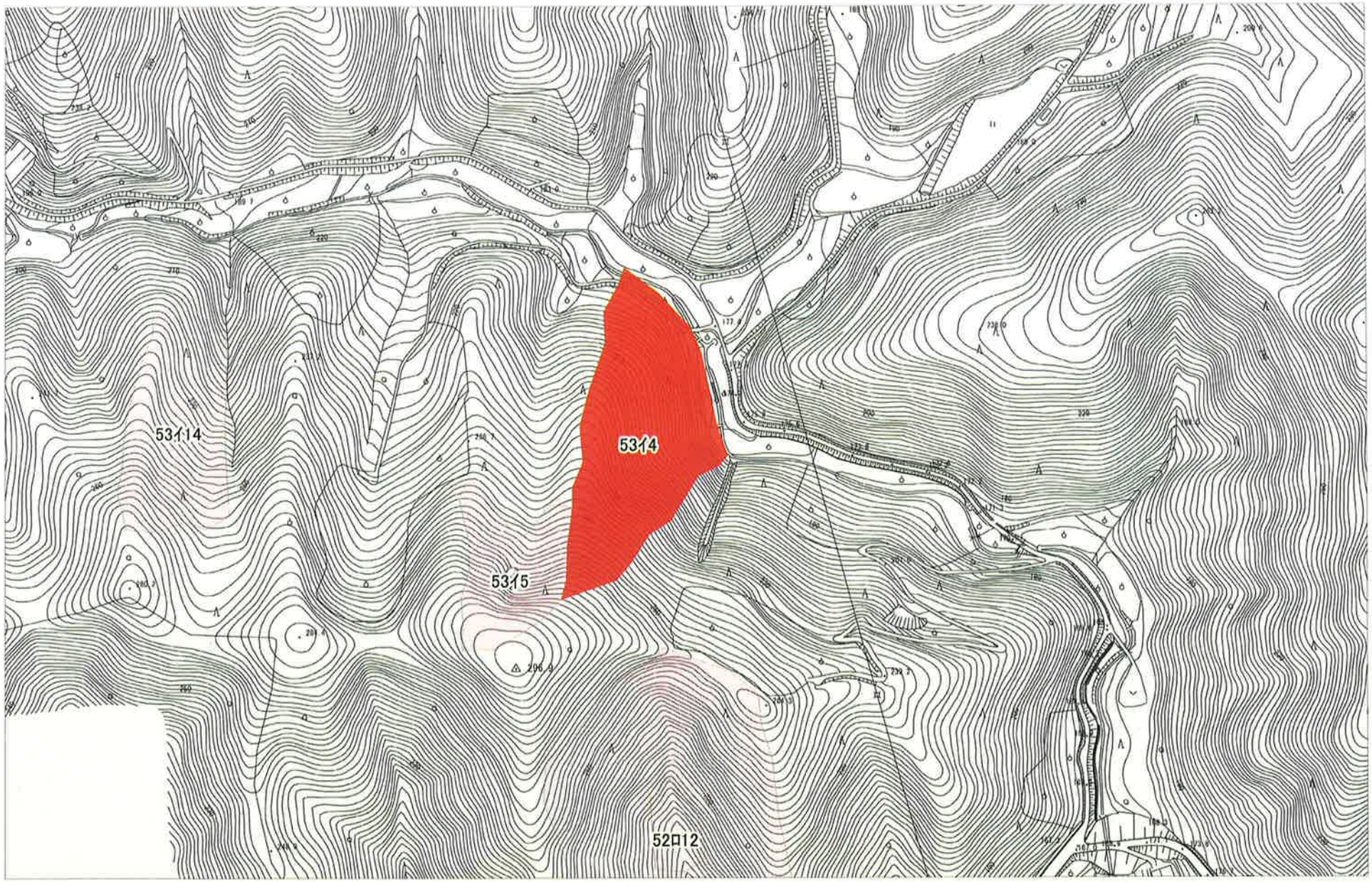

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	滝	上谷	74	87	イ	3	0	山林	0.10	ｽｷﾞ	56	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	29
2	滝	上谷	74	87	イ	3	0	山林	1.60	ﾋﾉｷ	56	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	30
3	滝	高畑	1524～1529	106	ハ	11	1	山林	3.05	ﾋﾉｷ	59	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	31
4	滝	高畑	1524～1529	106	ハ	11	2	山林	0.61	ﾋﾉｷ	54	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	32
5	滝	高畑	1524～1529	106	ハ	12	0	山林	0.04	ﾋﾉｷ	66	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	33
6	滝	高畑	1524～1529	106	ハ	15	0	山林	3.66	ﾋﾉｷ	57	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	34

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）	住　所	和歌山県日高郡みなべ町芝742	氏名	みなべ町長　小谷芳正
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住　所	[redacted]	氏名	[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	滝	上谷	74	87	イ	3	0	
2	滝	上谷	74	87	イ	3	0	
3	滝	高畑	1524～1529	106	ハ	11	1	
4	滝	高畑	1524～1529	106	ハ	11	2	
5	滝	高畑	1524～1529	106	ハ	12	0	
6	滝	高畑	1524～1529	106	ハ	15	0	
7								
8								

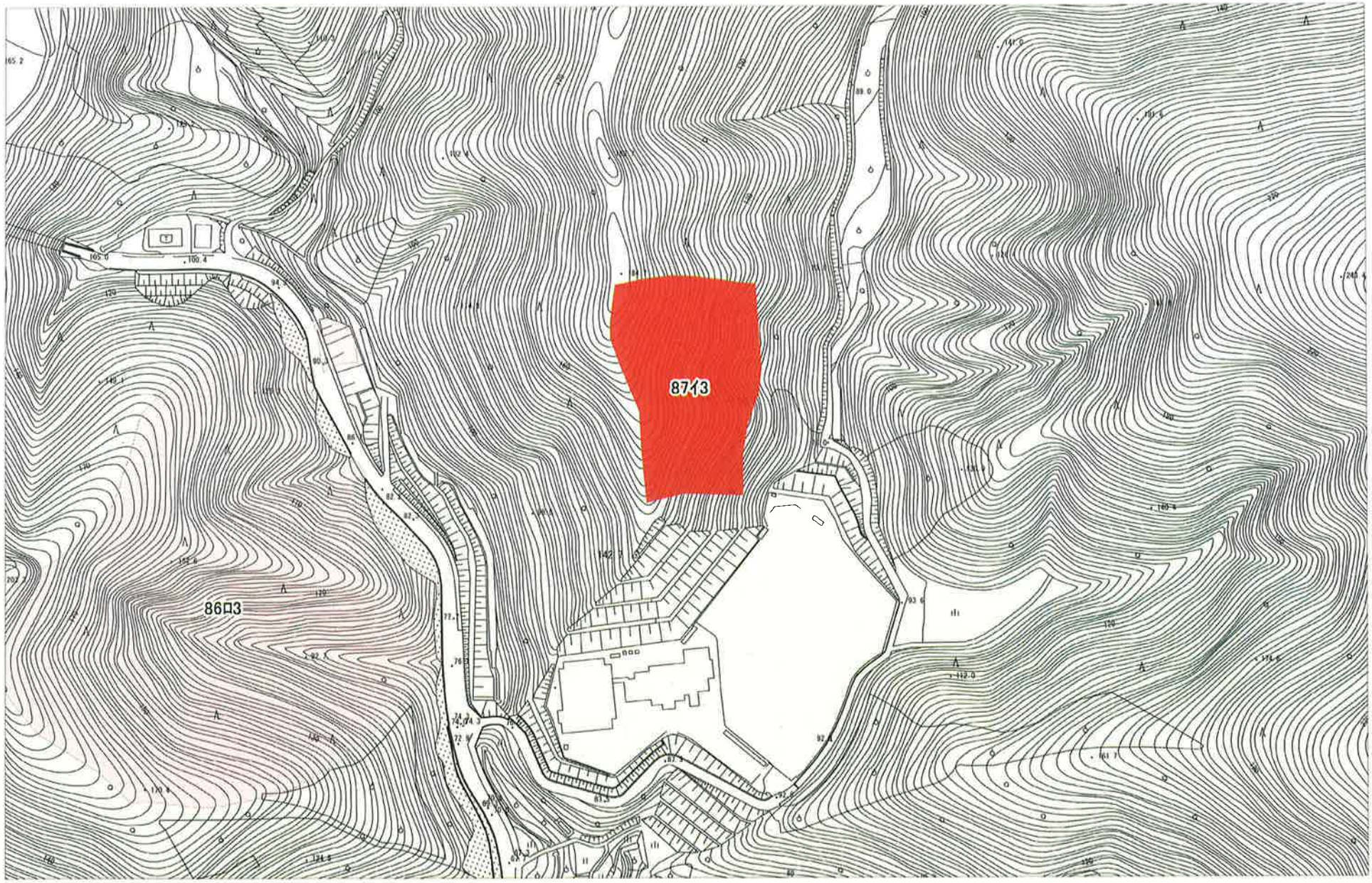

1:3000

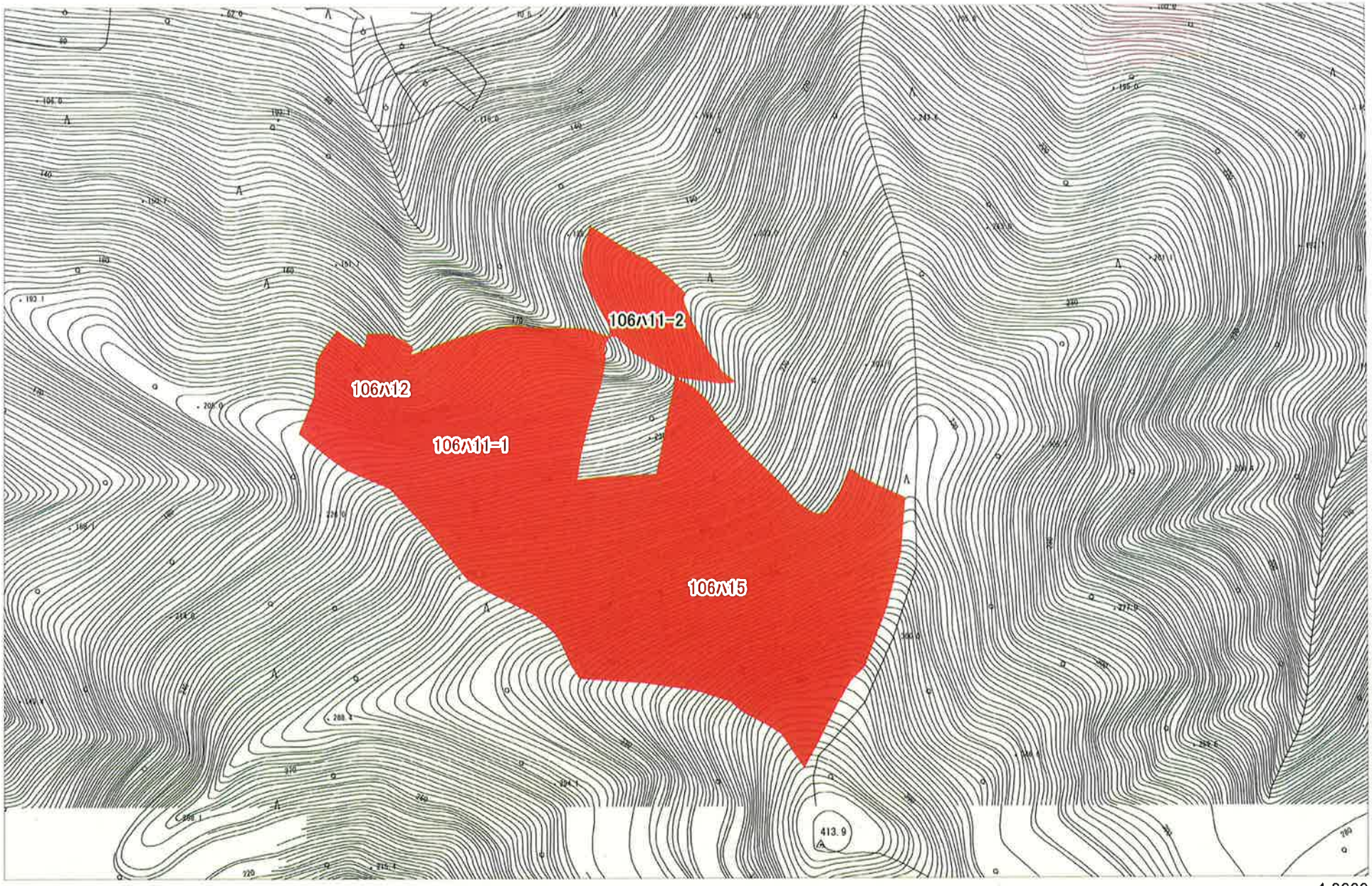

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	滝	裏垣内	347-1	85	ハ	1	0	山林	0.12	ヒノキ	49	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	35

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	滝	裏垣内	347-1	85	ハ	1	0	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	高野	大串	700-1	66	ハ	19	0	山林	1.01	ヒノキ	57	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	36
2	高野	大串	700-1	66	ハ	19	1	山林	0.05	ヒノキ	67	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	37
3	高野	大串	700-1	66	ハ	19	1	山林	0.10	ヒノキ	45	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	38

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所　在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	高野	大串	700-1	66	ハ	19	0	
2	高野	大串	700-1	66	ハ	19	1	
3	高野	大串	700-1	66	ハ	19	1	
4								
5								
6								
7								
8								

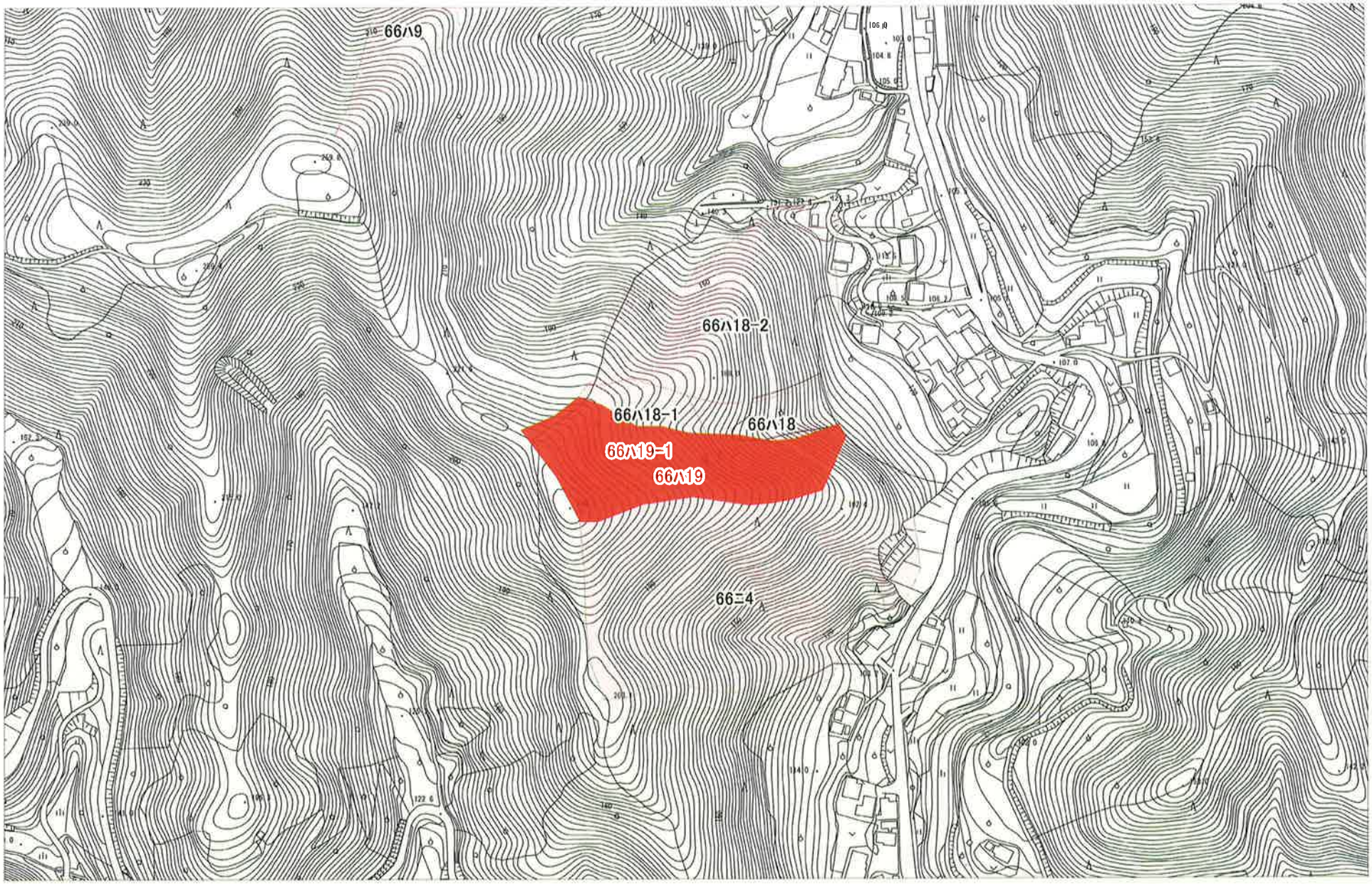

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	熊瀬川	西垣内	563外1	52	ロ	11	0	山林	3.80	ﾋﾉｷ	57	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	39
2	熊瀬川	西垣内	563外1	52	ロ	12	0	山林	0.10	ｽｷﾞ	73	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	40

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	熊瀬川	西垣内	563外1	52	ロ	11	0	
2	熊瀬川	西垣内	563外1	52	ロ	12	0	
3								
4								
5								
6								
7								
8								

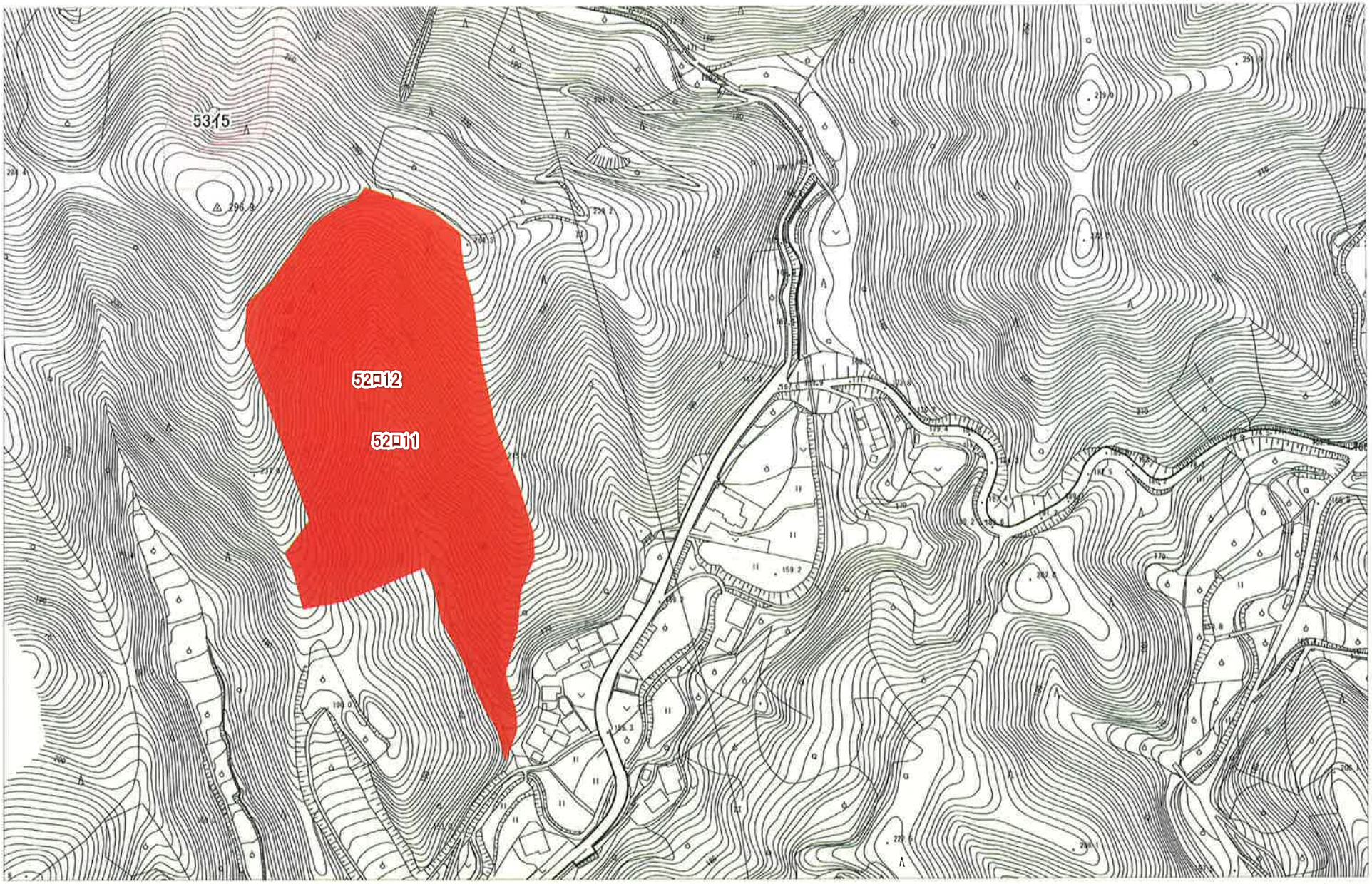

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	市井川	下大硲	253	73	ハ	9	0	山林	0.69	ﾋﾉｷ	58	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	41
2	市井川	堂ノ谷	470ﾎｶ8	74	ニ	16	0	山林	0.05	ｽｷﾞ	49	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	42
3	市井川	堂ノ谷	470ﾎｶ8	74	ニ	16	0	山林	0.84	ﾋﾉｷ	49	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	43
4	市井川	堂ノ谷	470ﾎｶ8	74	ニ	22	0	山林	0.10	ｽｷﾞ	60	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	44
5	市井川	堂ノ谷	470ﾎｶ8	74	ニ	25	0	山林	0.89	ﾋﾉｷ	49	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	45
6	市井川	堂ノ谷	470ﾎｶ8	74	ハ	7	0	山林	0.20	ｽｷﾞ	66	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	46

7	市井川	堂ノ谷	470ホカ8	74	ハ	7	0	山林	0.20	ヒノキ	66	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	47
8	市井川	堂ノ谷	483	74	ロ	3	0	山林	1.48	ヒノキ	61	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	48
9	市井川	上大硲	1154-1-2 1155 1156	76	ニ	2	0	山林	1.00	ヒノキ	58	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	49
10	市井川	上大硲	1154-1-2 1155 1156	76	ニ	4	0	山林	1.70	ｽｷﾞ	58	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	50
11	市井川	上大硲	1154-1-2 1155 1156	76	ニ	4	0	山林	1.80	ヒノキ	58	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	51
12	市井川	下大硲	1154-1-2 1155 1156-1	76	ニ	5	0	山林	0.87	ｽｷﾞ	66	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	52
13	市井川	下大硲	1154-1-2 1155 1156-1	76	ニ	5	0	山林	0.88	ヒノキ	66	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	53
14	市井川	三ツ羽谷	1077 1078	82	ロ	7	0	山林	2.80	ｽｷﾞ	58	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	54
15	市井川	三ツ羽谷	1077 1078	82	ロ	7	0	山林	2.80	ヒノキ	58	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	55
16	市井川	保久	559-2	83	ハ	24	0	山林	0.87	ヒノキ	49	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	56
17	市井川	違イ下切	204	83	ロ	6	0	山林	0.20	ヒノキ	46	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	57

18	市井川	違イ下切	204	83	ロ	8	0	山林	0.46	ヒノキ	57	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	58

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	市井川	下大硲	253	73	ハ	9	0	
2	市井川	堂ノ谷	470ホカ8	74	ニ	16	0	
3	市井川	堂ノ谷	470ホカ8	74	ニ	16	0	
4	市井川	堂ノ谷	470ホカ8	74	ニ	22	0	
5	市井川	堂ノ谷	470ホカ8	74	ニ	25	0	
6	市井川	堂ノ谷	470ホカ8	74	ハ	7	0	
7	市井川	堂ノ谷	470ホカ8	74	ハ	7	0	
8	市井川	堂ノ谷	483	74	ロ	3	0	
9	市井川	上大硲	1154-1-2 1155 1156	76	ニ	2	0	
10	市井川	上大硲	1154-1-2 1155 1156	76	ニ	4	0	
11	市井川	上大硲	1154-1-2 1155 1156	76	ニ	4	0	
12	市井川	下大硲	1154-1-2 1155 1156-1	76	ニ	5	0	
13	市井川	下大硲	1154-1-2 1155 1156-1	76	ニ	5	0	
14	市井川	三ツ羽谷	1077 1078	82	ロ	7	0	
15	市井川	三ツ羽谷	1077 1078	82	ロ	7	0	
16	市井川	保久	559-2	83	ハ	24	0	
17	市井川	違イ下切	204	83	ロ	6	0	
18	市井川	違イ下切	204	83	ロ	8	0	

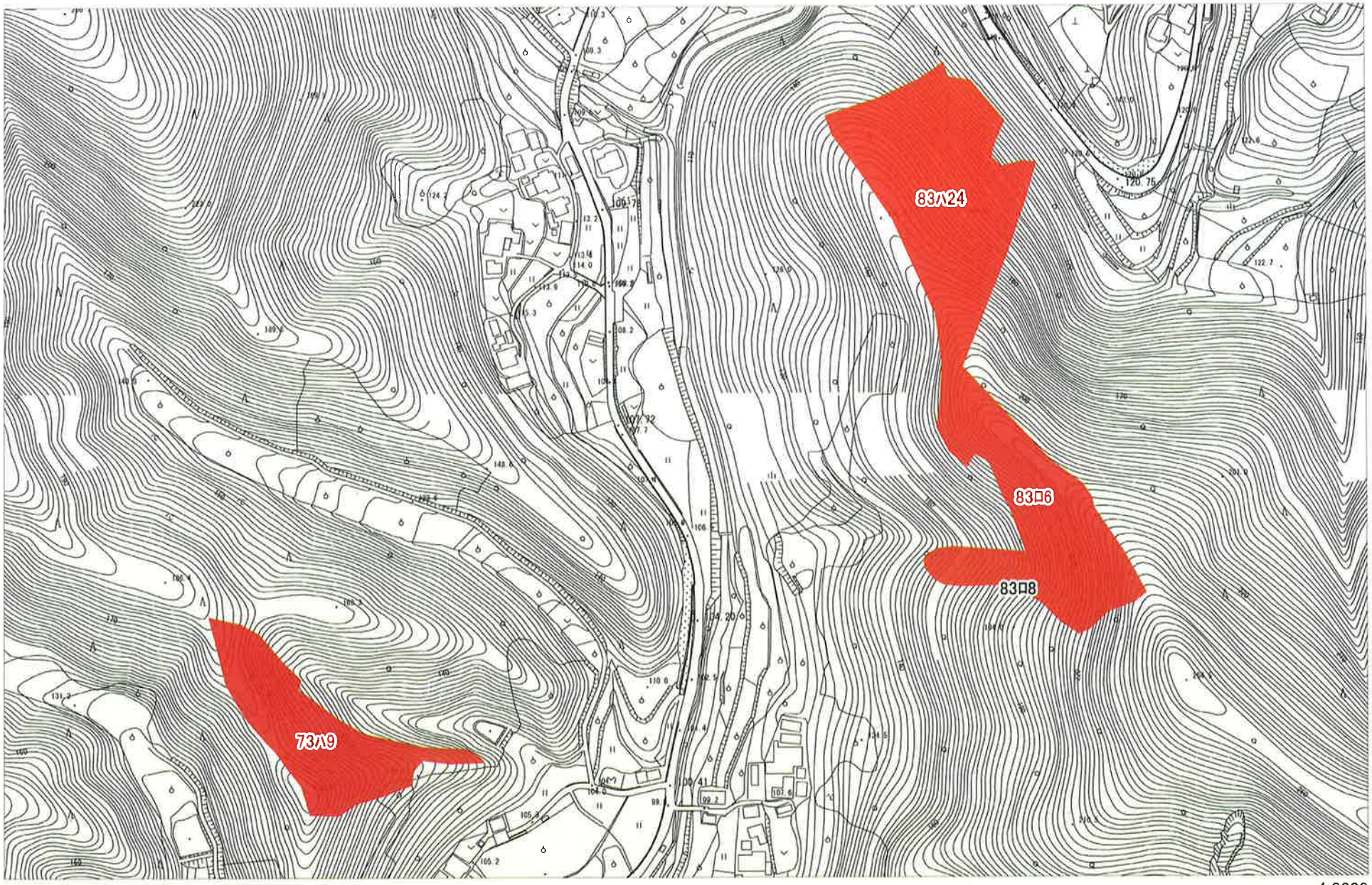

1:3000

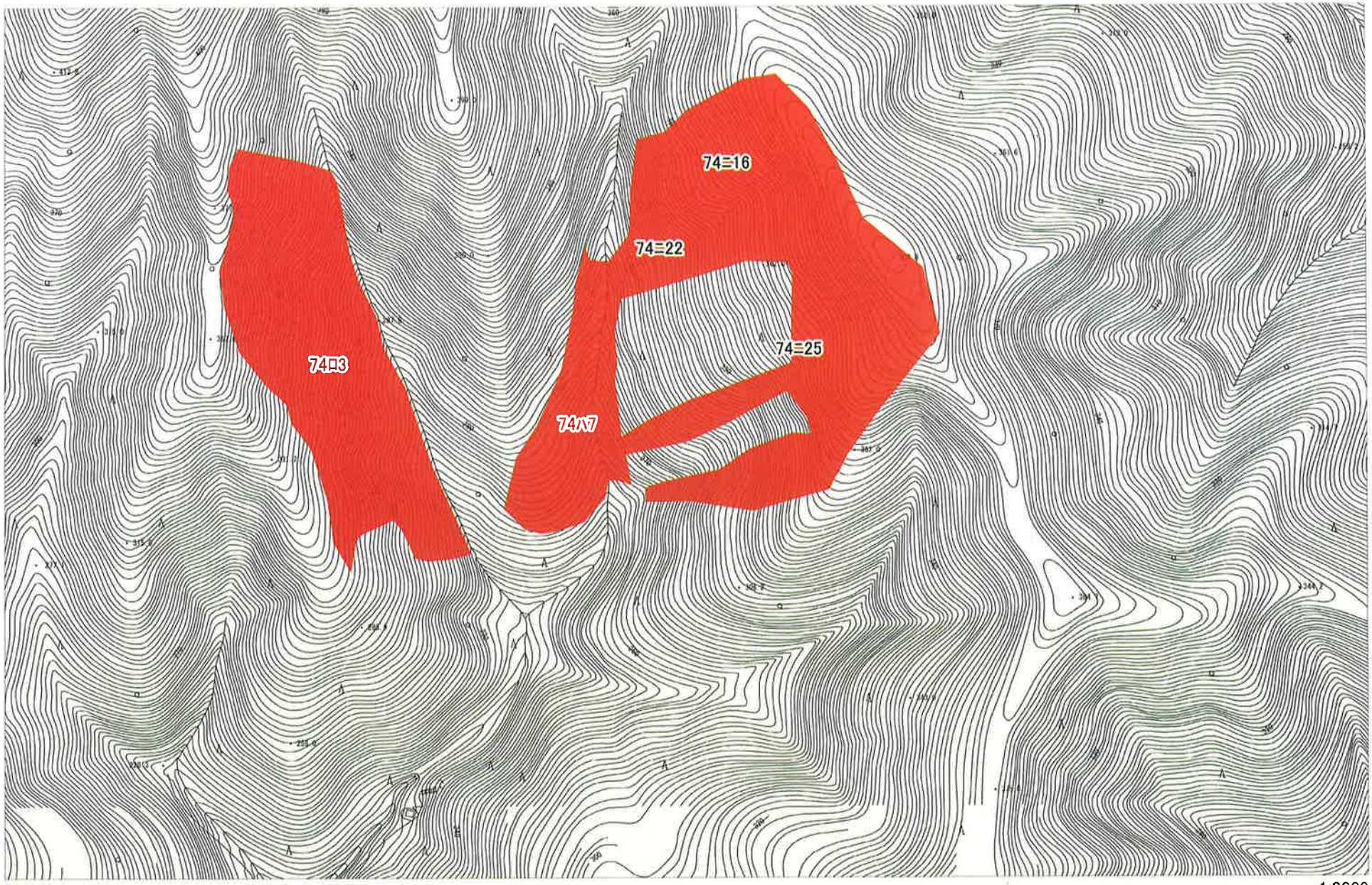

1:3000

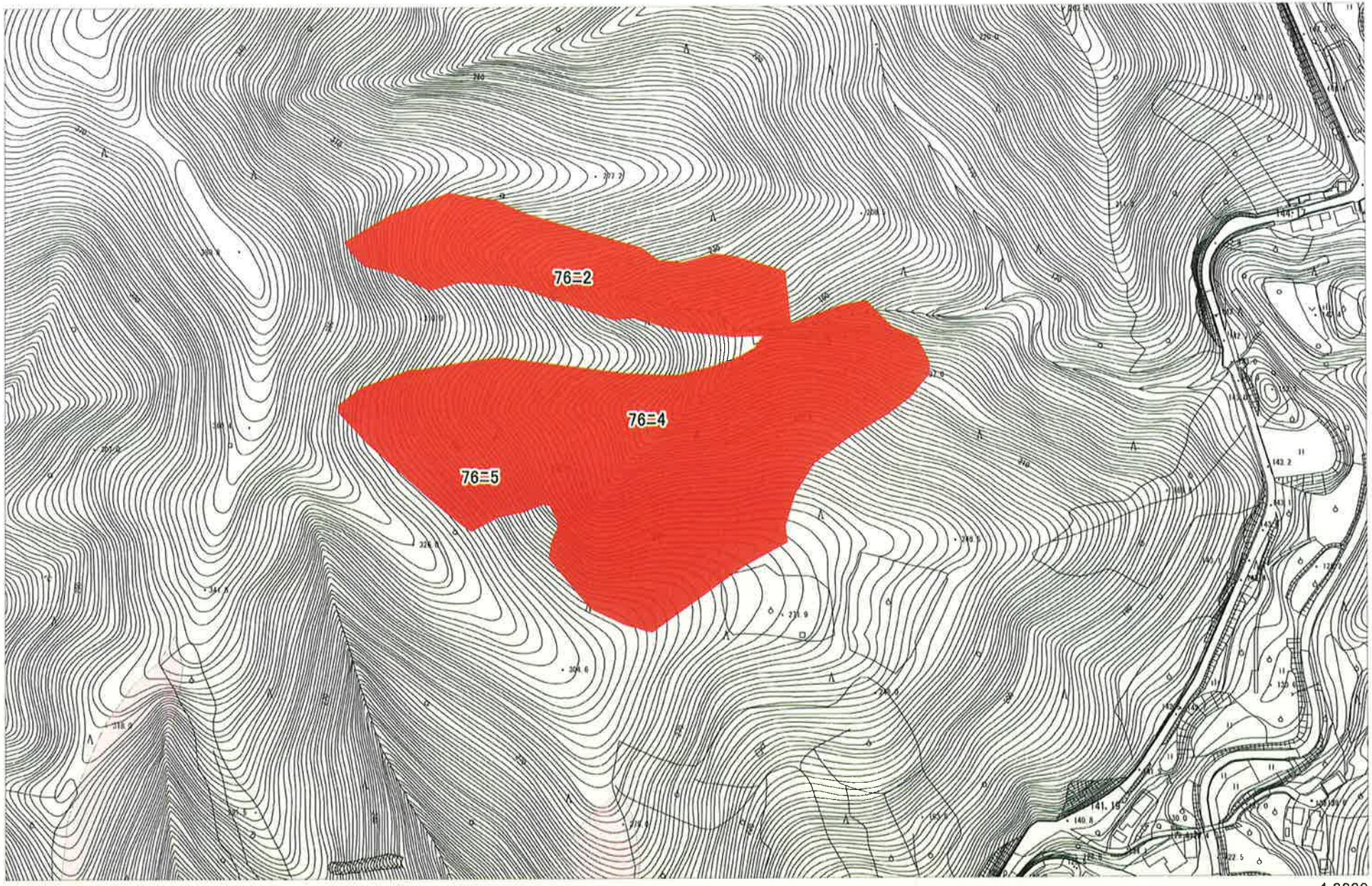

1:3000

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	高野	樫平	1186 1187-1	65	ハ	6	0	山林	1.40	ヒノキ	49	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	59

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	高野	樫平	11861187-1	65	ハ	6	0	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

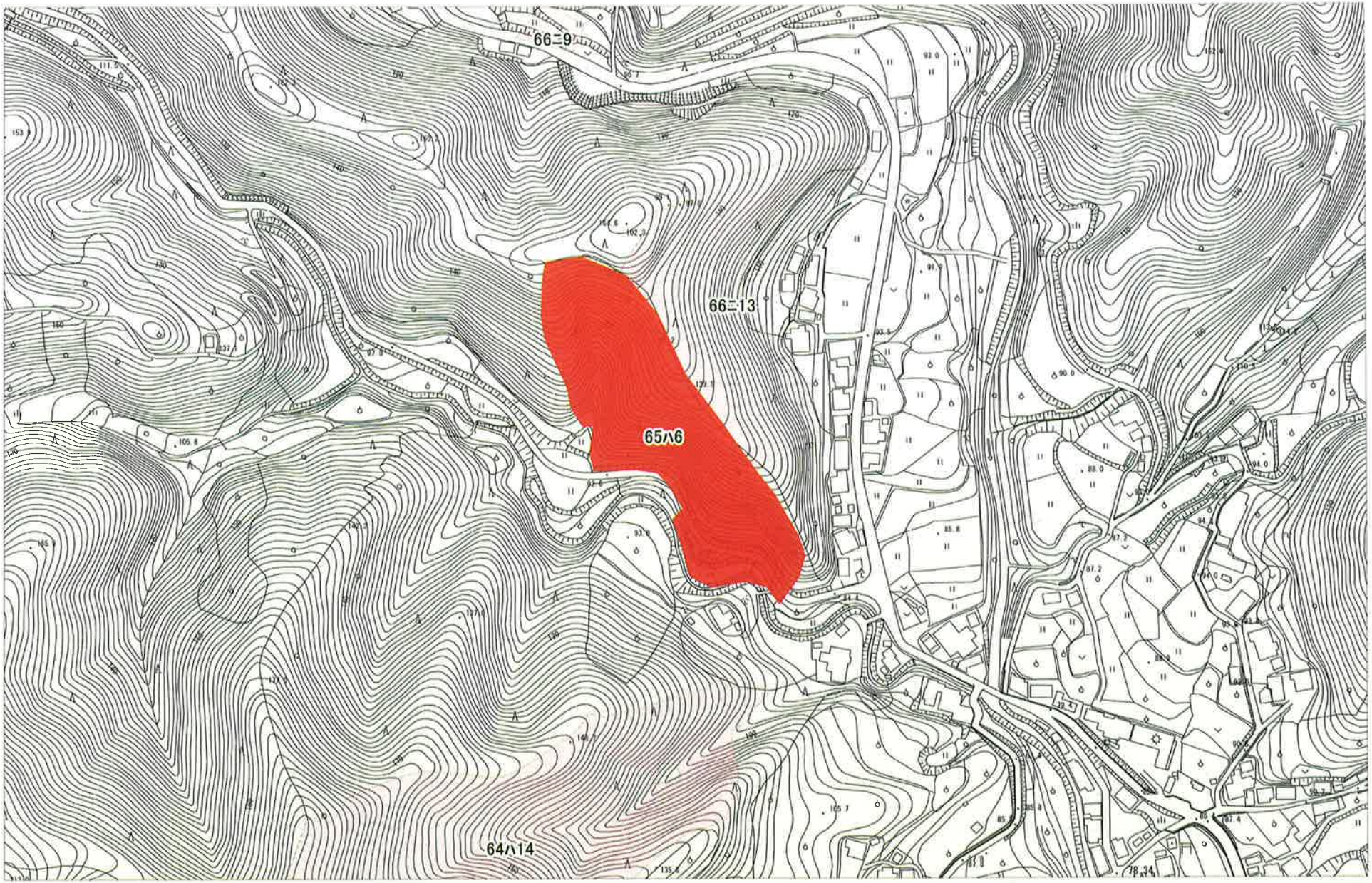

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	熊瀬川	越ノ瀬	681	53	イ	14	0	山林	0.83	ｽｷﾞ	83	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	60

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	熊瀬川	越ノ瀬	681	53	イ	14	0	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

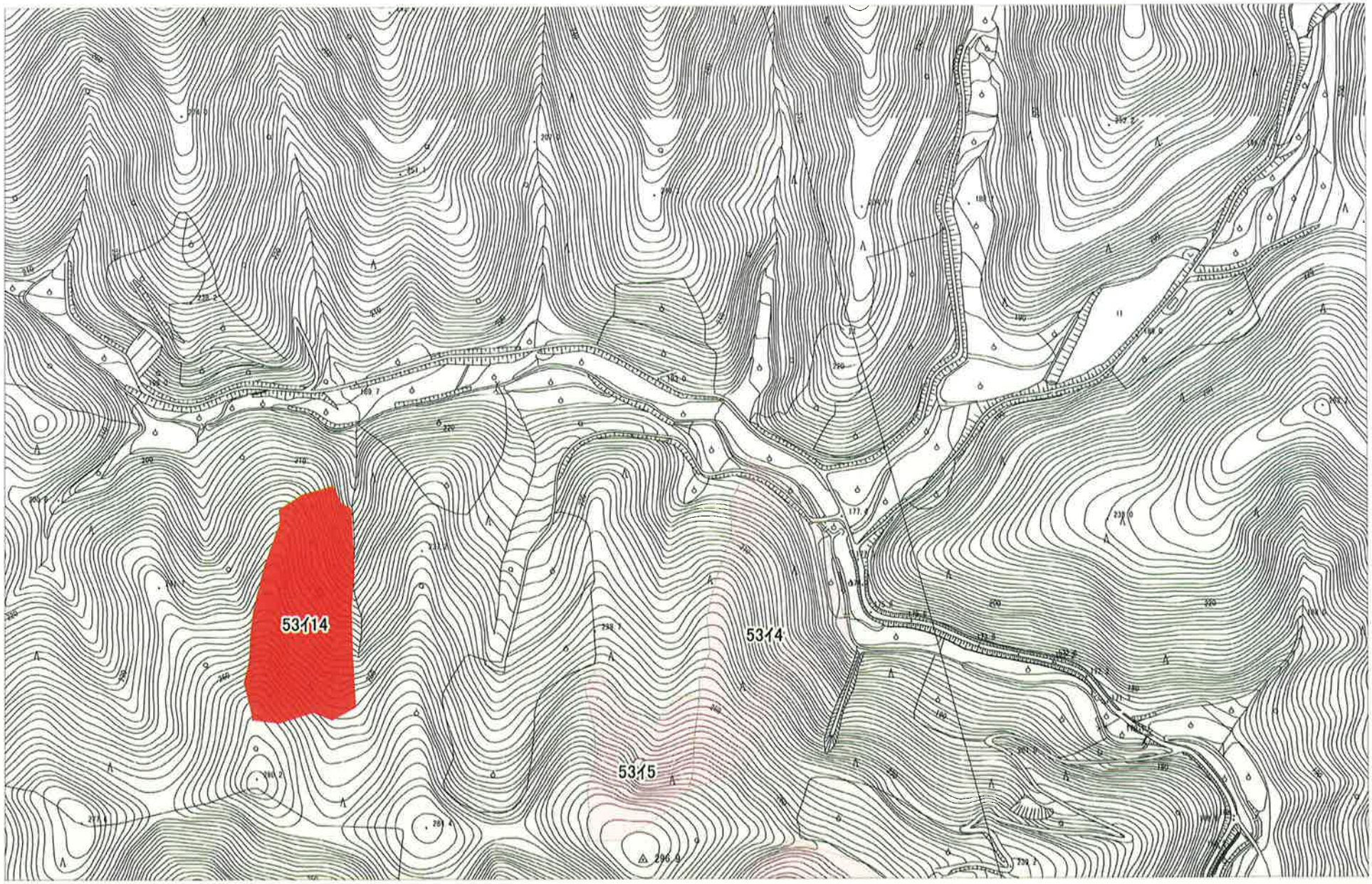

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	土井	風呂ノ本	211	84	イ	1	0	山林	0.86	ヒノキ	51	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	63

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所　在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	土井	風呂ノ本	211	84	イ	1	0	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

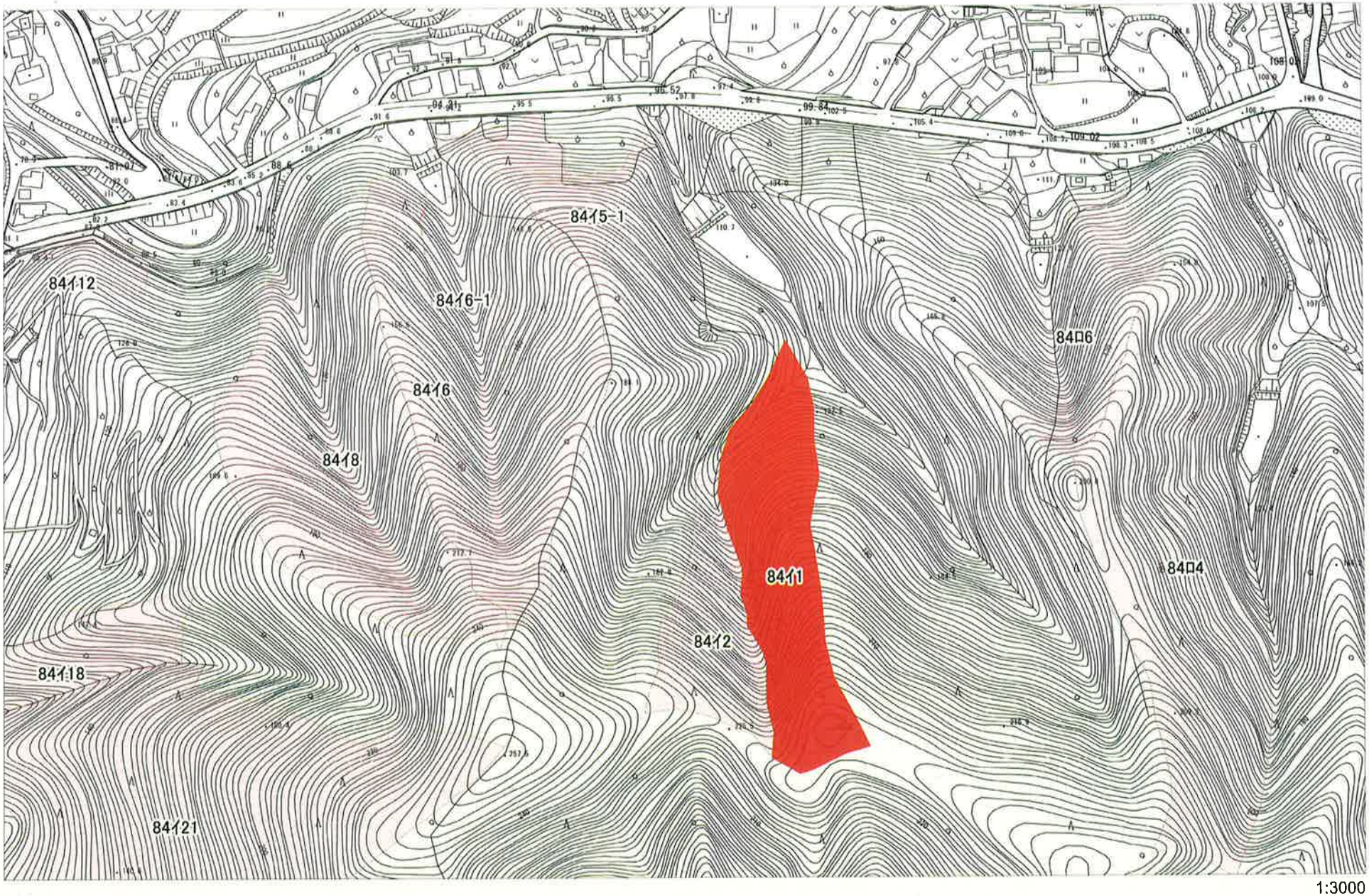

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	土井	後谷	357-1 358	84	ロ	6	0	山林	0.94	ヒノキ	44	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	64

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	土井	後谷	357-1 358	84	ロ	6	0	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

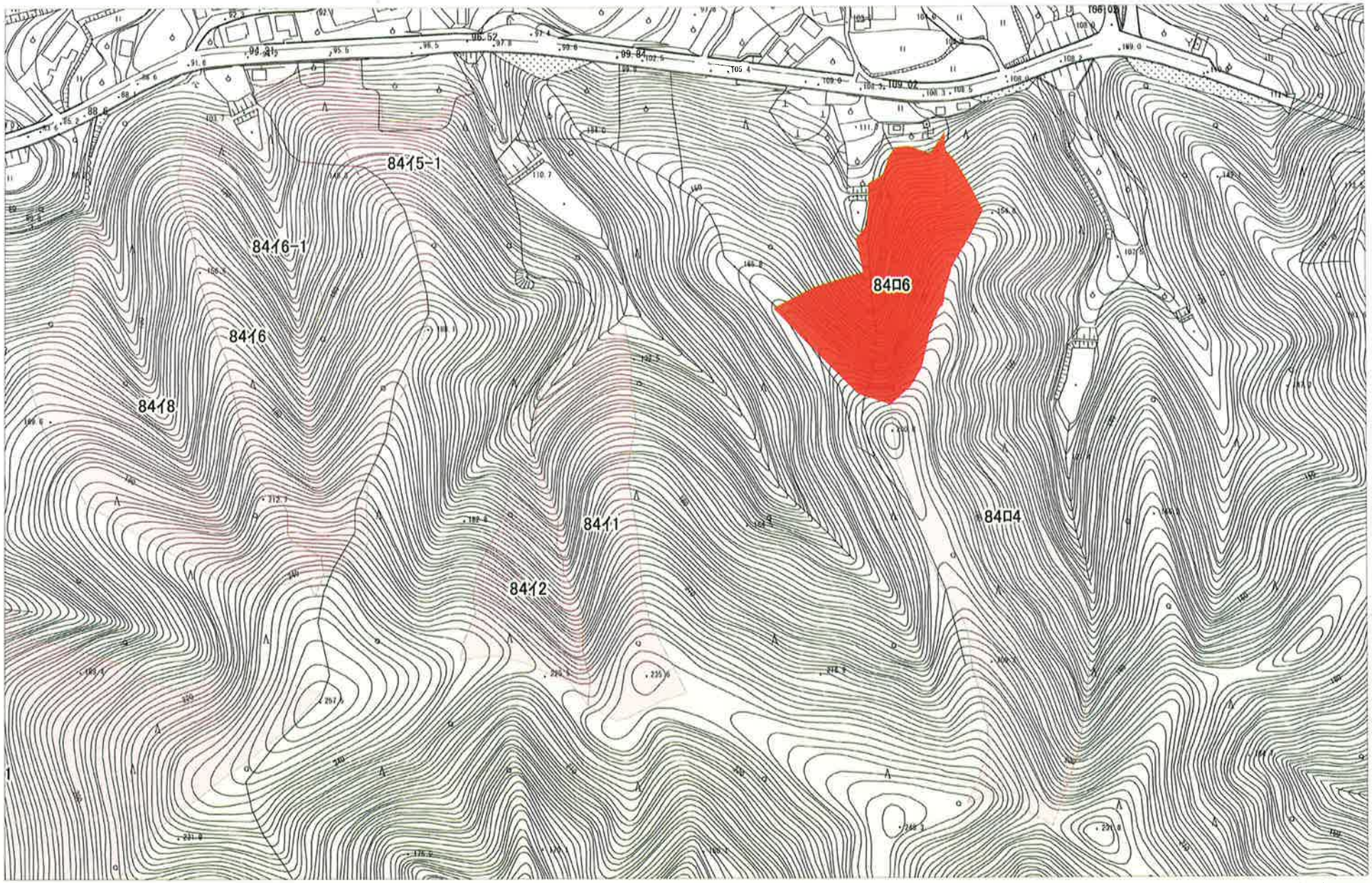

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	熊瀬川	梅ノ木	95-1	58	ロ	1	0	山林	6.02	ヒノキ	53	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	69

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	熊瀬川	梅ノ木	95-1	58	ロ	1	0	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

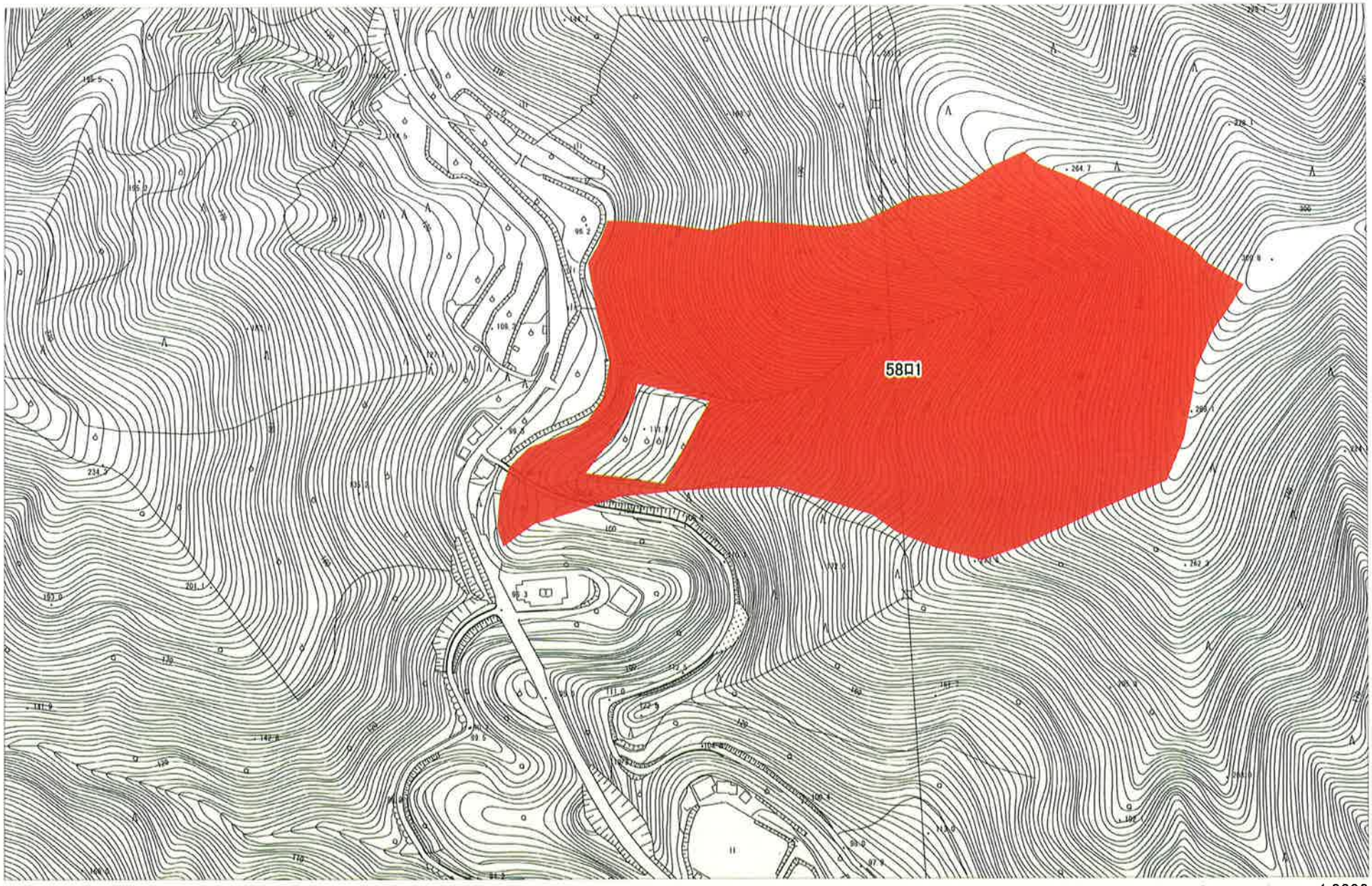

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	東神野川	黒松向	70-1	103	イ	5	0	山林	0.83	ヒノキ	52	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	70
2	東神野川	黒松向	70-1	103	イ	7	0	山林	1.30	ヒノキ	53	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	71

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	東神野川	黒松向	70-1	103	イ	5	0	
2	東神野川	黒松向	70-1	103	イ	7	0	
3								
4								
5								
6								
7								
8								

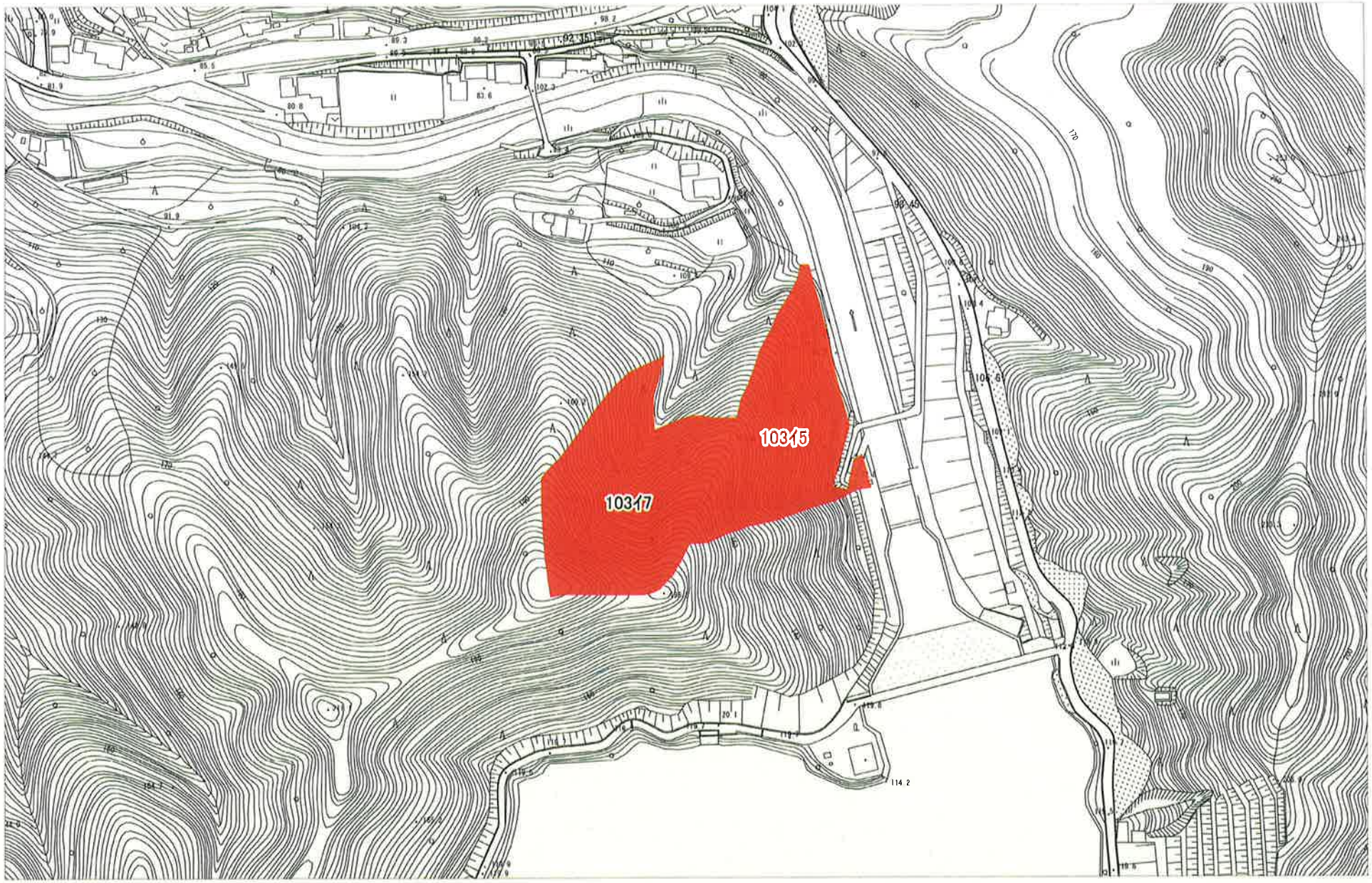

1:3000

経営管理集積計画

1 個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	熊瀬川	猪ノ谷	743	56	ハ	3	0	山林	0.80	ヒノキ	58	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	72

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	熊瀬川	猪ノ谷	743	56	ハ	3	0	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

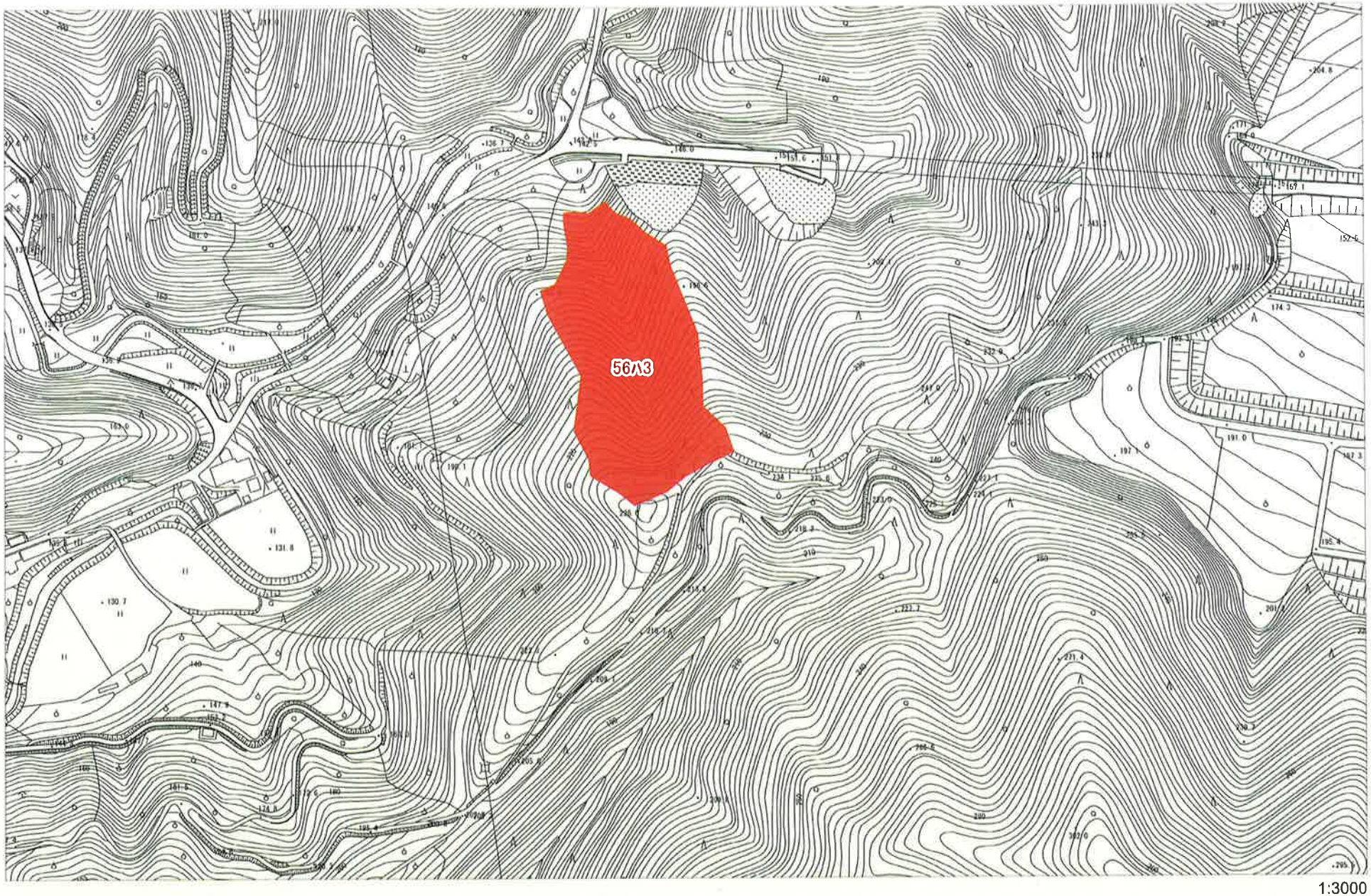

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	東神野川	後通	845 846 847	93	ロ	12	0	山林	1.76	ヒノキ	63	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	73
2	東神野川	後通	847	93	ロ	14	0	山林	0.10	ヒノキ	55	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	74

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	東神野川	後通	845 846 847	93	ロ	12	0	
2	東神野川	後通	847	93	ロ	14	0	
3								
4								
5								
6								
7								
8								

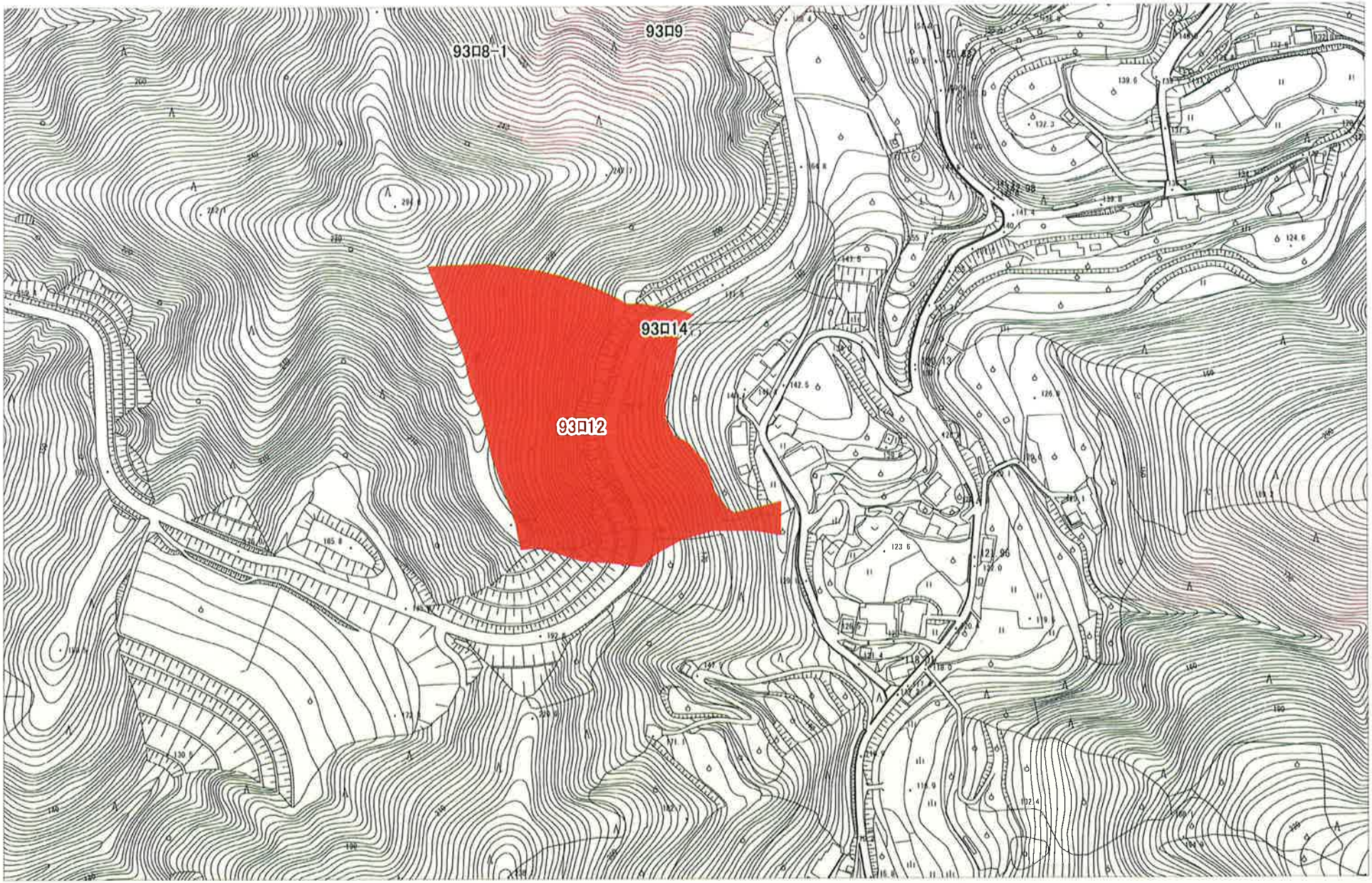

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称）みなべ町長　小谷芳正	（所在地）和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	東神野川	後通	849 850	93	ロ	9	0	山林	0.11	ｽｷﾞ	61	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	75
2	東神野川	後通	849 850	93	ロ	9	0	山林	1.33	ﾋﾉｷ	61	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	76
3	東神野川	後通	849 850	93	ロ	8	1	山林	0.70	ﾋﾉｷ	46	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	77

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所　在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	東神野川	後通	849 850	93	ロ	9	0	
2	東神野川	後通	849 850	93	ロ	9	0	
3	東神野川	後通	849 850	93	ロ	8	1	
4								
5								
6								
7								
8								

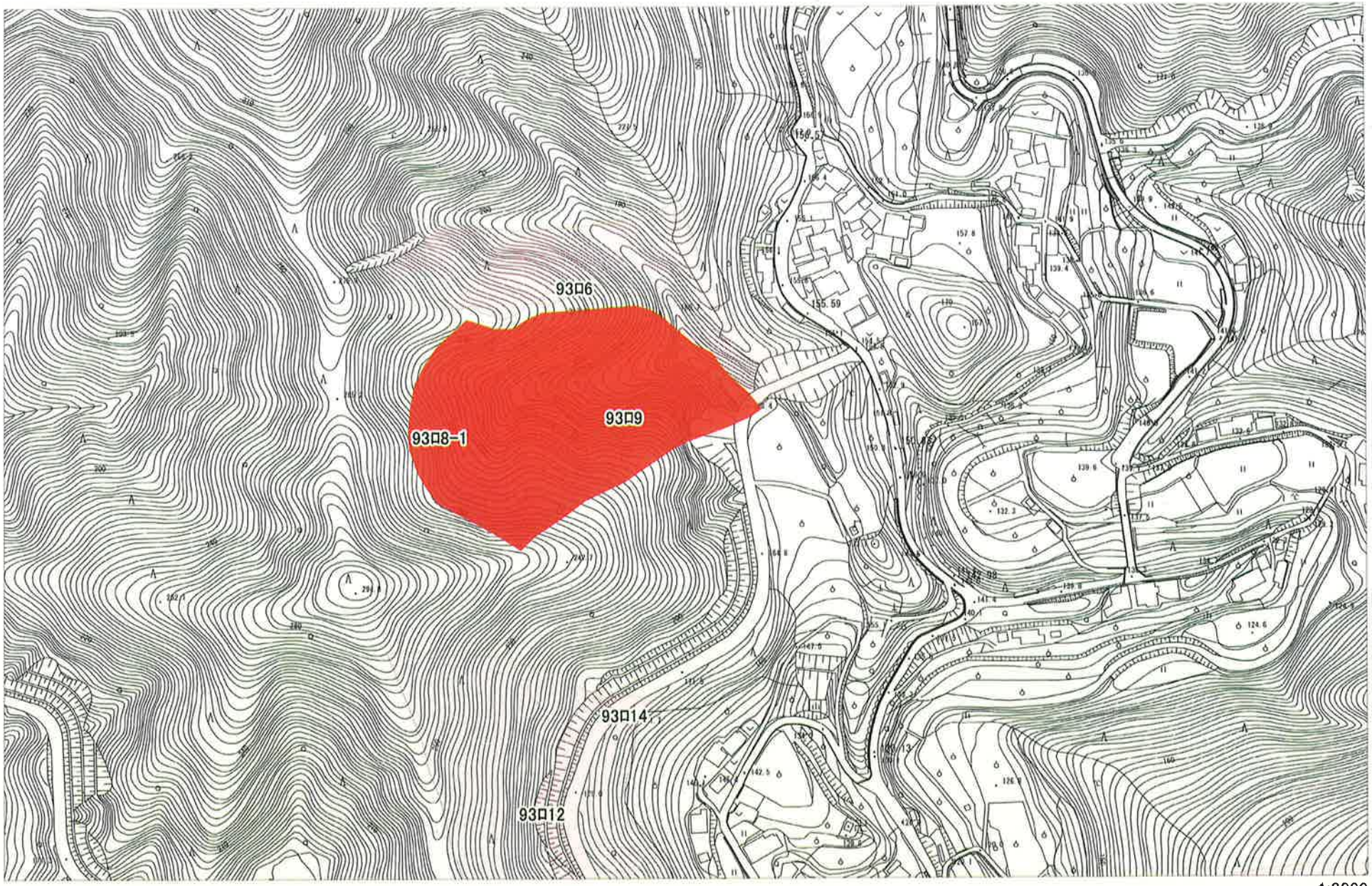

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	高野	上ノ平	530	66	ニ	9	0	山林	0.16	ヒノキ	55	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	78

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	高野	上ノ平	530	66	二	9	0	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

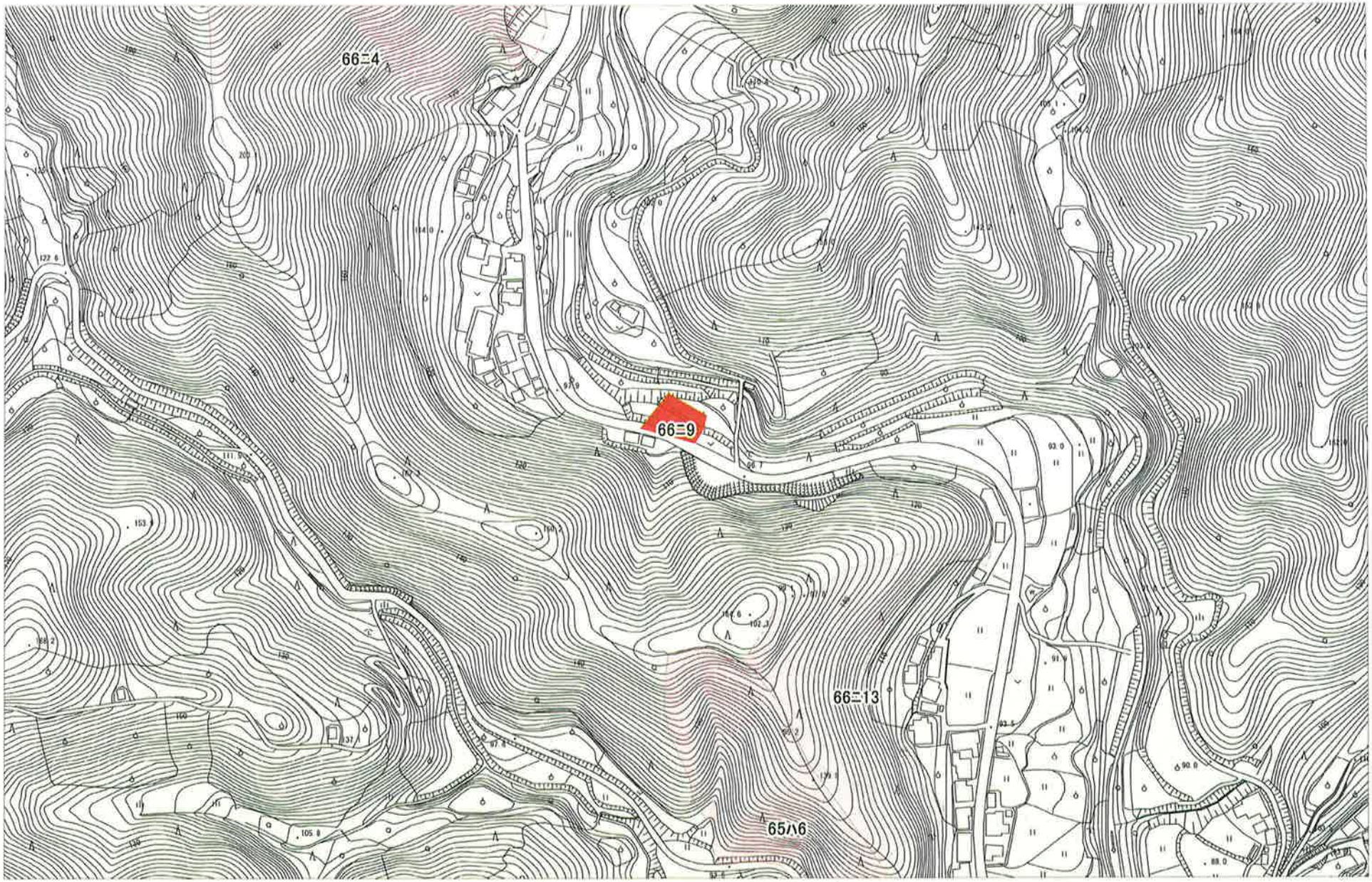

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける(乙)	(名称) みなべ町長　小谷芳正	(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称) [redacted]	(住所又は所在地) [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲に(D)を支払うべき時期、相手方及び方法	備考(現地連番)
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢(年生)						
1	高野	井戸ノ谷	597-1	66	ニ	4	0	山林	1.68	ヒノキ	57	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	81
2	東神野川	中安平	623-2	99	ロ	1	0	山林	0.21	スギ	64	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	82
3	東神野川	中安平	623-2	99	ロ	1	0	山林	0.09	ヒノキ	64	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	83

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村(乙)　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	高野	井戸ノ谷	597-1	66	二	4	0	
2	東神野川	中安平	623-2	99	ロ	1	0	
3	東神野川	中安平	623-2	99	ロ	1	0	
4								
5								
6								
7								
8								

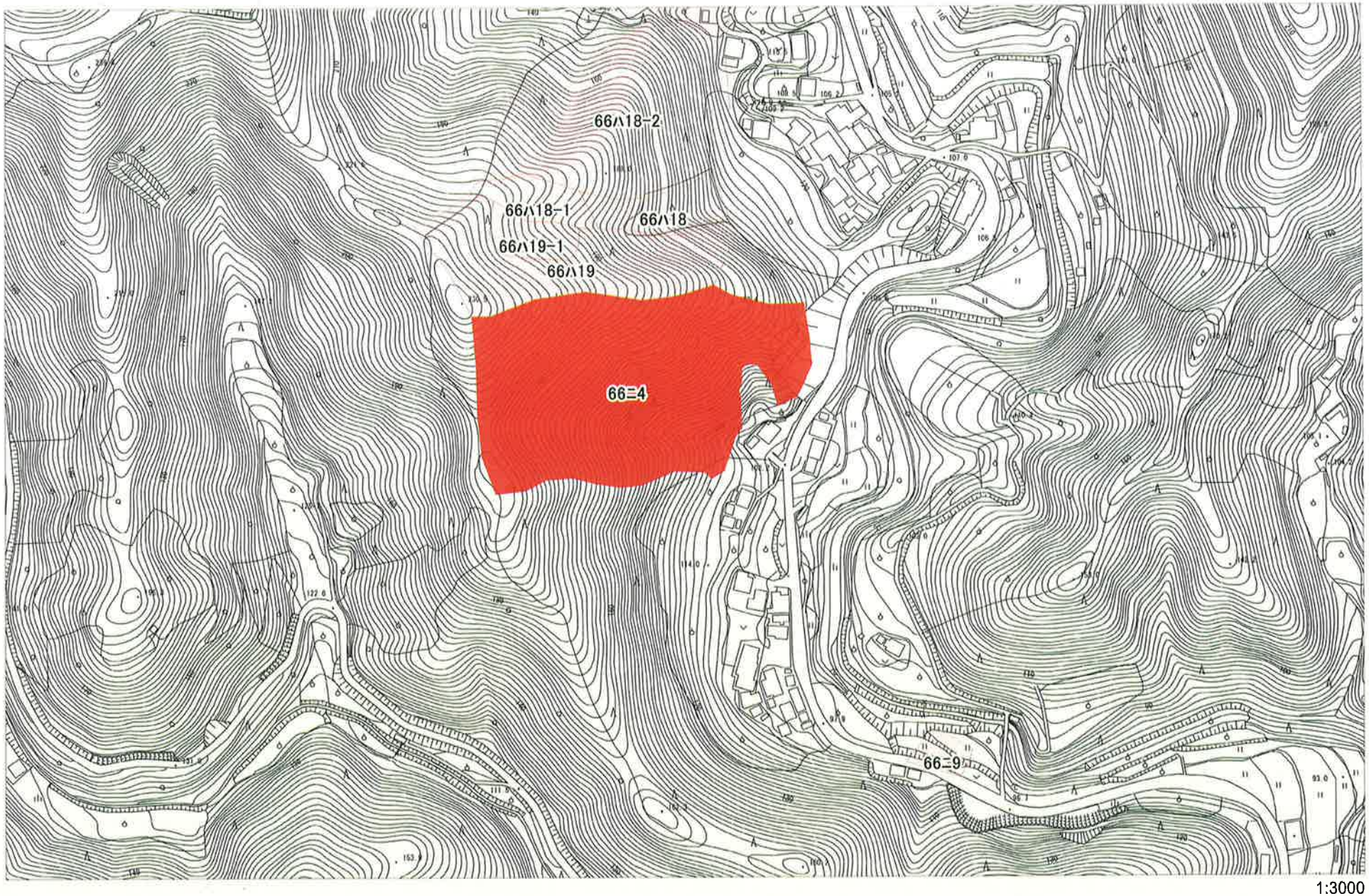

1:3000

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	東神野川	上別当	329	93	ニ	9	0	山林	0.10	0	17	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	84

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所　在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	東神野川	上別当	329	93	ニ	9	0	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	市井川	瀧谷	150	73	ニ	9	0	山林	1.50	ﾋﾉｷ	62	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	90
2	市井川	一ケ谷	13-1 13-2	73	ホ	3	0	山林	0.30	ｽｷﾞ	64	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	91
3	市井川	一ケ谷	13-1 13-2	73	ホ	3	0	山林	0.30	ﾋﾉｷ	64	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	92

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	市井川	瀧谷	150	73	ニ	9	0	
2	市井川	一ケ谷	13-1　13-2	73	ホ	3	0	
3	市井川	一ケ谷	13-1　13-2	73	ホ	3	0	
4								
5								
6								
7								
8								

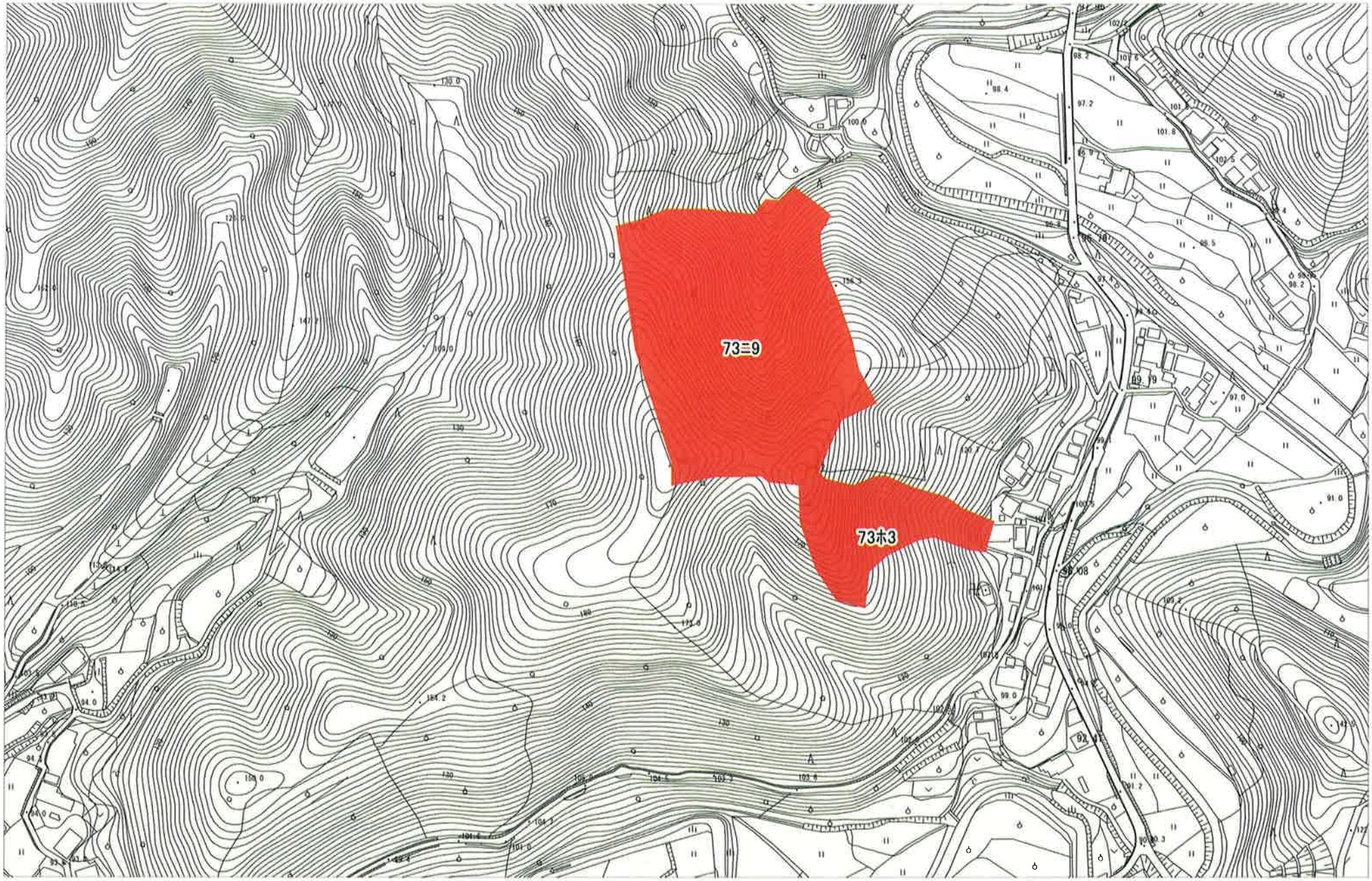

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	高野	大串	730	66	ハ	18	0	山林	0.01	ｽｷﾞ	46	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	95
2	高野	大串	730	66	ハ	18	0	山林	0.14	ﾋﾉｷ	46	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	96
3	高野	大串	730	66	ハ	18	1	山林	0.14	ﾋﾉｷ	52	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	97
4	高野	大串	730	66	ハ	18	2	山林	0.83	ﾋﾉｷ	53	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	98
5	高野	仁仙谷口	807	72	ロ	8	0	山林	1.02	ｽｷﾞ	59	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	99
6	高野	仁仙谷口	807	72	ロ	8	0	山林	2.30	ﾋﾉｷ	59	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	100

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）	住　所	和歌山県日高郡みなべ町芝742	氏名	みなべ町長　小谷芳正
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住　所	[redacted]	氏名	[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	高野	大串	730	66	ハ	18	0	
2	高野	大串	730	66	ハ	18	0	
3	高野	大串	730	66	ハ	18	1	
4	高野	大串	730	66	ハ	18	2	
5	高野	仁仙谷口	807	72	ロ	8	0	
6	高野	仁仙谷口	807	72	ロ	8	0	
7								
8								

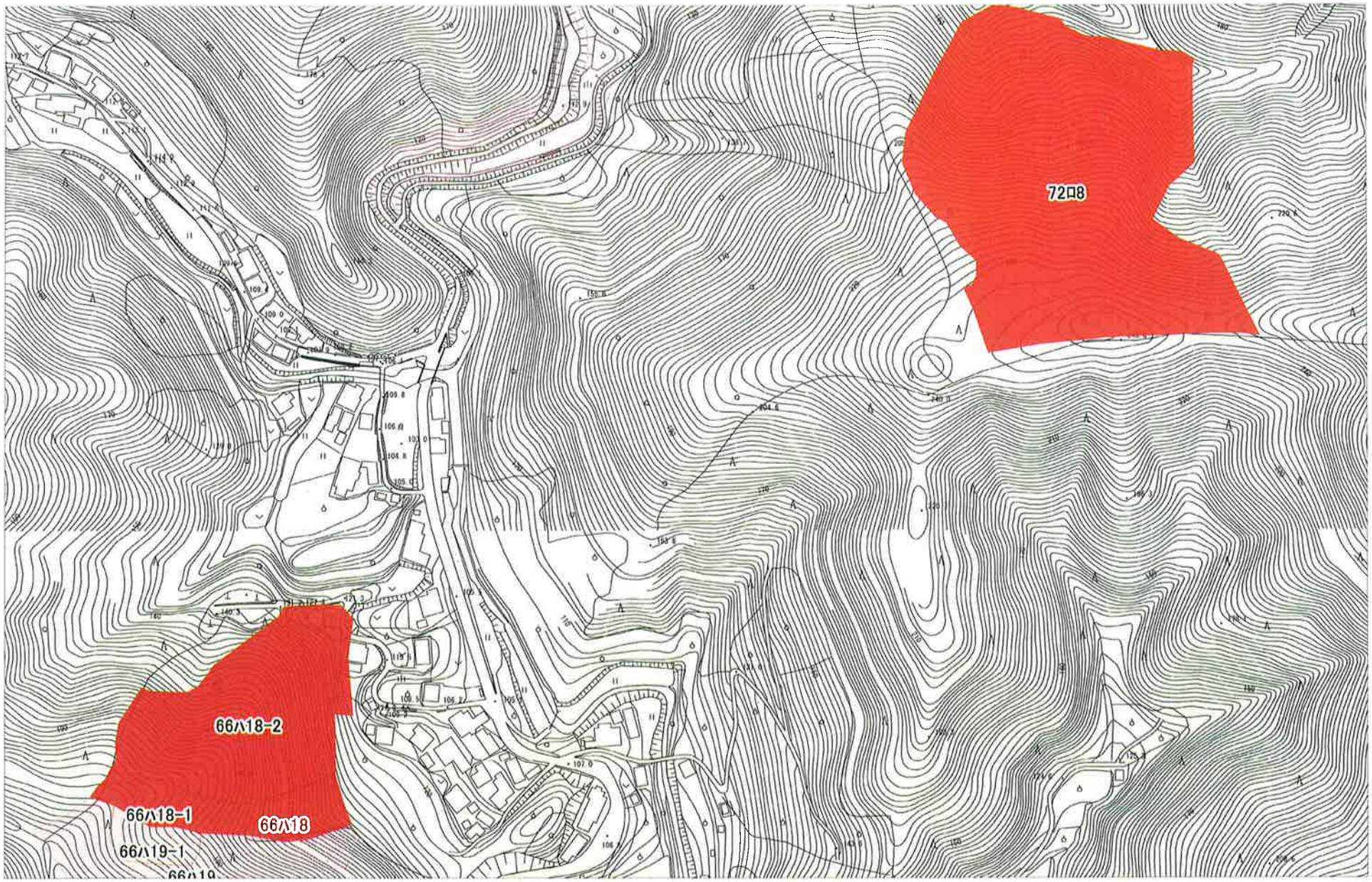

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	土井	畑ノ口	171	84	イ	6	0	山林	1.80	ﾋﾉｷ	47	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	101
2	土井	畑ノ口	171	84	イ	6	1	山林	0.31	ｽｷﾞ	47	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	102
3	土井	井平	116	84	イ	8	0	山林	2.30	ﾋﾉｷ	47	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	103

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	土井	畑ノ口	171	84	イ	6	0	
2	土井	畑ノ口	171	84	イ	6	1	
3	土井	井平	116	84	イ	8	0	
4								
5								
6								
7								
8								

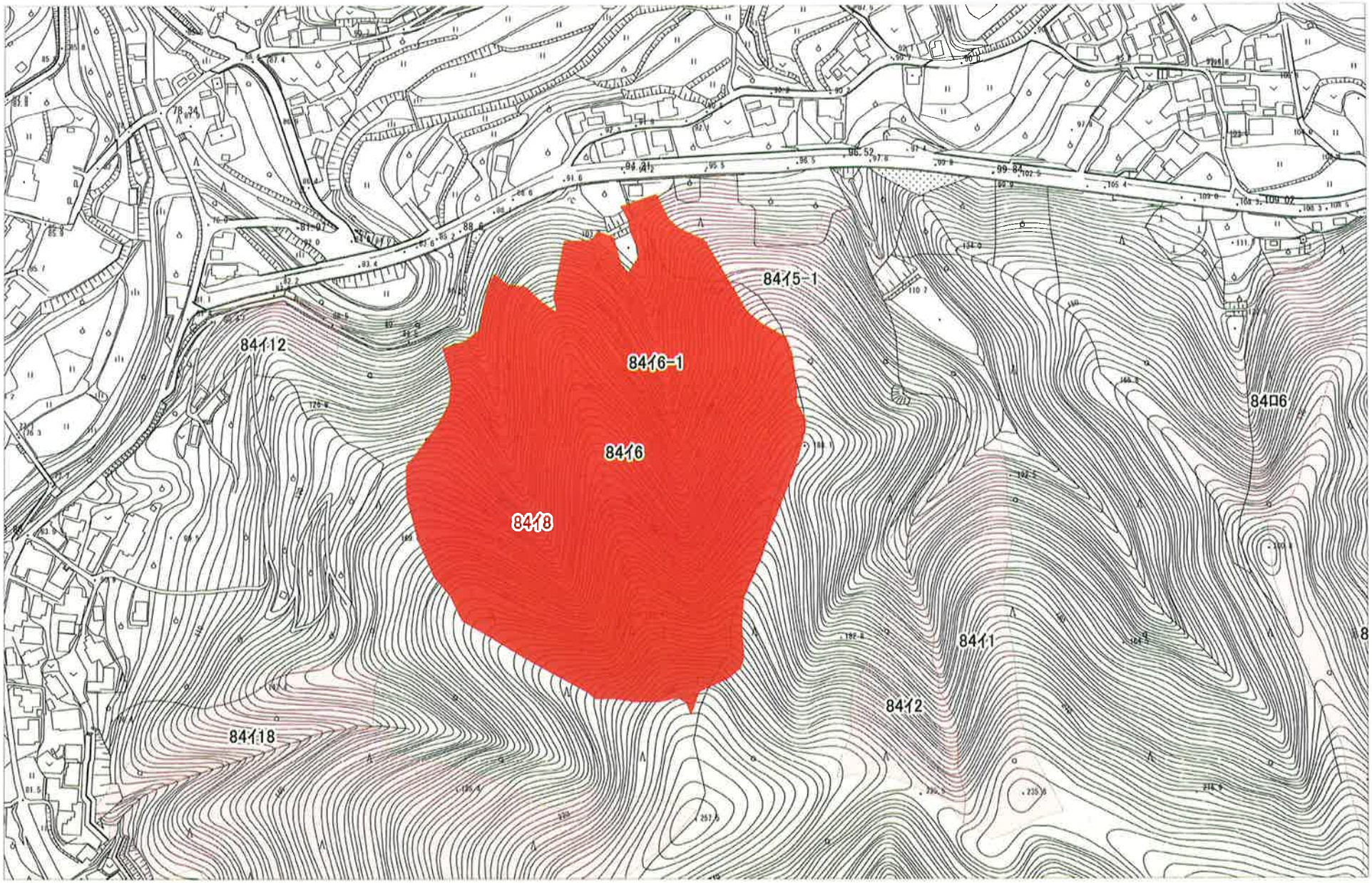

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	熊瀬川	芦硲	138-1	57	ロ	5	0	山林	1.70	ヒノキ	52	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	104
2	熊瀬川	芦硲	138-1	57	ロ	6	0	山林	1.35	ヒノキ	51	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	105
3	東神野川	下於奈	1343	93	イ	5	0	山林	2.60	ヒノキ	56	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	106

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	熊瀬川	芦硲	138-1	57	ロ	5	0	
2	熊瀬川	芦硲	138-1	57	ロ	6	0	
3	東神野川	下於奈	1343	93	イ	5	0	
4								
5								
6								
7								
8								

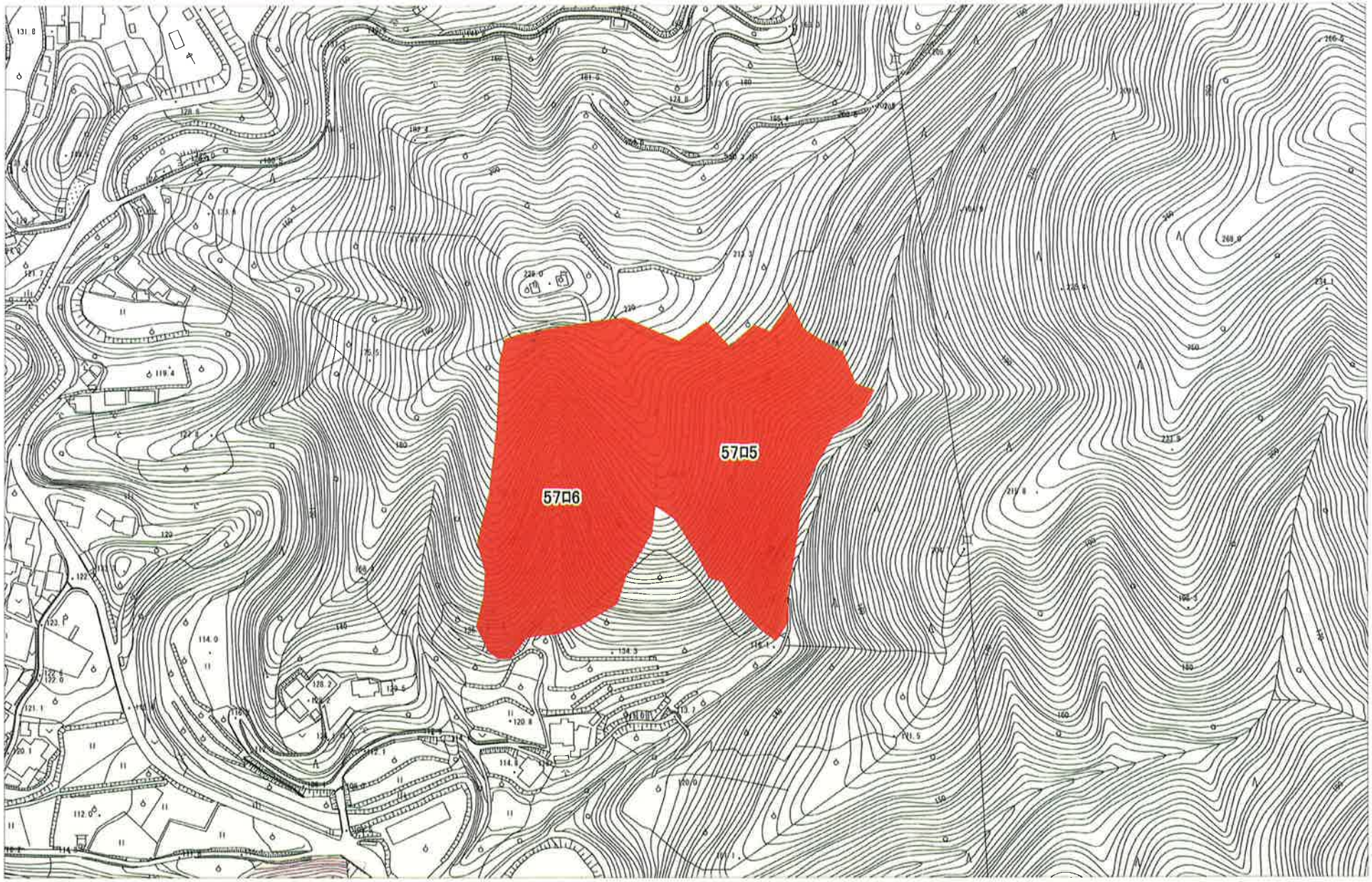

1:3000

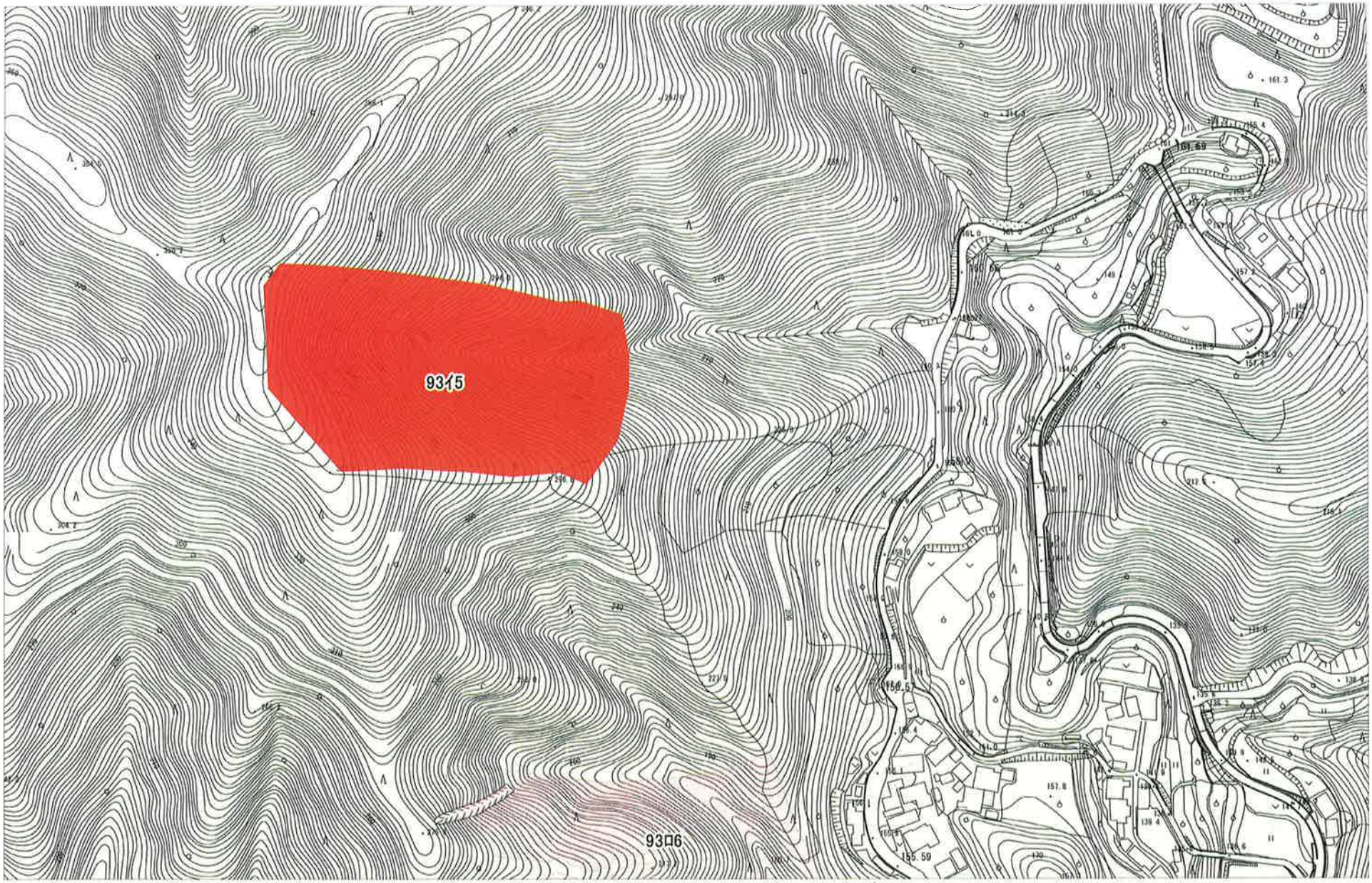

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	市井川	三ツ羽谷	1078 1079	82	ハ	15	3	山林	0.15	ｽｷﾞ	54	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	107
2	市井川	三ツ羽谷	1078 1079	82	ハ	15	3	山林	0.35	ﾋﾉｷ	54	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	108

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	市井川	三ツ羽谷	1078 1079	82	ハ	15	3	
2	市井川	三ツ羽谷	1078 1079	82	ハ	15	3	
3								
4								
5								
6								
7								
8								

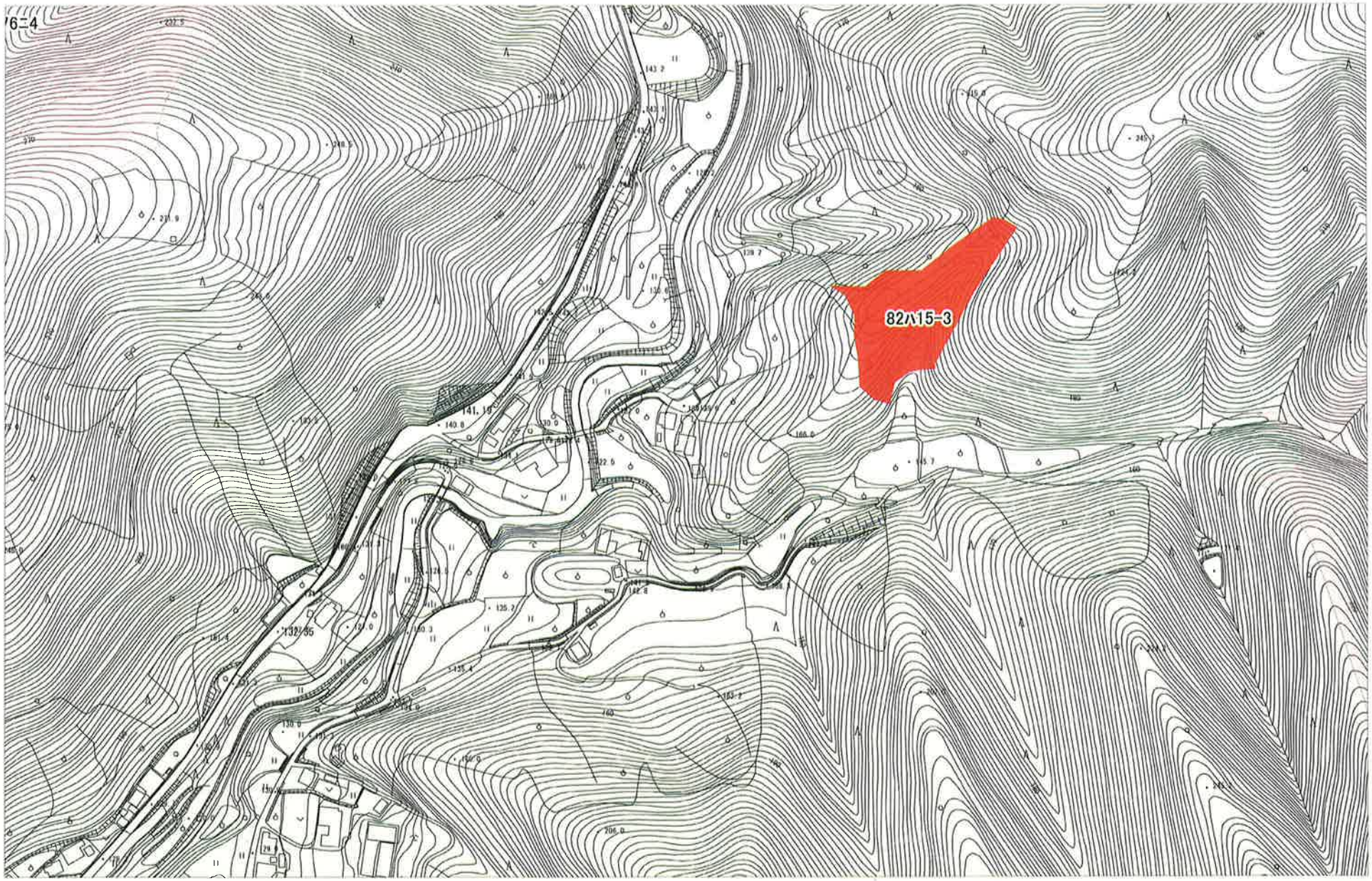

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	高野	向瀬川口	1532-11532-2 1533 1534	63	ハ	5	0	山林	1.65	ヒノキ	58	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	109
2	高野	向瀬川口	1532-11532-2 1533 1534	63	ハ	6	0	山林	2.10	ヒノキ	57	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	110
3	高野	向瀬川口	1532-11532-2 1533 1534	63	ハ	4	0	山林	0.07	スギ	45	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	111
4	高野	向瀬川口	1532-11532-2 1533 1534	63	ハ	4	0	山林	0.16	ヒノキ	45	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	112
5	高野	向瀬川口	1532-11532-2 1533 1534	63	ハ	9	0	山林	0.14	スギ	52	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	113
6	高野	向瀬川口	1532-11532-2 1533 1534	63	ハ	9	0	山林	0.34	ヒノキ	52	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	114

7	高野	向瀬川口	1532-11532-2 1533 1534	63	ハ	9	1	山林	0.54	ヒノキ	54	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	115

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	高野	向瀬川口	1532-11532-2 1533 1534	63	ハ	5	0	
2	高野	向瀬川口	1532-11532-2 1533 1534	63	ハ	6	0	
3	高野	向瀬川口	1532-11532-2 1533 1534	63	ハ	4	0	
4	高野	向瀬川口	1532-11532-2 1533 1534	63	ハ	4	0	
5	高野	向瀬川口	1532-11532-2 1533 1534	63	ハ	9	0	
6	高野	向瀬川口	1532-11532-2 1533 1534	63	ハ	9	0	
7	高野	向瀬川口	1532-11532-2 1533 1534	63	ハ	9	1	
8								

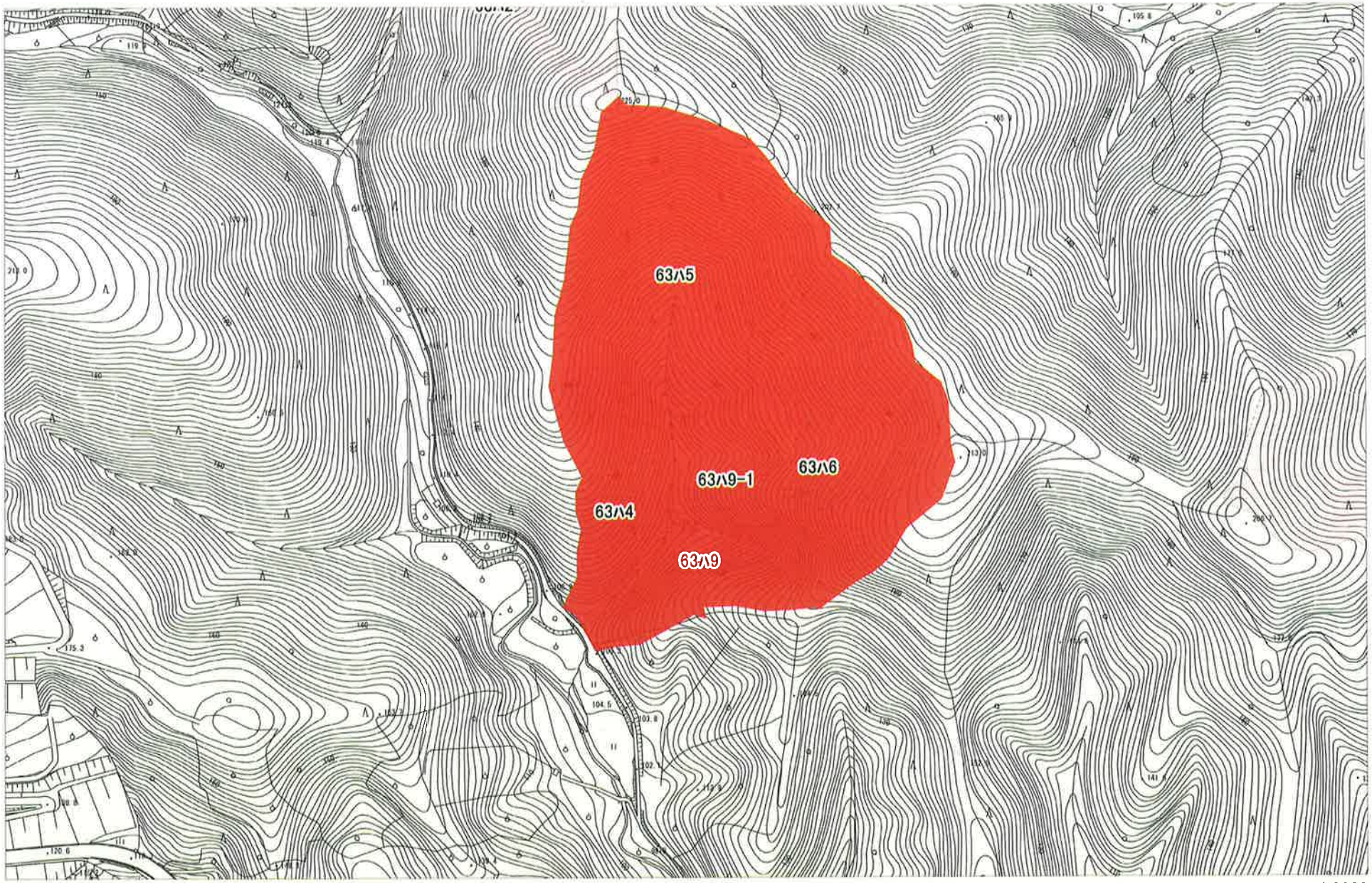

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	土井	氏神谷	401 403	84	ロ	4	0	山林	2.42	ヒノキ	47	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	116

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	土井	氏神谷	401 403	84	ロ	4	0	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

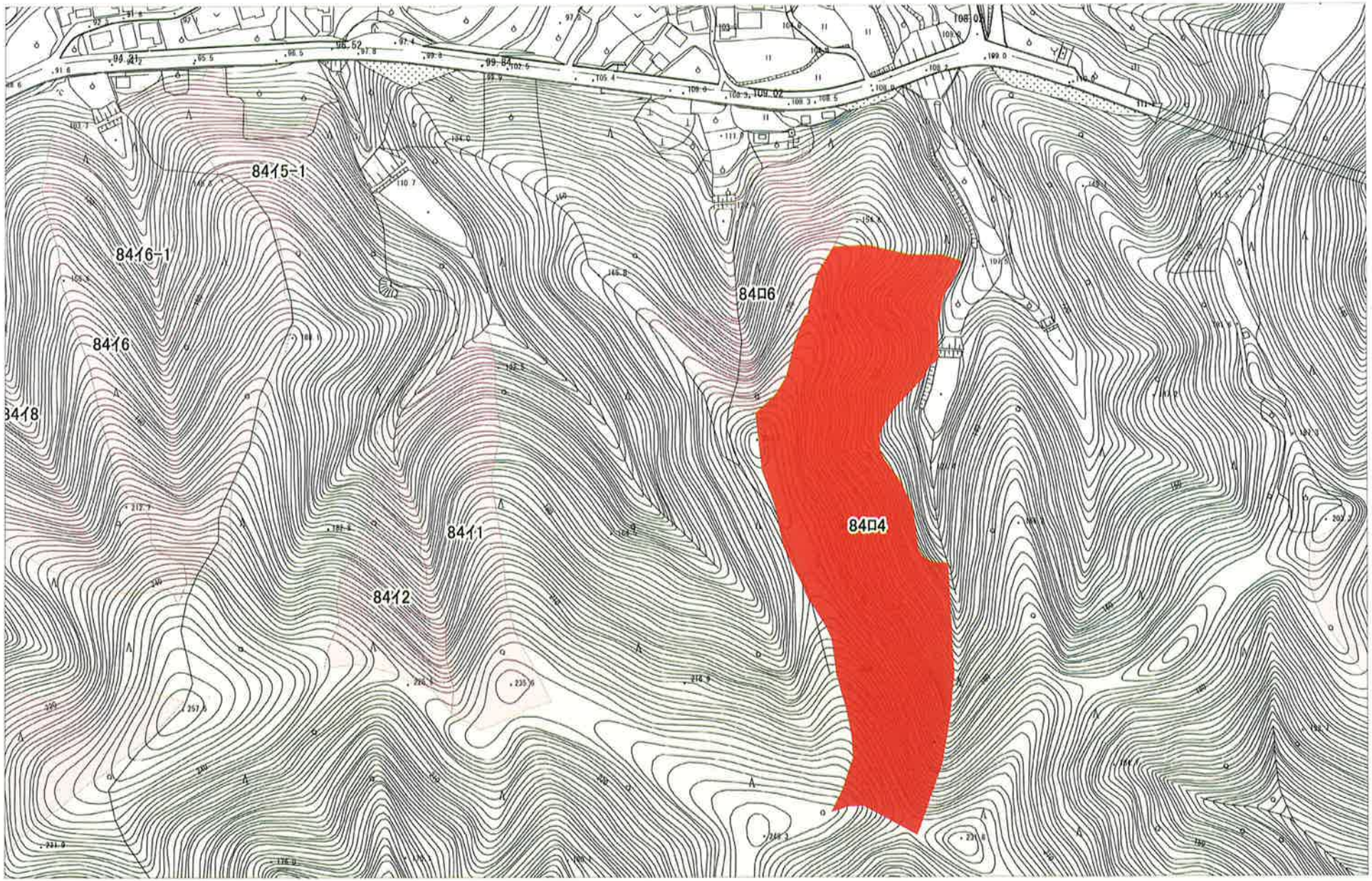

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける(乙)	(名称) みなべ町長　小谷芳正	(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称) [redacted]	(住所又は所在地) [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲に(D)を支払うべき時期、相手方及び方法	備考(現地連番)
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢(年生)						
1	高野	中家垣内	1055-1	66	ハ	2	0	山林	0.08	0	14	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	118
2	高野	中家垣内	1055-1	66	ハ	6	0	山林	0.10	ｽｷﾞ	94	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	119

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村(乙)　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所　在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	高野	中家垣内	1055-1	66	ハ	2	0	
2	高野	中家垣内	1055-1	66	ハ	6	0	
3								
4								
5								
6								
7								
8								

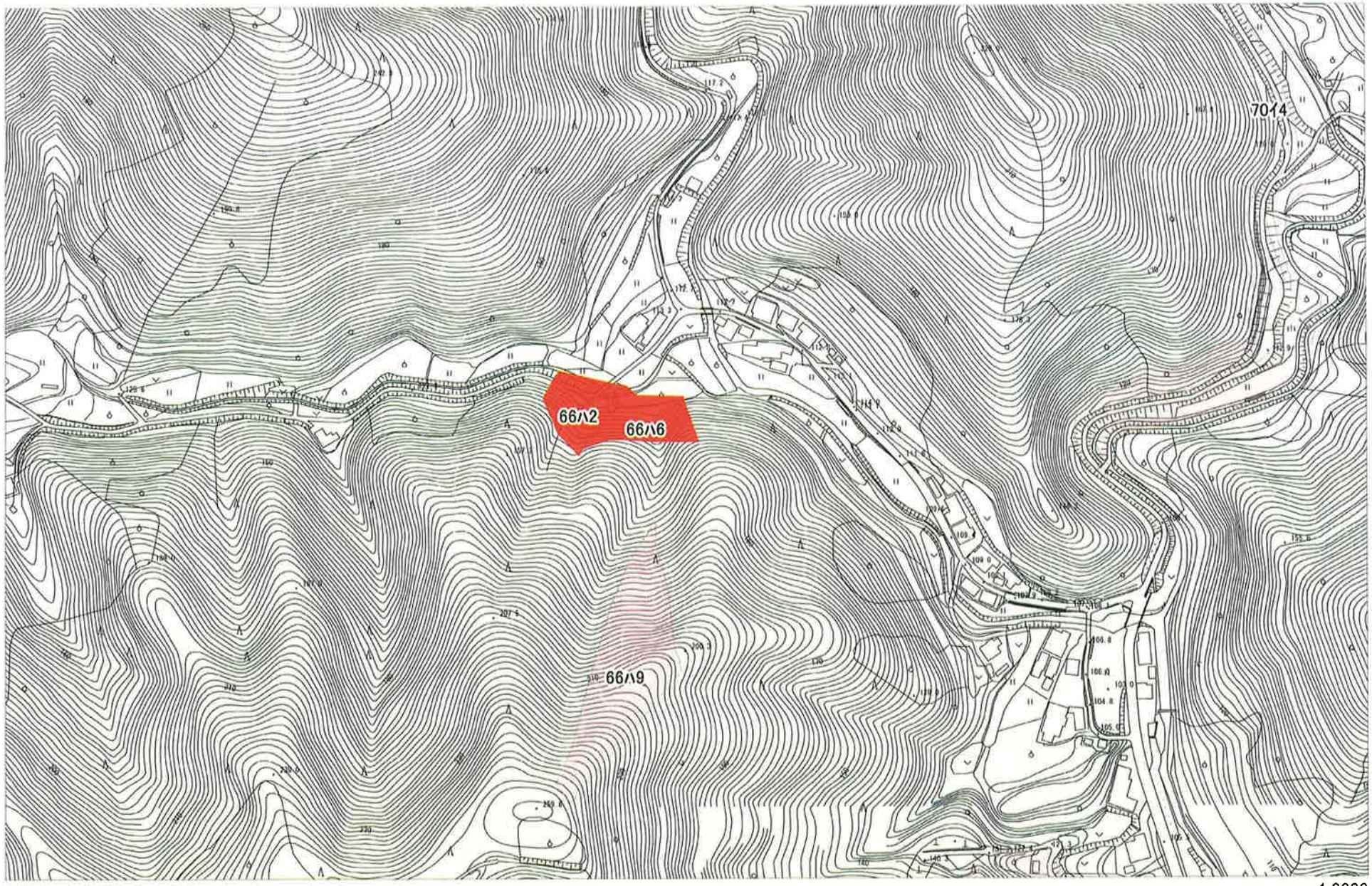

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	熊瀬川	用又	658	53	ハ	3	0	山林	1.35	ヒノキ	48	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	120

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	熊瀬川	用又	658	53	ハ	3	0	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

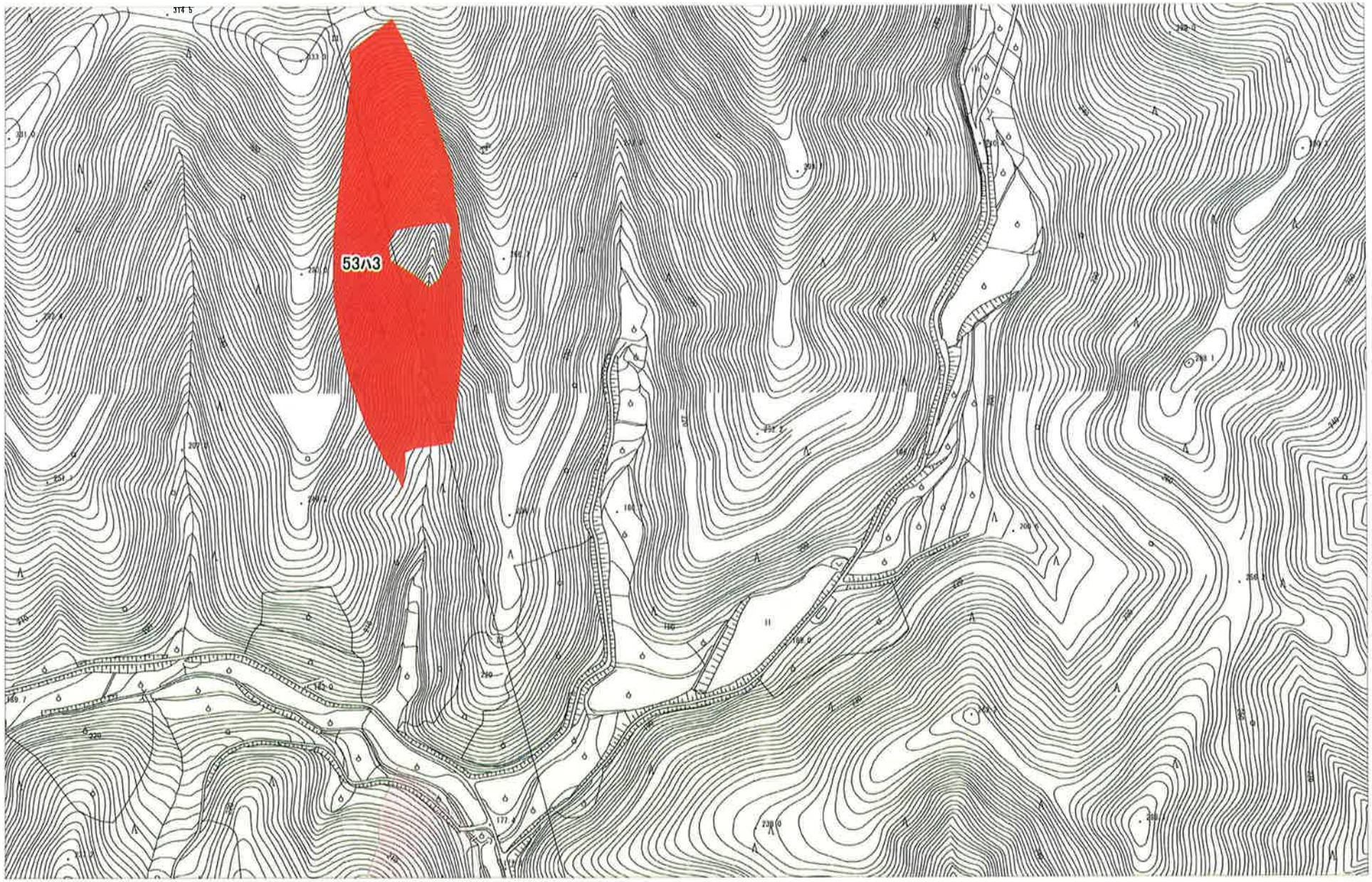

1:3000

経営管理集積計画

1 個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	熊瀬川	用又	659	53	イ	5	0	山林	0.79	ヒノキ	41	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	121

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所　在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	熊瀬川	用又	659	53	イ	5	0	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

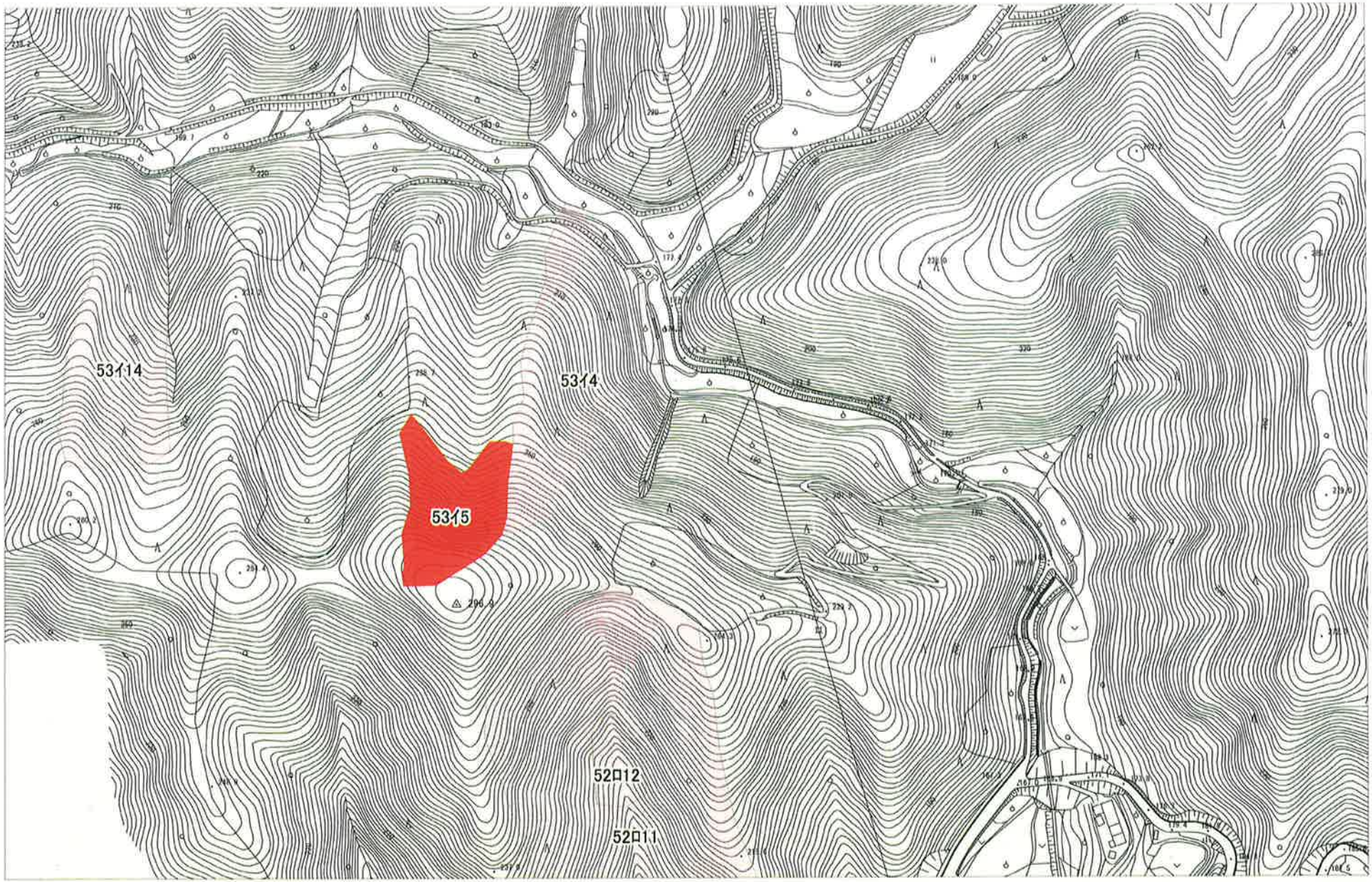

1:3000

経営管理集積計画

1 個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	東神野川	大谷口	1584	97	ニ	1	0	山林	2.10	ヒノキ	51	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	122

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	東神野川	大谷口	1584	97	ニ	1	0	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

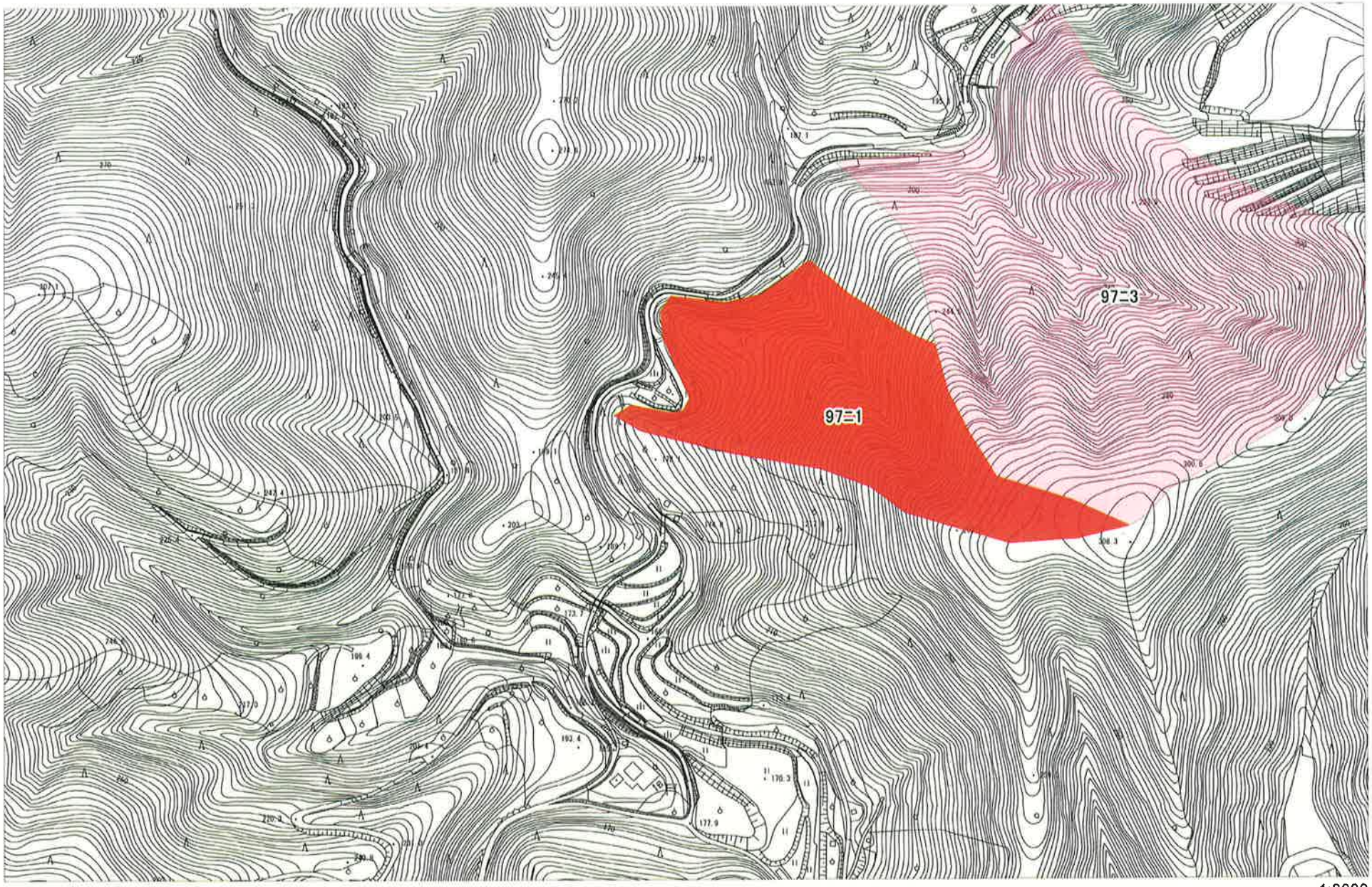

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	嶋之瀬	数畑	80-1 96	103	ニ	9	0	山林	2.00	ヒノキ	47	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	123

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	嶋之瀬	数畑	80-1 96	103	二	9	0	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

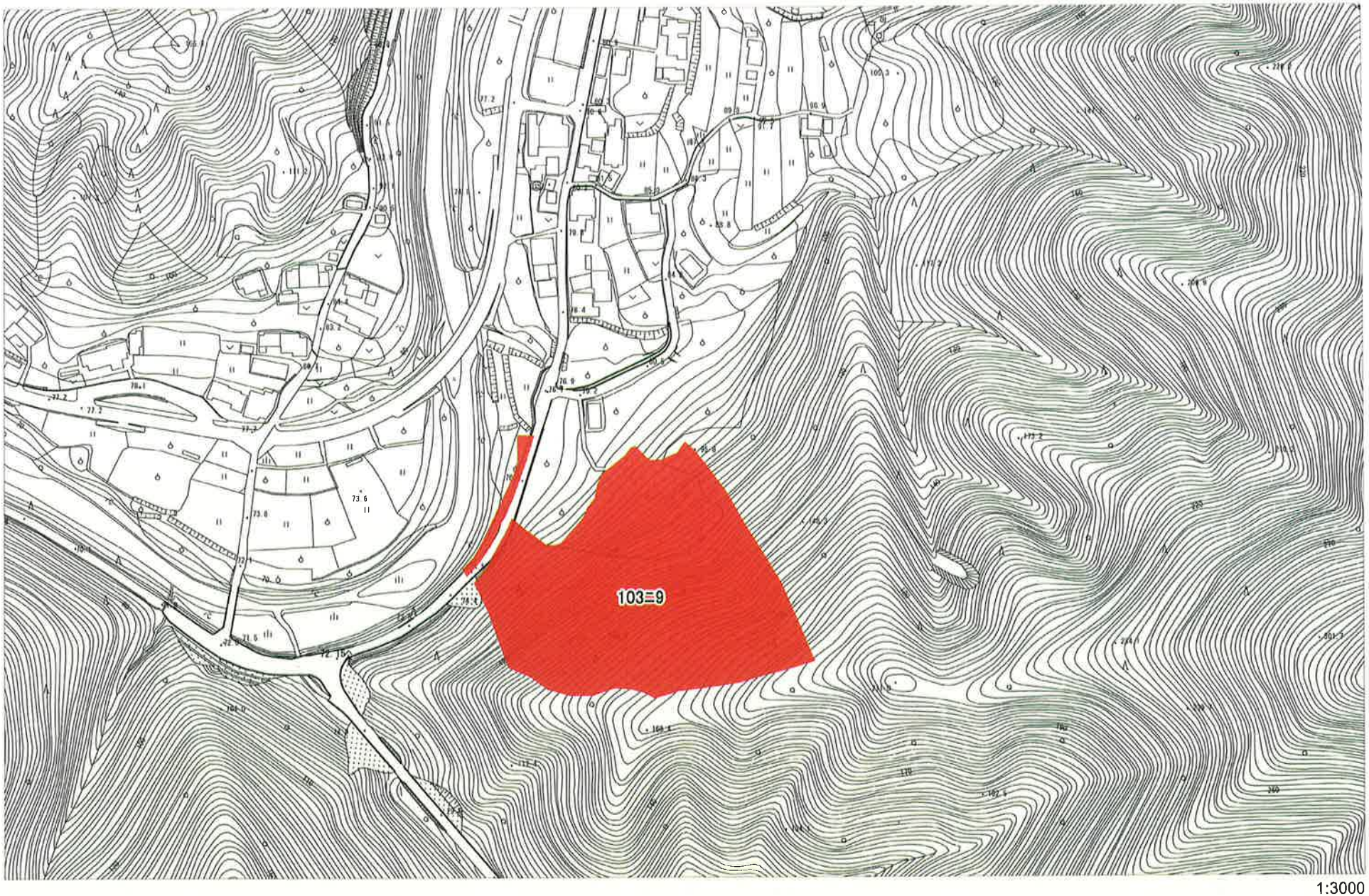

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける(乙)	(名称) みなべ町長　小谷芳正	(所在地) 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称) [redacted]	(住所又は所在地) [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲に(D)を支払うべき時期、相手方及び方法	備考(現地連番)
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢(年生)						
1	滝	才之上	1034-1 1035 1037	84	イ	21	0	山林	5.60	ヒノキ	47	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	124

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村(乙)　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者(甲)　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	滝	才之上	1034-1 1035 1037	84	イ	21	0	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

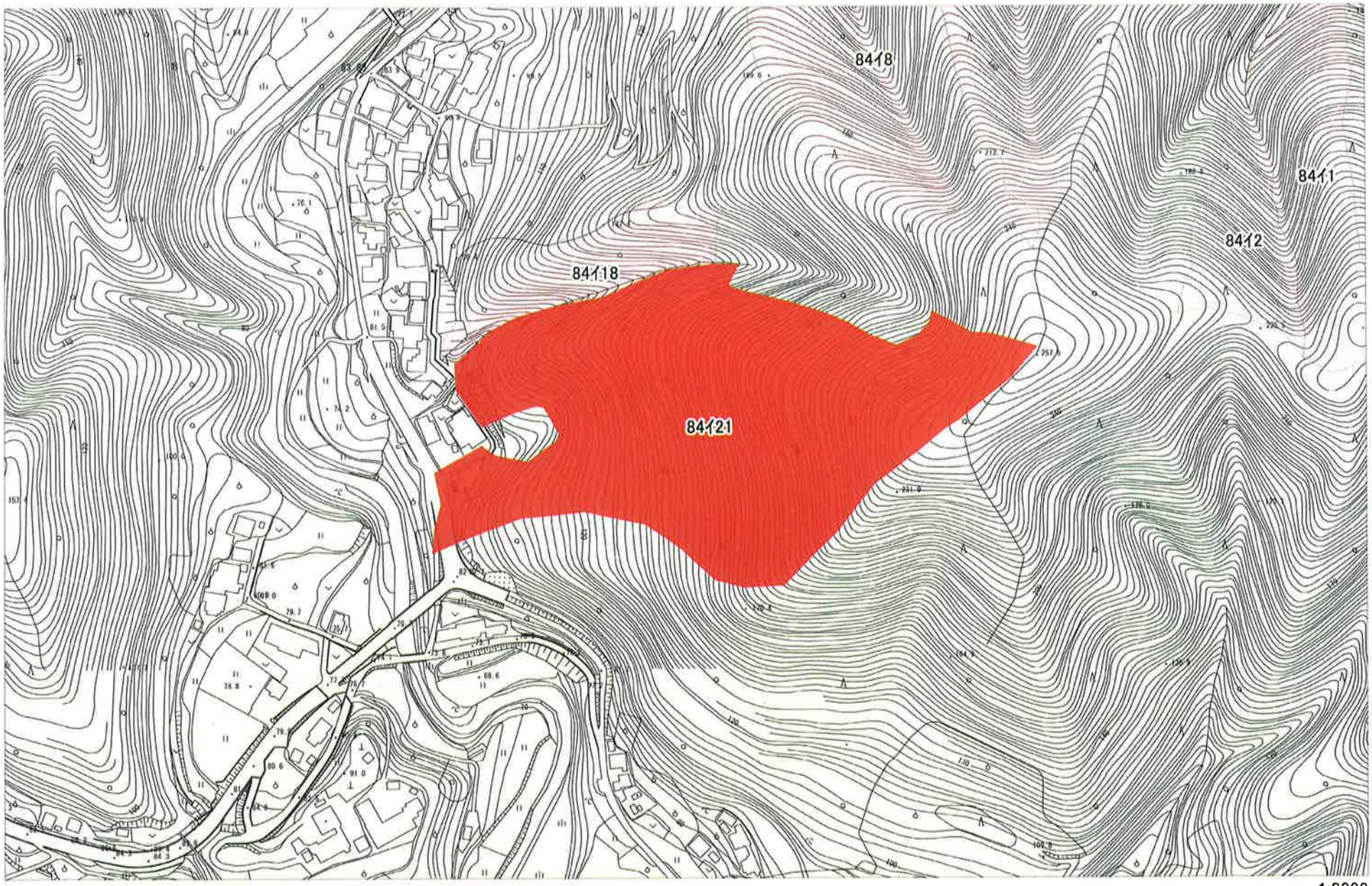

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	滝	樫山谷	798	85	ニ	4	0	山林	1.12	ヒノキ	56	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	125

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所　在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	滝	樫山谷	798	85	二	4	0	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

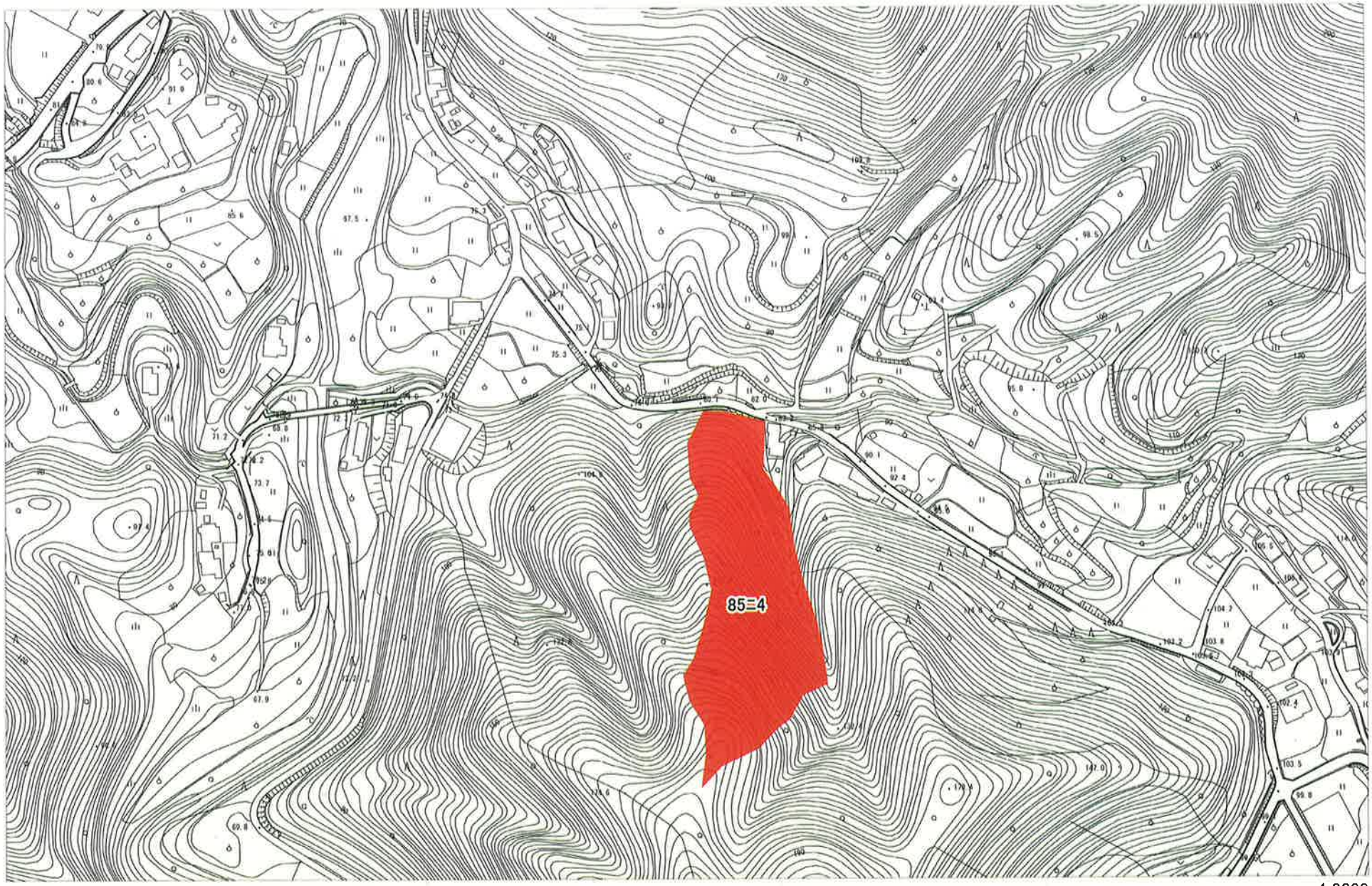

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	広野	笹里裏	299-1	105	ロ	5	0	山林	1.13	ヒノキ	50	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	127

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	広野	笹里裏	299-1	105	ロ	5	0	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

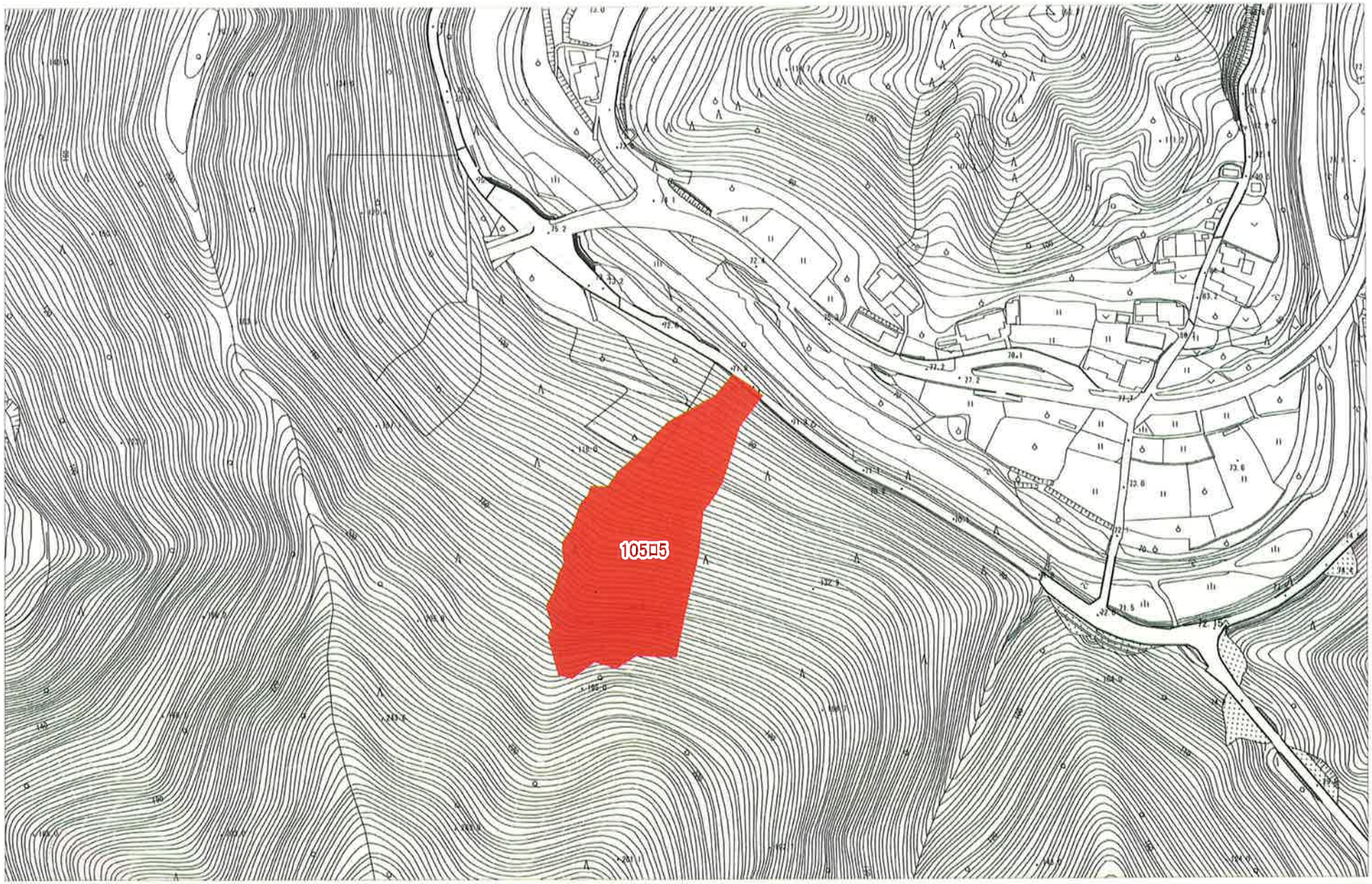

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	高野	向瀬川	1543 1544	63	ハ	2	0	山林	1.18	ヒノキ	47	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	129

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	高野	向瀬川	1543　1544	63	ハ	2	0	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

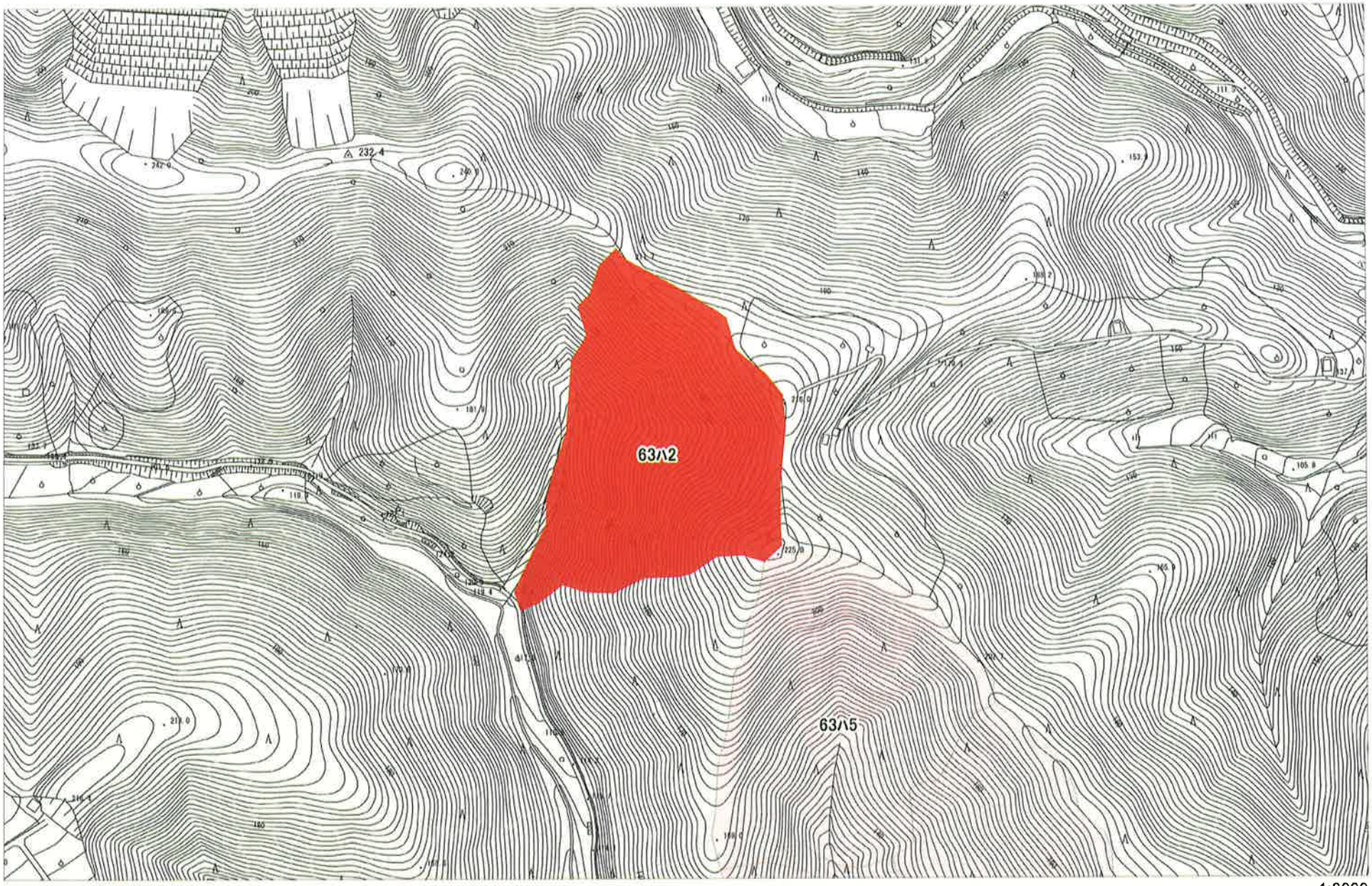

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	滝	芝ノ本	700	85	ロ	12	0	山林	0.92	ヒノキ	50	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	130

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	滝	芝ノ本	700	85	ロ	12	0	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

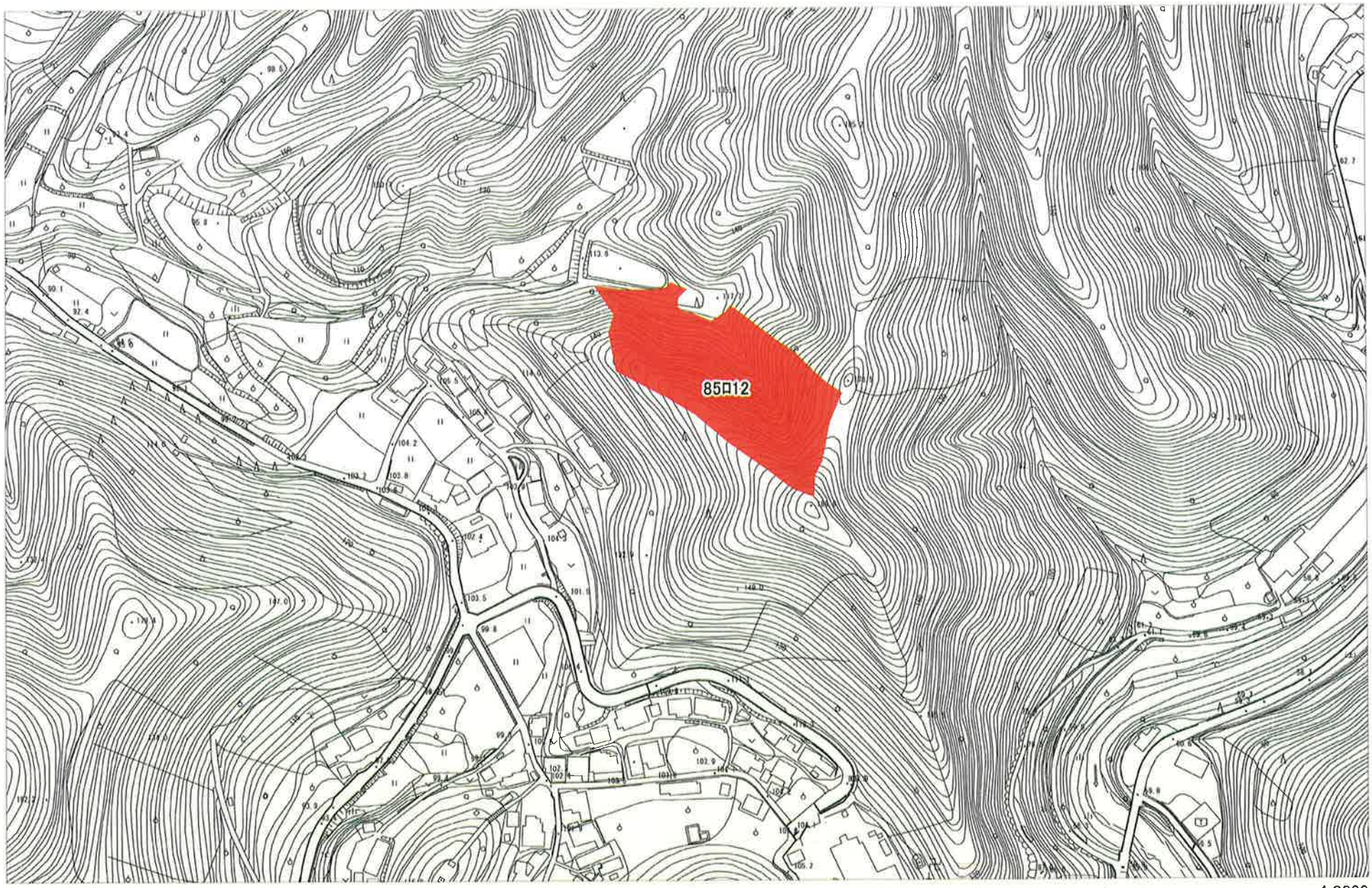

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	市井川	上木台谷	1384	78	ロ	5	0	山林	2.33	ﾋﾉｷ	50	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	131
2	市井川	上木台谷	1384	78	ロ	5	0	山林	1.00	ｽｷﾞ	50	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	132
3	市井川	下木台谷	1305	80	ニ	1	0	山林	0.41	ｽｷﾞ	54	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	133
4	市井川	下木台谷	1305	80	ニ	1	0	山林	0.97	ﾋﾉｷ	54	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	134
5	高野	山硲	977	67	ロ	1	1	山林	1.68	ﾋﾉｷ	51	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	135

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	市井川	上木台谷	1384	78	ロ	5	0	
2	市井川	上木台谷	1384	78	ロ	5	0	
3	市井川	下木台谷	1305	80	ニ	1	0	
4	市井川	下木台谷	1305	80	ニ	1	0	
5	高野	山硲	977	67	ロ	1	1	
6								
7								
8								

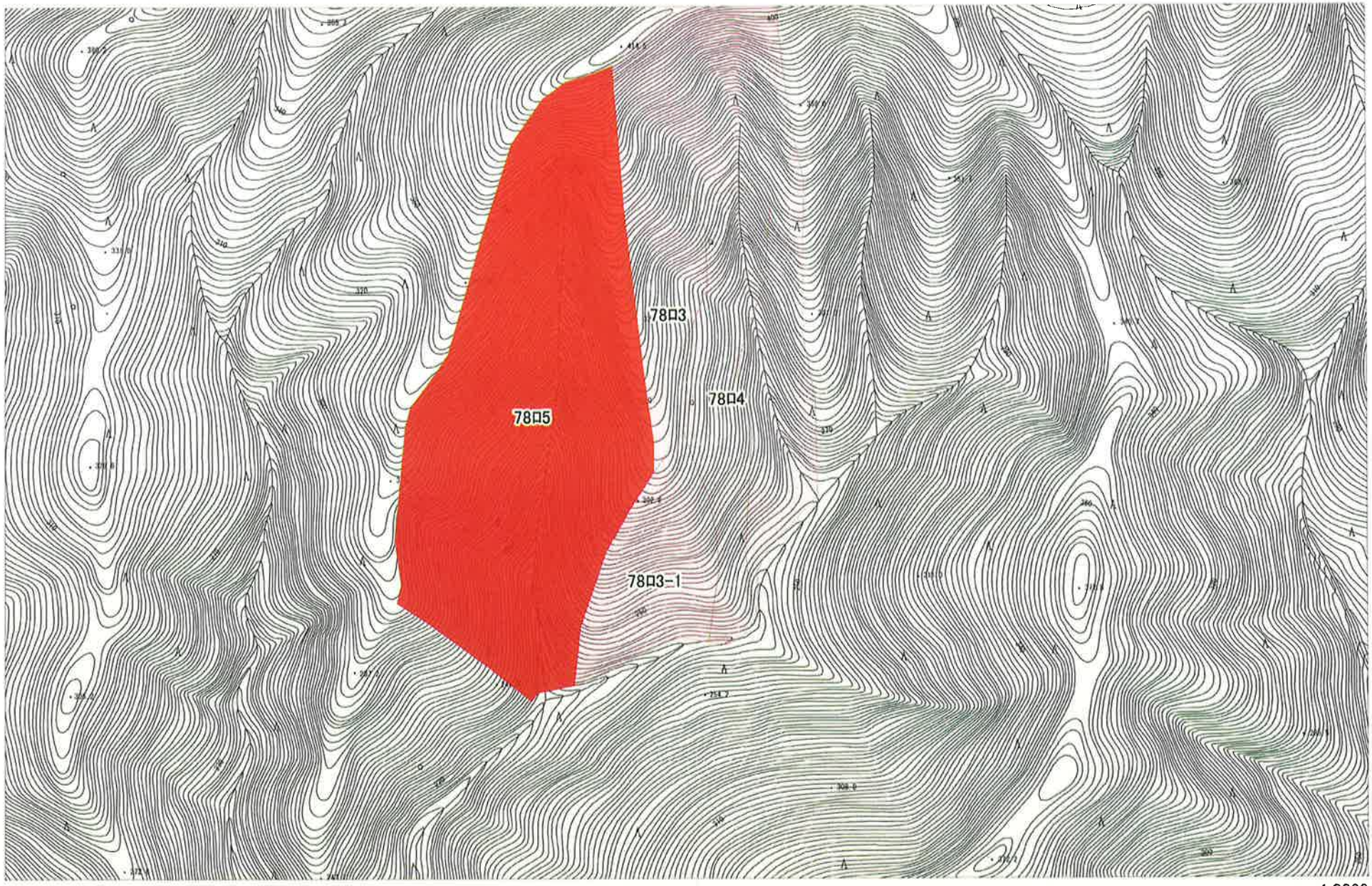

1:3000

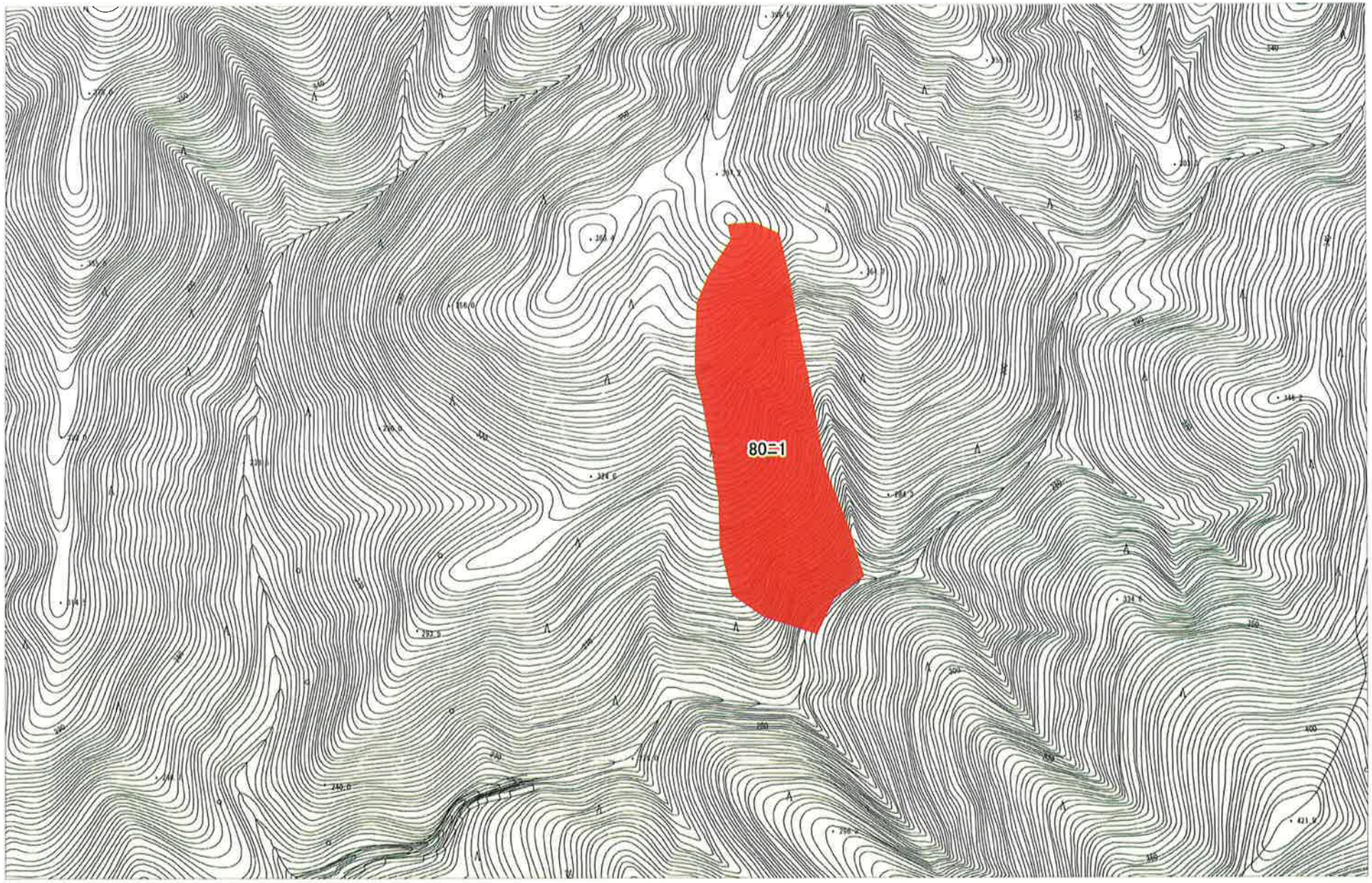

1:3000

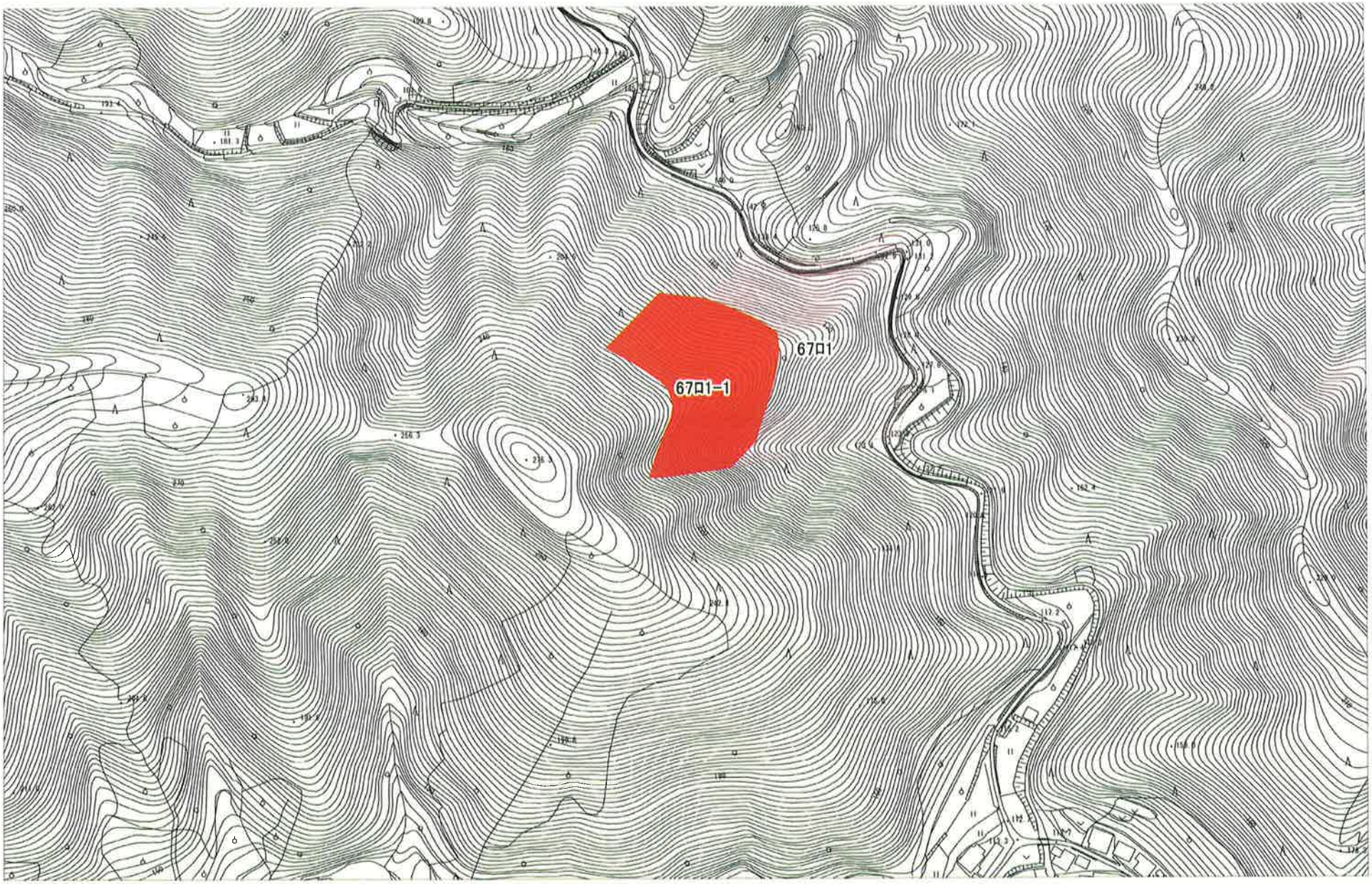

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	市井川	上木台谷	1376 1385-2 1381 1382	78	ロ	3	0	山林	1.50	ヒノキ	43	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	136
2	市井川	上木台谷	1376 1385-2 1381 1382	78	ロ	3	1	山林	0.66	ヒノキ	44	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	137
3	市井川	上木台谷	1376 1385-2 1381 1382	78	ロ	4	0	山林	0.70	ｽｷﾞ	57	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	138
4	市井川	上木台谷	1376 1385-2 1381 1382	78	ロ	4	0	山林	0.69	ヒノキ	57	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	139

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	市井川	上木台谷	1376 1385-2 1381 1382	78	ロ	3	0	
2	市井川	上木台谷	1376 1385-2 1381 1382	78	ロ	3	1	
3	市井川	上木台谷	1376 1385-2 1381 1382	78	ロ	4	0	
4	市井川	上木台谷	1376 1385-2 1381 1382	78	ロ	4	0	
5								
6								
7								
8								

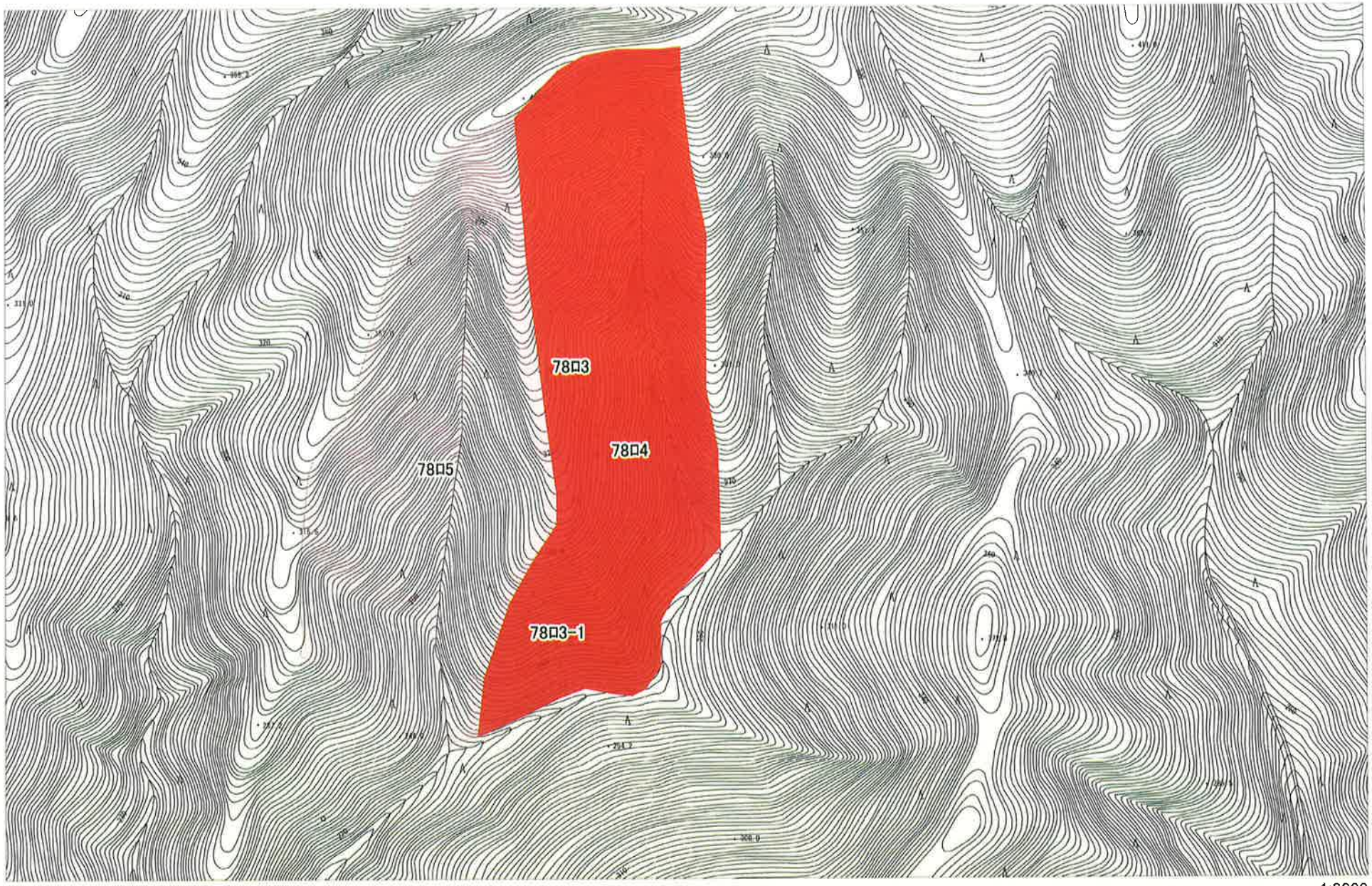

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	高野	山硲	959-1 959-2	67	ロ	1	0	山林	0.88	ヒノキ	47	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	144
2	高野	山硲	962-1	67	ロ	2	1	山林	0.81	ヒノキ	45	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	145

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）	住　所	和歌山県日高郡みなべ町芝742	氏名	みなべ町長　小谷芳正
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住　所	[redacted]	氏名	[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	高野	山硲	959-1 959-2	67	ロ	1	0	
2	高野	山硲	962-1	67	ロ	2	1	
3								
4								
5								
6								
7								
8								

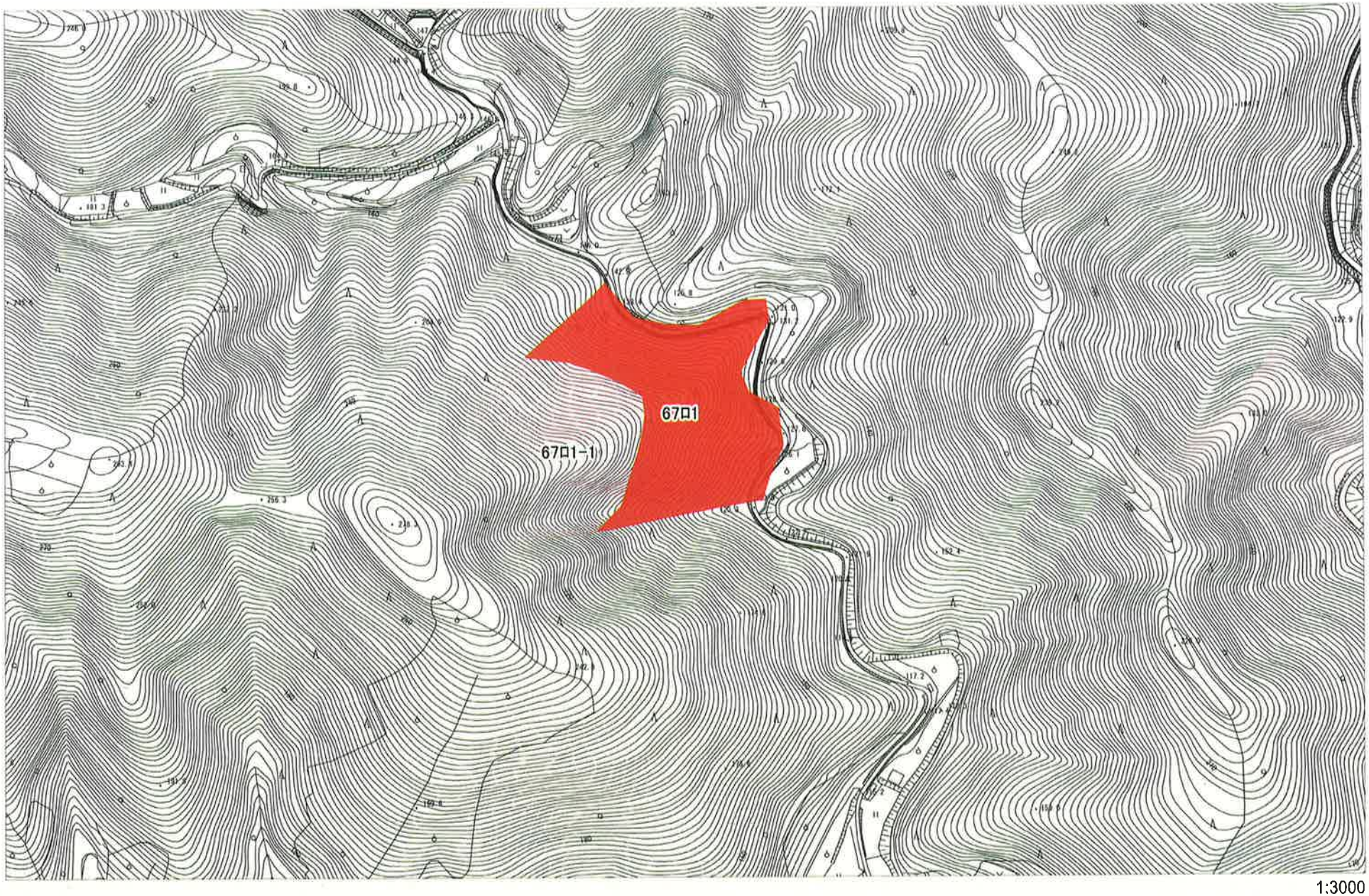

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	東神野川	後通	851	93	ロ	6	0	山林	0.81	ﾋﾉｷ	57	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	146
2	東神野川	後通	851	93	ロ	6	0	山林	0.35	ｽｷﾞ	57	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	147

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	東神野川	後通	851	93	ロ	6	0	
2	東神野川	後通	851	93	ロ	6	0	
3								
4								
5								
6								
7								
8								

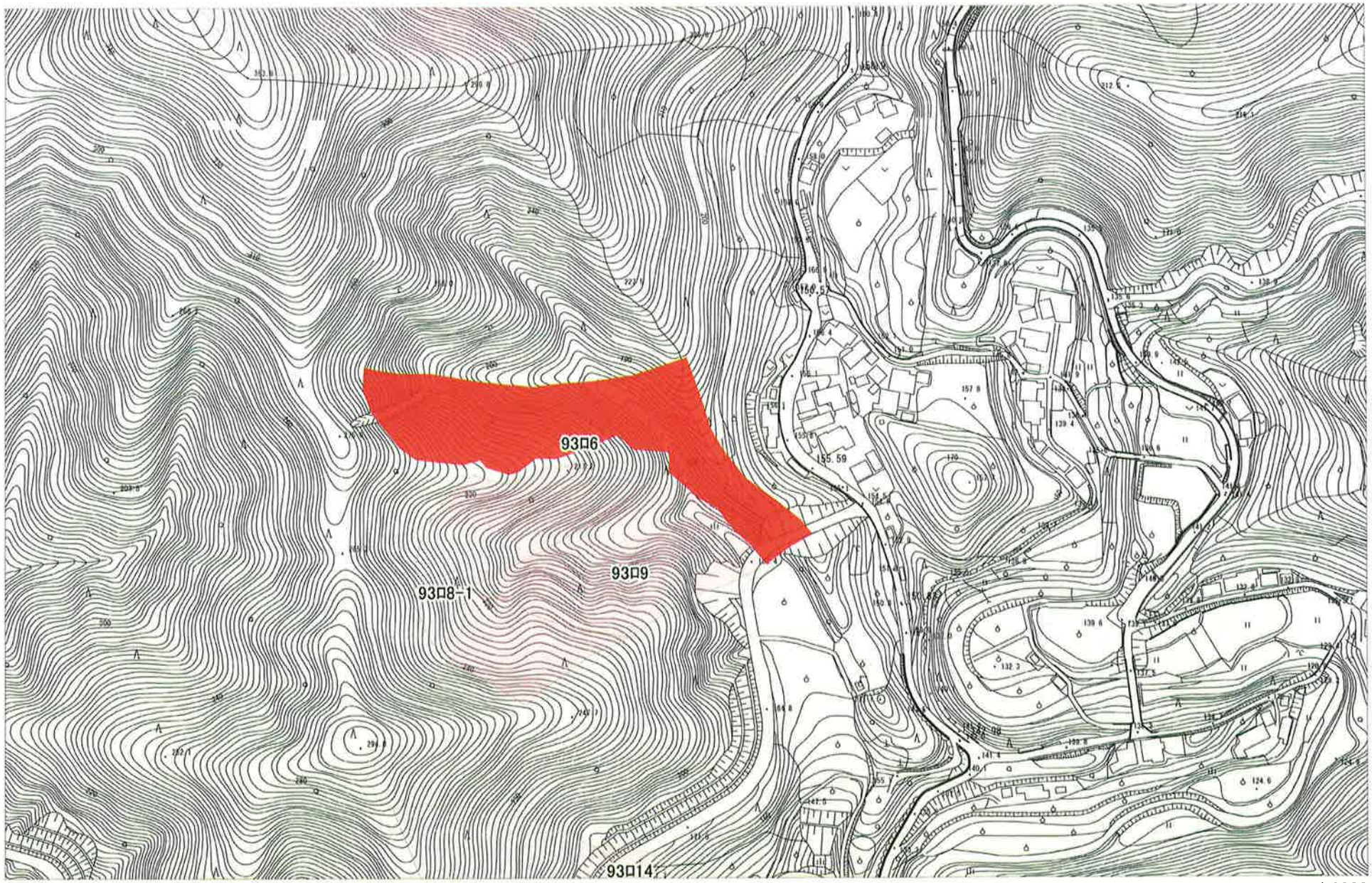

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	広野	沼川谷	607-1	86	ロ	3	0	山林	4.73	ヒノキ	54	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	148

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	広野	沼川谷	607-1	86	ロ	3	0	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

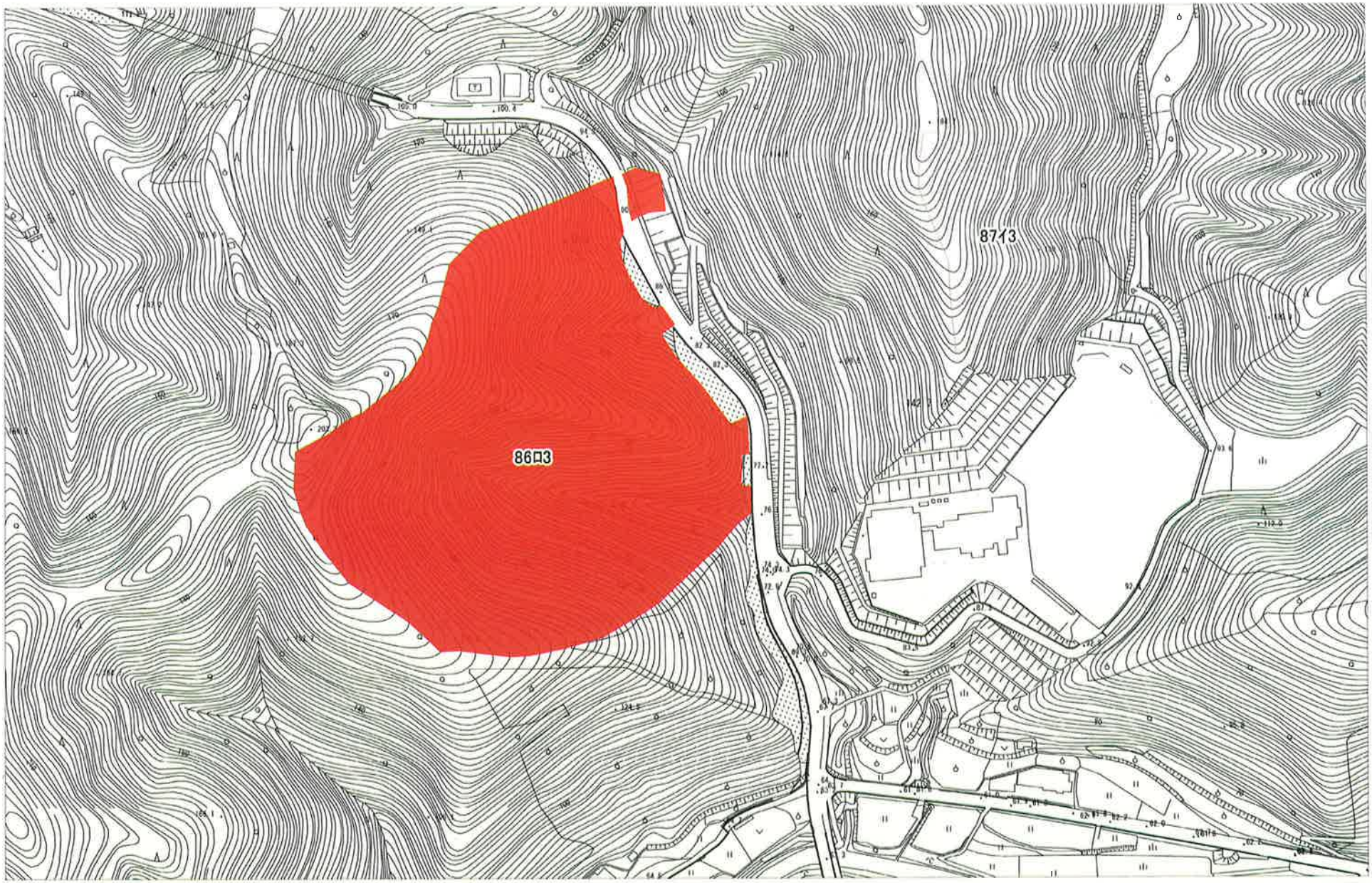

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	高野	猿谷垣内	1210他3	64	ハ	14	0	山林	2.86	ヒノキ	52	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	149

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所　在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	高野	猿谷垣内	1210他3	64	ハ	14	0	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

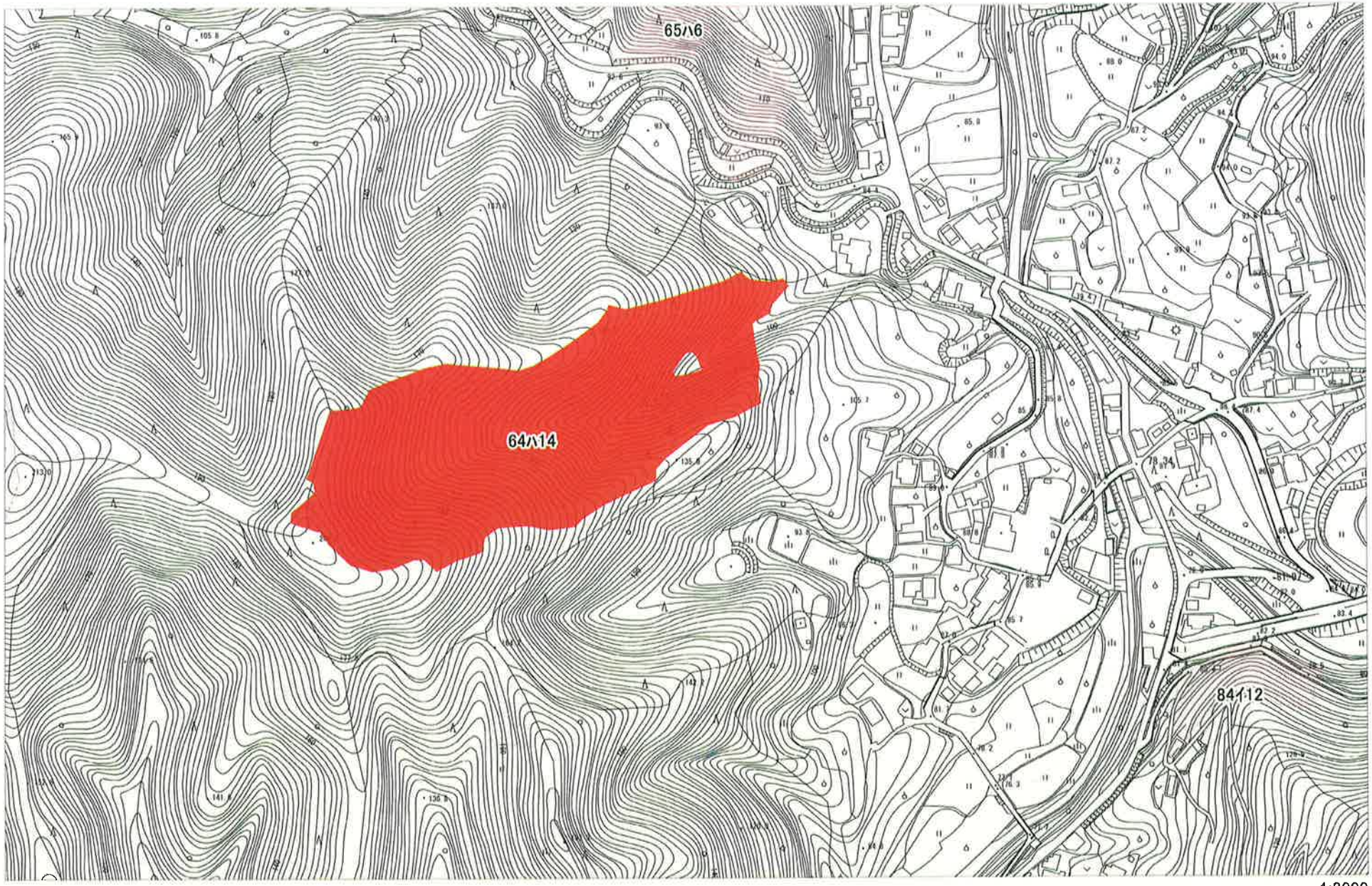

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	土井	風呂ノ本	215	84	イ	2	0	山林	0.87	ヒノキ	44	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	150

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	土井	風呂ノ本	215	84	イ	2	0	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

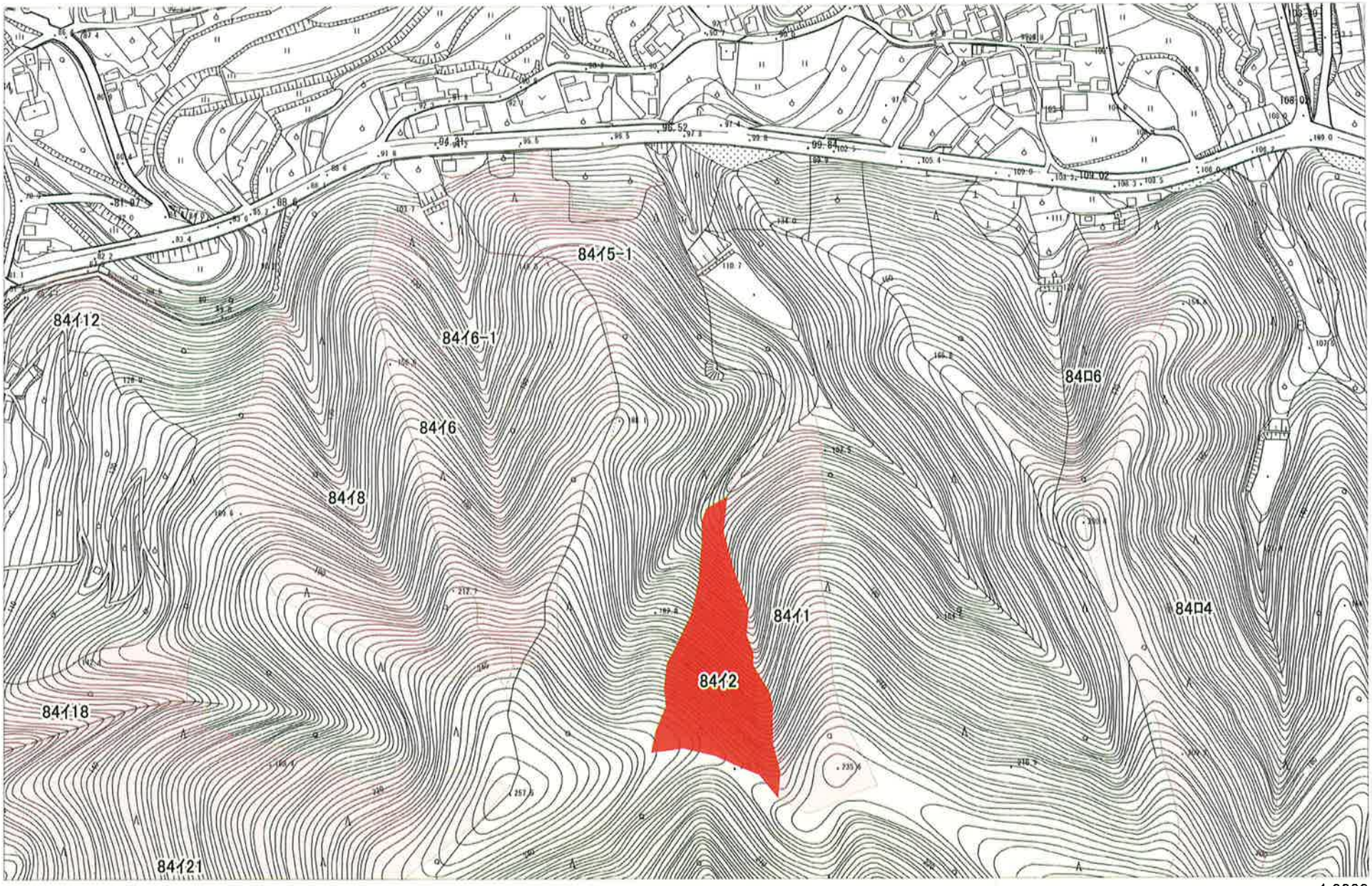

1:3000

経営管理集積計画

1　個別事項

整理番号	集5－01	経営管理権の設定を受ける（乙）	（名称） みなべ町長　小谷芳正	（所在地） 和歌山県日高郡みなべ町芝742
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）10年間	経営管理に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲に（D）を支払うべき時期、相手方及び方法	備考（現地連番）
番号	大字	小字	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積	現況樹種	現況林齢（年生）						
1	高野	中家垣内	1054	66	ハ	9	0	山林	0.04	ｽｷﾞ	62	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	151
2	高野	中家垣内	1054	66	ハ	9	0	山林	0.63	ﾋﾉｷ	62	2023.4.1	2033.3.31	別添1の①参照	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売する収益は乙のものとする	乙から甲に対して金銭の支払いは行はない	152

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　和歌山県日高郡みなべ町芝742　氏名　みなべ町長　小谷芳正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏名　[redacted]

別添1　経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容（C）

対象森林								経営管理計画に基づいて行われる経営管理計画の内容
番号	所　在			林班	準林班	小班	枝番	○　乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	大字	小字	地番					
1	高野	中家垣内	1054	66	ハ	9	0	
2	高野	中家垣内	1054	66	ハ	9	0	
3								
4								
5								
6								
7								
8								

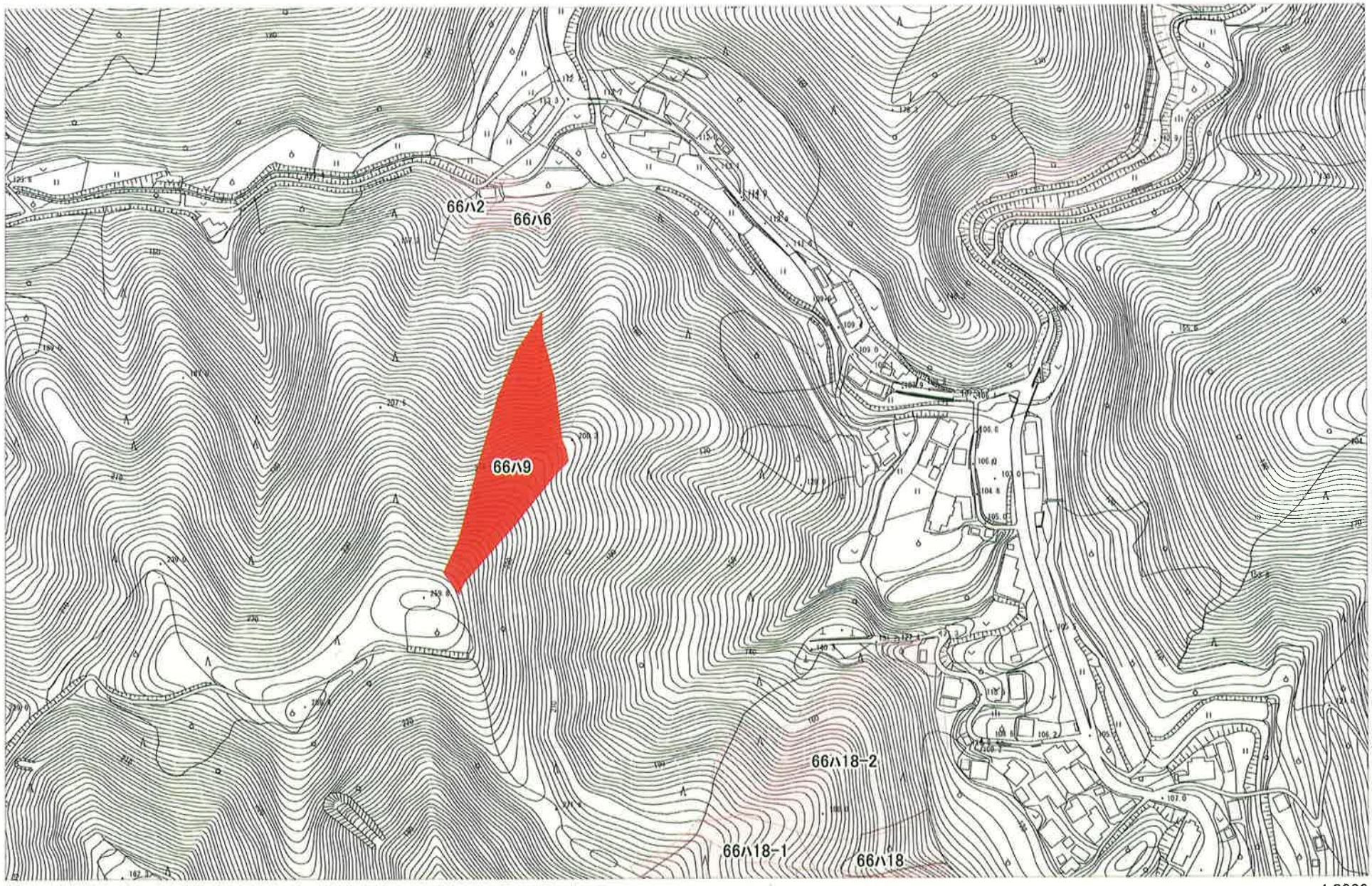

1:3000

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受する事業を実施すること。

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（7）森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出である場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（8）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（9）災害等による経営又は管理の不実施

乙は、次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

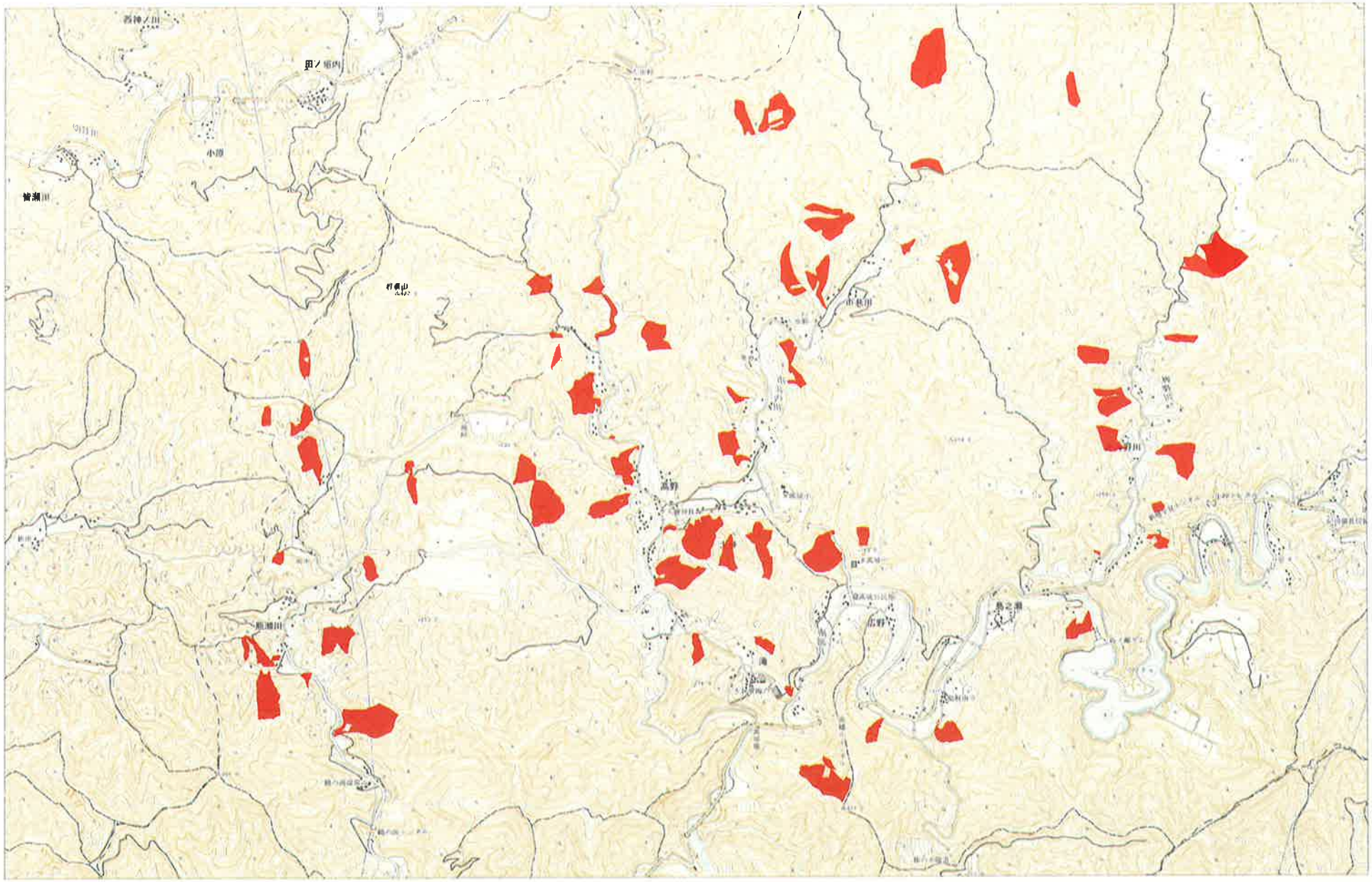

1:35000